

# 【 災害時協力協定 】

## 協定内容別 災害時協力協定等一覧表

	協 定 団 体	主 な 協 定 内 容	頁
医療	(一社)江戸川区医師会	医療救護活動、医療救護に係る費用弁償等	193
	江戸川区柔道整復師会	傷病者応急手当	202
	(公社)江戸川区薬剤師会	薬剤服薬指導・医薬品の管理	227
	江戸川薬業協同組合	医薬品等の優先供給	231
	(公社)江戸川区歯科医師会	歯科医療救護活動	233
	アルフレッサ(株)・岩瀬薬品(株)・(株)スズケン・東邦薬品(株)・(株)バイタルネット・(株)メディセオ	医薬品等の調達	392
	(学)江戸川学園・(学)滋慶学園・トヨタモビリティ東京(株)	医療救護施設の提供	415
	(公社)東京都助産師会江戸川地区分会	妊産婦等に対する心身のケアの実施	542
物資	江戸川資源リサイクル事業協同組合	トイレットペーパー等の提供・物資運搬	239
	(株)ヤマイチ・(株)ライフコーポレーション・(株)ローソン	応急物資の優先供給等	245
	(株)アクティオ	レンタル器材の供給	265
	サミット(株)・イオンリテール(株)イオン葛西店	応急物資の優先供給等	271
	(株)ダイエー	応急物資の優先供給等	298
	(株)イトーヨーカ堂	応急物資の優先供給等	385
	宮崎石油(株)	緊急通行車両用燃料等の優先供給	396
	生活協同組合コープみらい	応急物資の優先供給	411
	ライオン(株)	口腔ケア用品等の優先供給	449
	NPO法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク	避難所用簡易間仕切りシステムの供給	456
	(一社)日本福祉用具供給協会	福祉用具等物資の優先供給	458
	オーケー(株)	応急物資の優先供給等	467
	トヨタモビリティ東京(株)	給電用車両、その他工具の貸与	484
	興亜紙業(株)	段ボールベッド等の優先供給	487
	東京コンテナ工業(株)	段ボールベッド等の優先供給	559
	(株)トミザワ	オフィス用品等の優先供給	572
	王子コンテナ(株)東京工場	段ボールベッド等の優先供給	577
	王子ネピア(株)	応急物資の優先供給等	579
	アスクル(株)	応急物資の優先供給等	604
	コーナン商事(株)	応急物資の優先供給等	629
(株)セイエイドーKVSコーポレーション	段ボールベッド等の優先供給	634	
情報	日本郵便(株)江戸川・小岩・葛西郵便局	情報・車両・施設提供等	225
	(株)エフエム江戸川	災害防災情報の放送	235
	消防庁江戸川消防署	非常通信ルートの確立	294
	国土交通省関東地方整備局	被害状況等の情報交換	306

	協 定 団 体	主 な 協 定 内 容	頁
	警視庁小松川・葛西・小岩警察署	帰宅困難者の一時受入れ施設の情報提供	324
	(株)ジェイコム東京	災害防災情報の放送	328
	NTT東日本	特設公衆電話の事前設置	342
情報	(株)ジェイコム東京江戸川局	Wi-Fi スポットの開設	345
		告知放送の再送信	409
	ソフトバンク(株)	Wi-Fi スポットの開設	347
	国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所	災害情報配信	374
	特別区9区(千代田区、新宿区、文京区、墨田区、大田区、中野区、杉並区、練馬区、足立区)	防災用高所カメラ映像の閲覧	388
	東京都	罹災証明書の発行に係る情報提供	400
	(株)ゼンリン	地図製品等の供給等	423
	ヤフー(株)	災害情報の発信	464
	東京アンテナ工事(株)	地域BWAシステムの整備・運営	498
	(株)ハミングバード	無人航空機による空撮データの提供	519
	在日本大韓国民団東京江戸川支部	防災情報の外国語翻訳等	543
	(株)近畿日本ツーリスト首都圏	宿泊施設の提供	545
	(一社)全日本ホテル連盟・ 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合・ 日本旅館協会東京都支部	宿泊施設の提供	547
	総合警備保障(株)	無人航空機による空撮データの提供及び警備業務	551
	国土交通省国土地理院	地理空間情報の提供に関する事	557
	スカイエーステート(株)	無人航空機による情報収集業務	567
食料	東京都麺類協同組合小松川・小岩支部	麺類等の提供	197
	江戸川区米穀小売商組合連合会	米穀等の提供	200
	東京都漬物事業協同組合	梅干等の供給	251
	山崎製パン(株)松戸工場	パン類等の提供	293
	大塚食品(株)東京支店	飲料水等の優先供給	310
	大塚製菓(株)東京支店	カロリーメイト、ポカリスエット等の優先供給	534
	江戸川区農業経営者クラブ	野菜と資器材の提供	387
復旧 活動	(一社)東京都自動車整備振興会江戸川支部	道路啓開等の協力	223
	江戸川区電設防災協力会・江戸川区機械設備防災協力会	区立施設の応急対策業務	241

	協 定 団 体	主 な 協 定 内 容	頁
	谷口建設(株)・大峰建設(株)・藤井建設(株)・東海施設(株)・早川建設(株)・島村建設(株)・(株)平岡工務店・澤建設(株)・内海建設(株)・(株)イチグミ・(株)細田組・丸山機工(株)・(株)アトランティック・(株)イケハタ・国進工業(株)・(株)坂井組建設・(有)三章・(有)瀬尾造園土木・塚本建設(株)・(株)レムコ・(株)アベヒロ工務店・(株)石川土木・(株)大達土木・奥山建設(株)・葛西建設(株)・(株)志村組・(株)新建設・(株)スイコウ	復旧作業	275
復旧活動	(株)坂東土木・(株)富士見建設・星見建設(株)・(株)堀木工務店・(株)山内工務店・(有)吉原工業所・(有)鈴木建材店・佐々木建栄(株)・オオバ工業(株)・(有)ストーンリバー・佐々並建設(株)・大藤興業(株)・(株)ナンセイ・(有)コンストラクション佐藤興業協和工業(株) (有)東松建設 (有)トーション		
	(株)フジムラ	解体用重機とオペレーターの供給	300
	スターツCAM(株)	復旧作業と避難施設等の提供	304
	(一社)関東地域づくり協会	復旧事業の支援	336
	東京都塗装工業協同組合江戸川支部	漏水補修等の復旧業務	361
	(株)村岡組	クレーン等とオペレーターの供給	370
	(一社)江戸川造園緑化協会	復旧作業	405
	NPO法人全日本レッカー協会	災害時の車両等障害物除去	421
東京電力パワーグリッド(株)江東支社	災害時の停電復旧のための連携	506	
輸送	(一社)東京都トラック協会江戸川支部	物流業務、物流コーディネーターの派遣	204
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合東京支部	軽自動車の緊急輸送業務	243
	東京都個人タクシー協同組合江戸川第一支部	緊急輸送業務等	413
	ヤマト運輸(株)城東主管支店	物資集積場所運営及び物資輸送の協力	536
	(株)You ライフ	物資輸送及び資機材の供給	564
	佐川急便(株)	物流業務等	615
	東京福山通運(株)	物流業務等	622
トイレ	(株)伸光産業	仮設トイレの供給等	247
	三和清運(株)・(有)福島興産	し尿収集業務	249
	東京都下水道局東部第二下水道事務所	し尿投入人孔及びマンホール用仮設トイレの使用	267
施設	都立葛西工業高等学校・都立小松川高等学校・都立江戸川高等学校・都立小岩高等学校・都立葛西南高等学校・都立篠崎高等学校・都立紅葉川高等学校	避難施設の提供	253
	都立鹿本学園・都立白鷺特別支援学校	避難施設の提供(要配慮者用)	256
	ヒノデ第一交通(株)	帰宅困難者支援と情報提供等	326

	協 定 団 体	主 な 協 定 内 容	頁
	(学)守屋育英学園関東第一高等学校	避難施設の提供	332
	江戸川区熟年者福祉施設連絡会	避難施設の提供(要配慮者用)	338
	(独)都市再生機構東日本賃貸住宅本部	大規模水害時の避難場所の提供	357
	東京都住宅政策本部	大規模水害時の避難場所の提供	363
	(株)ニチイケアパレス	避難施設の提供(要配慮者用)	364
	東京都建設局	一時集合場所の提供(瑞江葬儀所)	376
	トヨタ自動車(株)	避難施設の提供(要配慮者用)	377
	関東興業(株)・(株)マリンドリーム	大規模水害時の緊急避難及び船舶の提供	379
	東京都住宅供給公社	大規模水害時の避難場所の提供	382
	(株)長崎商事・スターツアメニティー(株)	一時避難場所の提供	390
施設	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合江戸川支部	一時避難場所の提供及び公衆浴場等の使用	407
	(株)ケアレジデンス	避難施設の提供(要配慮者用)	440
	(学)滋慶学園	避難場所としての施設利用及びボランティアの派遣等	445
	(医)善千会老人保健施設ヴィット	避難施設の提供(要配慮者用)	451
	(株)木下の介護	避難施設の提供(要配慮者用)	469
	朝日信用金庫	避難施設の提供(帰宅困難者用)	476
	トヨタモビリティ東京(株)	避難施設の提供(帰宅困難者用)	479
	東京東信用金庫	避難施設の提供(帰宅困難者用)	489
	(株)島忠	車両待避場所等の提供	492
	宗教法人妙勝寺	避難施設の提供(帰宅困難者用)	496
	(株)ユリ・エンタープライズ・ (株)ホテルアンドアソシエイツ・ H.I.S.ホテルホールディングス(株)・ (株)KTS東京オペレーション	避難施設の提供(要配慮者用)	510
	東亜物流(株)	避難施設の提供(帰宅困難者用)	515
	(株)ザシティ	避難施設の提供(帰宅困難者用)	524
	ポアプラス(株)	避難施設の提供(要配慮者用)	526
	(株) PORT ISLAND	避難施設の提供(要配慮者用)	530
	ヤマト運輸(株)城東主管支店	大規模な水害時における一時的な緊急避難先の提供	539
	(株)アーネストワン	大規模な水害時における一時的な緊急避難先の提供	561
	東京都立紅葉川高等学校	災害対策用車両待避場所の提供	575
	南小岩六丁目地区市街地再開発組合	一時滞在施設等の提供	587
	独立行政法人国立青少年教育振興機構	広域避難先としての施設利用	590
	国立大学法人東京芸術大学	広域避難先としての施設利用	594
	東京都公立大学法人	広域避難先としての施設利用	597
	(株)東京レポートセンター	広域避難先としての施設利用	611
	東京都(東京都生活文化スポーツ局所管4施設)	広域避難先としての施設利用	625

	協 定 団 体	主 な 協 定 内 容	頁
	コーナン商事(株)	大規模な水害時における一時的な緊急避難先の提供	629
	(株)Wガーデン	避難施設の提供(帰宅困難者用)、車両待避場所等の提供	631
被災者 支 援	江戸川法曹・調停会	特別法律相談	259
	江戸川不動産鑑定士会	特別不動産相談に係る不動産鑑定士の派遣	291
	東京都理容生活衛生同業組合江戸川支部	理容サービス業務の提供	302
	東京土建一般労働組合江戸川支部	被災住宅等の相談窓口設置協力と応急修繕等	318
	東京建設従業員組合	被災住宅等の相談窓口設置協力と応急修繕等	320
	首都圏建設産業ユニオン城北支部	被災住宅等の相談窓口設置協力と応急修繕等	322
	江戸川区三療師会	鍼・灸・マッサージ施術の提供	372
	東京都行政書士会江戸川支部	行政書士法に定める業務に係る相談等	502
	アデコ(株)	大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務における協力	574
	(株)近畿日本ツーリスト首都圏	大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務における協力	581
	(株)パソナ	大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務における協力	582
	(株)達富	避難所等での訪問サービスの提供等	600
	(株)ケアギビング	避難所等での障害福祉サービスの提供等	608
	三和商事(株)	一般ボランティア活動支援における人材派遣等	618
	ウコウコヤオ(株)	避難所等での訪問サービスの提供等	620
建物 被害 調 査	(一社)東京建築士会江戸川支部	建物の応急危険度判定と避難施設の安全点検	312
	(一社)東京都建築士事務所協会江戸川支部	建物の応急危険度判定と避難施設の安全点検	314
	(一社)江戸川建設業協会	建物の応急危険度判定と避難施設の安全点検	316
	(公社)東京都不動産鑑定士協会	住宅被害認定調査等の支援業務	425
	消防庁江戸川・葛西・小岩消防署	り災証明書の発行業務に係る連携	513
給水 活 動	東京都水道局	初動応急給水活動	307
		消火栓等からの応急給水等	354
	東京都水道局・土地所有者	避難所における応急給水栓の設置及び使用	429
	東京都	給水施設の維持管理及び運用に関	466

	協 定 団 体	主 な 協 定 内 容	頁
		すること	
相互 支援	特別区	応急活動の協力・支援等	207
	千葉県市川市	相互支援	296
	茨城県東茨城郡城里町	相互支援	398
	千葉県浦安市	相互支援	474
	新潟県南魚沼市	相互支援	504
	東京都・区市町村	相互支援	583
ボラン ティア	(福)江戸川区社会福祉協議会・ (公財)えどがわボランティアセンター	一般ボランティアの活動支援	349
遺体 取扱	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	葬祭用品の供給等の協力	263
	(株)東京葬祭	葬祭用品の供給、帰宅困難者支援	359
	(株)協和木工所	葬祭用品の供給	383
	江戸川仏教会	遺体供養等	438
	(有)瑞江セレモ	葬祭用品の供給、帰宅困難者支援	602
その他	警視庁小松川・葛西・小岩警察署	重機等保有業者の資器材の提供	261
	(公社)東京都獣医師会江戸川支部	動物の救護活動等の協力	269
	東京都下水道局	非常電力の供給	366
	(学)千葉学園	防災に関する協力・連携	428
	東京都建設局	避難場所等における協力・連携	462

## 災害時の医療救護活動についての協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人江戸川区医師会（以下「乙」という。）は、昭和51年12月16日に締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」について、以下のとおり改める。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）及び江戸川区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、災害対策基本法、災害救助法又は江戸川区地域防災計画等に基づき甲が行う医療救護活動のため必要と認めた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、医療救護班を編成し、緊急医療救護所等に派遣する。

3 江戸川区内に震度6強以上の地震が発生した場合は、第1項の定めによる甲からの派遣要請がない状態であっても、乙は、直ちに、医療救護班を編成し、緊急医療救護所等に派遣する。この場合において、乙は、派遣後速やかに甲に報告する。

4 甲は、前項により乙から報告があった派遣については、第1項の定めによる派遣の要請をしたものとする。

5 第1項の定めによる医療救護班の構成人数は、次のとおりとする。

- （1）医師（必須） 1名
- （2）看護師 1名
- （3）その他事務補助 1名

なお、必要に応じ、甲乙協議のうえ、職種及び人数について変更することができる。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、緊急医療救護所、避難所、医療機関又は医療救護活動拠点等において、医療救護活動を実施する。

（医療救護班の派遣期間）

第4条 医療救護班の派遣期間は、緊急医療救護所においては発災から72時間とし、それ以降は、甲乙協議のうえ決めることとし、避難所等の巡回を行う。

（医療救護班の業務等）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対するトリアージ
- （2）傷病者に対する応急処置及び医療
- （3）傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- （4）死亡の確認及び遺体の検案への協力
- （5）助産救護
- （6）その他、甲乙協議のうえ、必要と認められる業務



2 医療救護班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の医療救護班等に活動内容等の引き継ぎを行う。

3 甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、医療救護班への伝達に努める。

(指揮命令)

第6条 医療救護班の活動場所は、甲が指示する。

2 医療救護班は、その業務内容等について、前項に規定する者に加え、活動場所における指揮者等の指示に従う。

3 甲は、必要に応じて、医療救護班の活動場所、業務内容等について、前2項に規定する者と調整を行うなど、医療救護班に対し、必要な支援を行う。

(医療救護班の移動等)

第7条 医療救護班の移動手段、宿泊先及び食糧は、原則として医療救護班が確保する。

ただし、緊急の場合又はこれにより難しい場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

(医薬品等の確保)

第8条 医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材(以下「医薬品等」という。)は、活動場所に提供されるものを使用し、必要に応じて、医療救護班が携行する医薬品等を使用する。

(医療費)

第9条 次項に定める場合を除く、緊急医療救護所、避難所等における医療費は、無料とする。

2 医療機関における医療費は、原則として患者負担とし、保険診療等によるものとする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せて担当する。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施し、また、甲が実施する合同訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の編成、派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 医療救護活動を実施する際の費用弁償等については、災害救助法の定めにより行い、前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

なお、災害救助法の適用を受けない期間及び地域において医療救護活動を行った場合も、この条に準じて、甲が費用弁償等を行う。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づく乙の当該業務に従事する者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(災害医療運営連絡会への参画)

第13条 この協定の円滑な実施等を図るため、乙は、甲が設置する江戸川区災害医療運営連絡会等に参画する。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、

決定する。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成30年3月27日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからこの協定の解除又は変更の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

附則

1 昭和51年12月16日締結の「災害時の医療救護活動についての協定書」及び同「実施細目」は廃止する。

2 この協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月27日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区中央4丁目24番14号  
一般社団法人江戸川区医師会  
会長 玉城繁

## 災害時の医療救護活動についての協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人江戸川区医師会（以下「乙」という。）とは、平成30年3月27日締結の「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく実施細目（以下「本細目」という。）について、以下のとおり定める。

（費用弁償等）

第1条 医療救護活動により生じた甲の管轄する区域内における医療機関の施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

第2条 協定書第11条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により甲に請求・報告する。

- （1）医療救護班派遣に係る費用弁償は、「費用弁償等請求書」（第1号様式）に医療救護班ごとの「医療救護班活動報告・医療救護班員名簿」（別紙1）及び「医療救護班診療記録」（別紙2）を添えて請求する。
- （2）医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用弁償は、前（1）による第1号様式に「医薬品・衛生材料等使用報告書」（第2号様式）を添えて申請する。
- （3）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疫病にかかり、障害の状態となったとき又は死亡した場合は、「事故報告書」（第3号様式）に「事故傷病者概要」（別紙3）を添えて報告する。
- （4）甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る実費弁償等については、前（1）から（3）の定めを準用する。
- （5）医療救護活動により生じた医療施設の施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前（1）による第1号様式に「物件損傷報告書」（第4号様式）を添えて請求する。
- （6）その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和38年規則第136号）で定める様式を準用する。

（費用弁償等の支払）

第3条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めるときは、協定書第11条第2項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払う。

（附則）

本細目は、平成30年3月27日から適用する。

## 災害時の応急対策業務（麺類等提供の店）についての協定書

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、江戸川区の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、江戸川区（以下「甲」という。）が行う災害応急対策業務について、東京都麺類協同組合小松川支部（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力の内容は次の範囲のものとする。

- ア 麺類等給食に関する原材料提供
- イ 麺類等給食に関する設備機器提供
- ウ 麺類等給食に関する労務提供

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（指揮命令）

第5条 乙の協力に係る指揮命令および連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

（費用弁償）

第6条 甲は乙の協力に係る原材料及び設備機器の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

（合同訓練）

第7条 乙は甲から要請があった場合は甲が実施する合同訓練に参加し協力するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）によるものとする。

（協力店の表示）

第9条 甲は乙の店舗に、災害時協力の店である旨の表示を行い地域住民に周知するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、昭和54年7月5日から昭和55年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙なんらの申出がないとき、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協定細目）

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別紙、協定細目のとおりとする。

（疑義の決定等）

第12条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は、2通作成し甲、乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和54年7月5日

甲 江戸川区長  
中 里 喜 一

乙 東京都麺類協同組合小松川支部長  
西 條 啓 男

(同内容の協定)

乙 東京都麺類協同組合小岩支部長  
長 島 晋 吾

## 災害時の応急対策業務（麺類等提供の店）についての協定細目

昭和54年7月5日付をもつて締結した「災害時の応急対策業務（麺類等提供の店）についての協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細目は次のとおりとする。

### （要請の手続内容）

第1条 協定書第3条に定める要請に必要な事項は（様式1）に記載するものとする。

### （費用弁償）

第2条 協定書第6条に定める実費とは次による。

（1）原材料については、提供時直前の時価とする。

（2）設備機器の提供使用については、設備機器の提供使用時直前の評価額に残存耐用年数で提供使用した期間を除して得た数を掛けて得た額とする。

### （費用弁償の請求報告）

第3条 協定書第6条および前条の定める費用弁償等の請求・報告については、応急対策業務終了後速やかに乙が一括して次により甲に請求、報告するものとする。

（1）応急対策業務実施に係る費用弁償は、費用弁償請求書（様式2）に各班毎に応急対策業務活動報告（様式2-1）を添えて請求するものとする。

### （費用弁償の支払い）

第4条 甲は、前条により請求・報告された費用弁償請求書の内容を調査のうえ、適当と認めるときは、細目第3条による基準により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

### （合同訓練に要する費用弁償）

第5条 協定書第7条に定める合同訓練参加に要する費用弁償は、乙の訓練に要する原材料の数量分を現物で支給するものとする。

### （協力店の表示）

第6条 協定書第9条に定める表示は、表示板をもつてすることとし、その形状寸法等については、甲、乙協議の上決定し、甲が作成するものとする。

## 災害時の米穀等提供についての協定書

### (協定の趣旨)

第1条 この協定は、江戸川区の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、江戸川区(以下「甲」という。)が行なう災害応急対策業務について、江戸川区米穀小売商組合連合会(以下「乙」という。)が行なう協力に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は次の範囲のものとする。

- ア 米穀等給食に関する原材料提供
- イ 米穀等給食に関する設備機器提供
- ウ 米穀等給食に関する労務提供

### (要請の手続)

第3条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

### (協力)

第4条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

### (指揮命令)

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行なうものとする。

### (費用弁償)

第6条 甲は乙の協力に係る原材料および設備機器の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

### (損害補償)

第7条 甲の要請にもとづく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)によるものとする。

### (報告)

第8条 乙は甲に対し災害時の協力態勢及び米穀等の常時保有総量を毎年4月に報告するものとする。

### (協力店の表示)

第9条 甲は乙の店舗に、災害時協力の店である旨の表示を行い地域住民に周知するものとする。

### (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、昭和55年9月26日から昭和56年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙なんらの申出がないとき、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

### (協定細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別紙、協定細目のとおりとする。

### (疑義の決定等)

第12条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事

項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は、2通作成し甲・乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和55年9月26日

甲 江戸川区長  
中 里 喜 一

乙 江戸川区米穀小売商組合連合会長  
増 田 正 治



## 災害時の柔道整復師会の協力についての協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、江戸川区の地域に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、江戸川区(以下「甲」という。)が行う災害応急対策業務について、江戸川区柔道整復師会(以下「乙」という。)が行なう協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙の協力の内容は次の範囲のものとする。

- ア 傷病者に対する応急手当(柔道整復師法に規定された業務の範囲)
- イ 傷病者に対する応急手当に関する衛生材料等の提供
- ウ 傷病者に対する応急手当に関する労務提供

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

(協力)

第4条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第5条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行ない、応急手当に係る必要な指示については、江戸川区医師会長の指定する者(医師)が行うものとする。

(費用弁償)

第6条 甲は乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請にもとづく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、昭和56年2月19日から昭和57年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲、乙なんらの申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協定細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別紙の協定細目のとおりとする。

(疑義の決定等)

第10条 この協定の条項の解釈についての疑義を生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は、2通作成し甲・乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和56年2月19日

甲 江戸川区長  
中 里 喜 一

乙 江戸川区柔道整復師会長  
岡 崎 広 吾

## 災害時における物流業務等に関する協定

災害時における物流業務等に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都トラック協会江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し要請する物流業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）物資等 救援物資、食料、飲料水、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。
- （3）物資輸送拠点 江戸川区地域防災計画に定める地域内輸送拠点のほか、災害時において区長が指定する施設をいう。
- （4）避難所 江戸川区地域防災計画に定める避難所をいう。
- （5）災害時物流コーディネーター（以下「コーディネーター」という。） 災害時に乙が江戸川区災害対策本部・生活振興部本部（以下「災害対策本部」という。）及び物資輸送拠点へ派遣する物流業務等に関する実務の見識や経験を有する物流専門家であり、それぞれ本部コーディネーター、拠点コーディネーターという。
- （6）物流業務等 次に掲げる業務をいう。
  - ア 物資等の輸送
  - イ 物資等の保管
  - ウ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、搬出等
  - エ 物流業務に必要な車両、施設、荷役機械または資機材の供給
  - オ コーディネーターの派遣
  - カ アからオまでに掲げる業務のほか、甲乙協議により必要と認める業務
- （7）供給車両 乙の会員が所有する車両であって、災害時に本協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は災害時、乙に対して物流業務等に関する協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請は、原則として協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

(コーディネーター)

第4条 乙は、乙の会員からコーディネーターを指名し、平常時においてあらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

2 本部コーディネーターは、第3条第1項の規定に基づく要請があったとき又は江戸川区内で震度5強以上の地震が発生したときは、速やかに災害対策本部に参集し、状況に応じて拠点コーディネーターの派遣を要請する。

3 本部コーディネーターは、前項の規定にかかわらず参集できないときは、速やかに乙及び甲に連絡し、その後の対応については甲乙協議のうえ決定する。

4 コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 物資輸送拠点と避難所との間における物資等の輸送ルート策定並びに輸送手段の確保等に係る助言及び調整

(2) 物資輸送拠点における物資の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、搬出等に係る助言及び調整

(3) 物資輸送拠点の管理運営、新たな物資等の保管場所の確保に関する助言及び調整

(4) 物資等の配分計画の立案、在庫管理等に関する助言および調整

(5) その他物流業務等全般に関する助言及び調整

(報告等)

第5条 乙は、物流業務等を完了したときは、甲に対して遅滞なく次に掲げる事項を業務終了報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(1) 物資等の輸送に従事した乙の会員名、供給車両数、車種及び人員

(2) 物資等の輸送の期間、輸送区間及び走行距離

(3) 輸送した物資等の品目、内容及び数量

(4) コーディネーターが業務に従事した期間及び人員

(5) その他甲が必要と認める事項

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の規定による要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、供給車両に係る費用については、災害時において一般社団法人東京都トラック協会が定める統一運賃に基づき定めるものとする。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議のうえ決定する。

4 乙は、第1項の費用について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に費用請求書(第3号様式)により請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に乙に対して費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、物流業務等の実施に当たって事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両を確保する等の必要な措置を講じて物流業務等を継続するものとする。

3 前項に規定にかかわらず、物流業務等の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲乙協議のうえ決定する。

(補償等)

第8条 甲は、本協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(保有車両等の報告)

第9条 乙は、甲に対し、毎年4月に車両保有台数及び供給可能台数を報告する。

(燃料の確保)

第10条 甲は、平常時から供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(連絡体制等)

第11条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

(防災訓練等への参加)

第12条 乙は、甲が実施する防災訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(被災自治体支援への協力)

第13条 乙は、甲が行う被災自治体への支援活動に協力するものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、平成30年3月22日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協定細目)

第15条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

附則

1 昭和62年2月26日締結の「災害時における緊急輸送業務等に関する協定」及び同「協定細目」は廃止する。

2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月22日

甲 東京都江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 東京都江戸川区西葛西7丁目28番8号  
一般社団法人 東京都トラック協会江戸川支部  
支部長 森本 勝也

## 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

### (目的)

第1条 この協定は、特別区(以下、「区」という。)の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区(以下、「被災区」という。)独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区(以下、「支援区」という。)が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

### (支援対策本部の設置)

第2条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部(以下、「本部」という。)を設置する。

2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待たずには応急対応に支障が出ると予想される場合は自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

### (支援各区の体制)

第3条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

### (支援の要請)

第4条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

2 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

### (相互協力及び相互支援の内容)

第5条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

(2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

- ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
  - イ 被災区へのボランティアの斡旋
  - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舍の提供
  - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
  - イ 被災区への専門職員等の派遣
  - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
  - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
  - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
  - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
  - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項  
(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とす

る。

( 平常時の措置 )

第 8 条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

( 実施細目の作成 )

第 9 条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

( 協定内容等の見直し )

第 10 条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

( その他 )

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

1 この協定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 8 年 2 月 16 日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本協定書を 23 通作成し、各区長は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 26 年 3 月 14 日

千代田区長 石川 雅 己

渋谷区長 桑原 敏 武

中央区長 矢田 美 英

中野区長 田中 大 輔

港区長 武井 雅 昭

杉並区長 田中 良

新宿区長 中山 弘 子

豊島区長 高野 之 夫

文京区長 成澤 廣 修

北区長 花川 與 惣 太

台東区長 吉住 弘

荒川区長 西川 太 一 郎

墨田区長 山崎 昇

板橋区長 坂本 健

江東区長 山崎 孝 明

練馬区長

職務代理者 琴尾 隆 明

副区長

品川区長 濱野 健

足立区長 近藤 弥 生

目黒区長 青木 英 二

葛飾区長 青木 克 徳

大田区長 松原 忠 義

江戸川区長 多田 正 見

世田谷区長 保坂 展 人



## 特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目 (協定第2条・3条・4条関係)

### 1 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区(以下、「支援区」という。)のうち一区に「特別区支援対策本部」(以下、「本部」という。)を設置し(以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。)、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

### 2 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

(1) 本部設置区は次の順位に従って決定する。

第1順位 区長会会長区

第2順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が先の区

第3順位 区長会副会長区のうち、23区行政順位が後の区

(2) 支援区の中に第1順位から第3順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。  
による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

### 3 本部設置区の変更

(1) 本部設置区となった区が2次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

(2) 本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

(3) 本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

本部設置区において2次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合

に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

### 4 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

### 5 本部の組織及び運営

(1) 本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

(2) 本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

(3) 本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

(4) (3)の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

### 6 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

### 7 本部の役割と支援区の協力体制

(1) 本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第5条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。

( 2 ) 本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。

( 3 ) 各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

#### 8 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

( 1 ) 国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合

( 2 ) 支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合

( 3 ) 本部を解散する場合

( 4 ) その他協議が必要な場合

#### 9 本部の解散

本部は、8の( 3 )の決定により解散する。

( 附則 )

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（協定第5条第1号関係）

### 1 被災区への応援職員の派遣

被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。

本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。

本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。

各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

### 2 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないように努める。

支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。

宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

### 3 その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援 に関する実施細目（協定第5条第2号関係）

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。  
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他 避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目 (協定第5条第3号関係)

- 1 避難場所を共用する区(以下、「関係区」という。)は、共同で現地本部(以下、「現地共同本部」という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
  - (1) 避難勧告を発令した場合
  - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。  
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
    - 避難者数
    - 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
    - その他緊急に対応する必要がある事項
  - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。  
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
    - 避難場所周辺の被災の状況
    - 避難所に関する情報
    - 交通機関の状況
    - その他被災者に必要な情報
  - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
  - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 (協定第5条第4号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 被災住民の受入れに関する実施細目 (協定第5条第5号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。  
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 動物の保護に関する実施細目（協定第5条第6号関係）

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 医療救護活動に関する実施細目（協定第5条第7号関係）

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。  
なお、支援区は23区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目 (協定第5条第8号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。



## 災害時要援護者の救援支援に関する実施細目 (協定第5条第9号関係)

### 1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部(以下、「本部」という。)に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

応援を要請する職員の職種と人員数

応援を必要とする期間

その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

### 2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

災害時要援護者の態様と人員

開設を希望する施設の種類

開設を希望する期間

避難者の移送方法

その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

### 3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目 (協定第5条第10号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。  
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。  
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 道路の早期復旧に関する実施細目 (協定第5条第11号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。  
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査 及びり災証明発行に関する実施細目 (協定第5条第12号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 仮設住宅の提供に関する実施細目 (協定第5条第13号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 帰宅困難者対策に関する実施細目 (協定第5条第14号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目 (協定5条第15号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。  
要請の要領は、次のとおりとする。
  - (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
  - (2) 受入れを必要とする期間
  - (3) その他必要な事項
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 被災区の業務継続のための支援区における施設等の 提供に関する実施細目(協定第5条第16号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第5条第1号関係）」に準ずるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成26年4月1日から適用する。

## 災害時における応急対策業務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する道路啓開等の応急対策業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）道路上の車両等障害物の除去
- （2）応急対策業務に従事する車両の優先的な整備
- （3）前2号の業務に必要な資器材、部品及び労務の提供
- （4）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として災害応急活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（報告）

第3条 乙は、前条第1項に基づく甲の要請に協力したときは、災害応急活動報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- （1）燃料費
- （2）資器材、部品及び労務の提供に係る費用
- （3）その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第5条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、応急対策業務に係る費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が第2条第1項に基づき協力したときは、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(協力店の表示)

第7条 乙は、乙の事務所又は工場等に、災害時協力店である旨の表示を行い、地域住民への周知に努めるものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和元年6月4日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

附則

- 1 平成9年6月30日締結の「災害時の車両等障害物除去応急対策業務についての覚書」は本協定の締結日をもって廃止する。
- 2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月4日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 江戸川区東小松川一丁目9番16号  
一般社団法人東京都自動車整備振興会江戸川支部  
江戸川支部長 溝 淵 豊

## 災害時における江戸川区と郵便局との 相互協力に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川郵便局、小岩郵便局及び葛西郵便局（以下3局を総称して「乙」という。）とは、江戸川区内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、江戸川区内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）乙が甲の緊急輸送業務を支援し、または代行すること。
- （2）乙が所有する車両等を緊急連絡用車両等として使用すること。
- （3）乙が所有し、または管理する施設及び用地を一時的に避難所、物資集積場所等として利用すること。
- （4）甲が所有し、または管理する施設及び用地を使用すること。
- （5）被災者の避難先及び被災状況の情報を収集すること。
- （6）避難所等に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内においてこれに協力する。

（経費の負担）

第4条 第2条の規定による要請に基づいて協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。  
2 前項の規定による負担につき疑義が生じたときは、甲乙が協議し、負担するべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は、江戸川区災害対策本部のメンバーに加わることができる。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議する。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、本協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては環境部環境防災課長、乙においては江戸川郵便局総務課長とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義を生じたときは、その



都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成10年8月17日から平成11年3月31日までとする。

ただし、期間満了の2か月前までに、甲または乙からの書面による解約の申出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書4通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成10年8月17日

甲 東京都江戸川区中央1 - 4 - 1  
江戸川区長 中 里 喜 一

乙 東京都江戸川区松島1 - 12 - 13  
江戸川郵便局長 小 宮 茂 雄

乙 東京都江戸川区南小岩8 - 1 - 10  
小岩郵便局長 菅 野 國 男

乙 東京都江戸川区中葛西1 - 3 - 1  
葛西郵便局長 星 野 弘 茂

## 災害時における医療救護活動に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と公益社団法人江戸川区薬剤師会（以下「乙」という。）は、平成14年7月1日に締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」について、次のとおり改める。

（目的）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、江戸川区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して薬剤師班の派遣及び医薬品（薬局医薬品・一般医薬品・医薬部外品を含む）の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに、薬剤師班を編成し、緊急医療救護所等への派遣及び医薬品の集積場所等への供給を開始する。この場合において、乙は派遣・供給完了後、報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告する。

4 江戸川区内に震度6強以上の地震が発生した場合は、第1項の定めによる甲からの要請がない状態であっても、乙は前項に定める活動の実施及び報告を行うものとする。

5 甲は、前項により乙から報告があった派遣・供給については、第1項の定めによる派遣・供給の要請を行ったものとする。

（薬剤師班の業務等）

第3条 薬剤師班は緊急医療救護所等及び医薬品の集積場所等において以下の活動を行う。

- （1）医薬品の仕分け、管理
- （2）緊急医療救護所等における調剤・投薬
- （3）服薬指導
- （4）トリアージ補助
- （5）医薬品の搬送補助
- （6）上記活動を補助するための事項
- （7）次に掲げる事項

ア 災害時情報共有システムを利用して緊急医療救護所等での医薬品の在庫状況、薬剤師班の活動状況、近隣薬局への医薬品供給依頼、薬局の営業状況及び薬剤師の安否状況等の把握等により甲の災害時医療救護活動に寄与する。

イ 電子版お薬手帳を利用し、傷病者自らが調剤履歴の確認を希望した場合、あらかじめ乙による承認を受けた緊急医療救護所の活動薬剤師は調剤履歴を閲覧し、救護活動時の医療活動に利用する。

- （8）甲が提携医薬品卸に行う注文作業の補助・医薬品の受入・在庫管理等

( 9 ) 緊急医療救護所等の運営に必要な事項

( 10 ) その他甲乙協議の上、必要と認められる業務

2 薬剤師班は、派遣期間中、甲に対して活動内容を適宜報告するとともに、派遣期間が終了する際に、必要に応じて、次の薬剤師班等に活動内容等の引継ぎを行う。

3 甲及び乙は、医療救護活動に必要な情報を収集し、相互に情報を共有するとともに、薬剤師班への伝達に努める。

( 医薬品の備蓄 )

第4条 甲は災害時に使用する医薬品の備蓄を乙に要請することができる。

2 乙は前項のために、会営臨海薬局内に災害薬事センターを設け、災害時に使用する医薬品を備蓄・管理し、甲へ供給する体制を整える。

3 乙は第1項のために、会員薬局と協力して災害時に使用する医薬品を供給できる体制を構築する。

( 医薬品の供給 )

第5条 乙が供給する医薬品については以下の内容とする。

( 1 ) 災害薬事センターに備蓄している医薬品

( 2 ) 会営臨海薬局で管理する医薬品

( 3 ) 医療救護班等の医師から要請があった医薬品

( 4 ) 上記医薬品に代替えできる医薬品 ( 会員薬局供給医薬品 )

( 5 ) DMAT・JMAT等医療チームから要請が有り、医療救護班が承認し、甲が許可した医薬品

( 6 ) その他甲が医療救護活動に必要と判断した医薬品

( 薬剤師班の活動場所 )

第6条 薬剤師班は、緊急医療救護所、避難所、医療機関、医療救護活動拠点及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施する。

( 薬剤師班の派遣期間 )

第7条 薬剤師班の派遣期間は、緊急医療救護所においては発災から72時間とし、それ以降は、甲乙協議の上決定することとし、避難所等の巡回を行う。

( 指揮命令 )

第8条 薬剤師班の活動場所は、甲が指示する。

2 薬剤師班は、業務内容等について、甲及び活動場所における指揮者等の指示に従う。

3 甲は、必要に応じて、薬剤師班の活動場所、業務内容等について、前項に規定する者と調整を行う等、薬剤師班に対し、必要な支援を行う。

( 薬剤師班の移動等 )

第9条 薬剤師班の移動手段、宿泊先及び食料は、原則として薬剤師班が確保する。ただし、緊急の場合又はこれによりがたい場合は、甲乙協議の上決定する。

( 医薬品の輸送 )

第10条 備蓄医薬品の輸送は、原則として甲が行うものとする。

( 費用弁済等 )

第11条 緊急医療救護所等における調剤報酬は、無料とする。

2 緊急医療救護所等及び医薬品の集積場所等における以下の経費は甲が負担する。

( 1 ) 薬剤師班の編成、派遣に要する費用

( 2 ) 乙が供給した医薬品の供給時の薬価費用、その他の医薬品は供給時のメーカー希望小売価格を参考とする実費費用

3 緊急医療救護所等及び医薬品の集積場所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行うものとする。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づく乙の当該業務に従事する者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(個人情報保護)

第13条 甲及び乙は、傷病者の情報を閲覧するにあたり、個人情報の保護に関する法律、関係省庁のガイドラインなどの規定を遵守し適切に取り扱うものとする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本協定の履行に関連して知り得た相手方及び相手方の取引先等に関するすべての秘密情報を相手方の書面による承諾なくして第三者に開示又は漏洩してはならない。

(合同訓練)

第15条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、必要な協力を行うものとする。

(実施細目)

第16条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、令和2年6月3日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

付則

- 1 平成10年8月25日締結の「災害時における医療救護活動に関する協定書」は廃止する。
- 2 平成14年7月1日締結の「災害時における医療救護活動に関する協定書」は廃止する。
- 3 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年6月3日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区中央一丁目3番13号  
公益社団法人江戸川区薬剤師会  
会 長 篠原 昭典

## 災害時における医療救護活動に関する協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と公益社団法人江戸川区薬剤師会（以下「乙」という。）とは、令和2年6月3日締結の「災害時における医療救護活動に関する協定」（以下「協定書」という。）第16条に基づく実施細目（以下「本細目」という。）について、以下のとおり定める。

（定義）

第1条 協定書第3条第1項7号アに定める災害時情報共有システムは、災害時において乙が採用しているシステムで「eST-aid」のことを指す。

2 協定書第3条第1項7号イに定める電子版お薬手帳は「電子版お薬手帳ポケットファーマシー」を指す。

（災害時情報共有システム）

第2条 災害時情報共有システム（eST-aid）を利用して行う主な項目は次のものとする。

- （1）薬局の営業状況の把握
- （2）薬剤師の安否状況の把握
- （3）薬局の営業状況の一般公開
- （4）全緊急医療救護所の開設状況の把握
- （5）薬剤師の緊急医療救護所への参集状況の把握
- （6）緊急医療救護所における活動報告書の作成と提出
- （7）活動薬剤師班名簿の作成
- （8）緊急医療救護所での医薬品在庫・入在庫状況の把握
- （9）医薬品等受領書等の証憑書類の作成
- （10）本部-救護所間、救護所-薬局間におけるチャットによる意思疎通  
（電子版お薬手帳）

第3条 電子お薬手帳（電子版お薬手帳ポケットファーマシー）を利用して行う項目は以下のものとする。

- （1）緊急医療救護所における患者の基本情報の把握
- （2）緊急医療救護所における患者の医療機関・担当医師の把握
- （3）緊急医療救護所における患者の調剤情報の把握
- （4）緊急医療救護所における患者の服用情報の把握
- （5）緊急医療救護所における患者の検診情報の把握
- （6）緊急医療救護所における患者への適切な調剤

（付則）

本細目は、令和2年6月3日から適用する。

## 災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川薬業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生したとき、江戸川区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力を得ることにより、応急医薬品の円滑な確保を図ることを目的とする。

（優先供給物資）

第2条 この協定による優先供給物資は、次のとおりとする。

医薬品  
生理用品等の衛生用品  
その他生活雑貨等

（要請）

第3条 甲は、医薬品等の物資を調達する必要があるときは、乙に対し物資の優先供給を要請する。

2 要請にあたっては、甲は品名、数量、納入場所及び日時その他必要な事項について文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

3 応急医薬品の品名、数量は、原則として予めその範囲を別に定めておくものとする。

4 甲は、要請に先立ち、乙に対し物資の確保状況について照会できる。

（協力）

第4条 乙は、甲の優先供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、要請された物資の確保に努める。

2 乙は、甲の要請により確保した物資を、甲が指定した納入場所に納入する。ただし、道路等の寸断等により、搬送が困難な状況にあるときは、甲乙協議し納入方法を検討するものとする。

3 乙は、災害時における物資の円滑な供給が実施できるよう、本協定の趣旨について乙の会員に周知徹底するものとする。

4 乙は、甲が実施する総合防災訓練に参加要請されたときは、特別な理由が無い限り協力する。

（価格及び請求）

第5条 甲の要請に基づき、乙が甲に優先供給した物資の価格は、災害が発生した直前の価格とする。

2 乙は、甲の要請により物資を供給したときは、前項の規定による価格により、代金を請求する。

3 乙が甲に物資の納入のため輸送に要した経費は、特殊な事情を除き、乙の負担とする。

（代金の支払）

第6条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係わる従事者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)によるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定期間は、甲乙いずれかより協定解除または変更の申出がない限り継続するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈について疑義を生じたときは、そのつど甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成10年8月25日

甲 東京都江戸川区中央1-4-1  
江戸川区長 中里喜一

乙 東京都江戸川区船堀3-2-23  
江戸川薬業協同組合  
理事長 宇田川晴夫

## 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

江戸川区を甲とし江戸川区歯科医師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、江戸川区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、原則として次のとおりとする。

歯科医師	}	若干名
歯科衛生士		
その他の補助事務		

3 乙は、災害時の歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要に応じ、歯科技工士の参画を得るものとする。

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 歯科医療救護班は、甲が避難所または災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 身元確認作業等に際して法歯学上の協力

2 前項の医療救護活動を実施するにあたっては、江戸川区医師会と協力して行うこととする。

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の設置)

第7条 歯科医療救護班は、災害医療救護計画に基づき地域の救護所に赴くものとする。

なお、他の地域に派遣する事態が生じた場合、甲は必要に応じて輸送等を確保するものとする。

(医薬品等の確保・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、緊急時の際は、原則として、各自で携行する医薬品等を使用する。

2 甲は、必要とする医薬品等を別に定める方法により調達し確保する。



3 医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

( 後方医療施設における医療救護 )

第9条 救護所または避難所において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

( 医療費 )

第10条 救護所における被災者に掛かる医療費は、無料とする。

( 合同訓練 )

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

( 費用弁償等 )

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

( 1 ) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、若しくは廃疾となったとき、または死亡した場合の扶助費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、東京都と東京都歯科医師会で定めた額によるものとする。

( 災害医療運営連絡会 )

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を諮るため、必要がある場合は、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する江戸川区災害医療運営連絡会を開設し、協議することができる。

( 細目 )

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

( 協議 )

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定は、2通作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ各一通を保有する。

平成12年3月29日

甲 江戸川区  
代表者 江戸川区長 多田正見

乙 社団法人江戸川区歯科医師会  
代表者 会長 西川正昭

## 災害時の防災情報等の放送に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社エフエム江戸川（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、FM放送を利用して災害情報（以下「災害防災情報等」という。）を区民等に広く周知することにより、避難等の混乱を防止することを目的とする。

### （災害防災情報等の提供）

第2条 甲は、災害時に乙に対して、適切な手段を用いて速やかに災害防災情報等を提供する。

2 乙は、災害時に甲に対して、災害防災情報等の提供を求めることができる。

3 乙は、災害時に夜間等放送所不在の場合は、速やかに放送所に参集し、緊急放送体制を確保して災害防災情報等の放送に備えるものとする。

### （災害時の放送）

第3条 乙は、災害時に必要が生じたときは、通常番組に優先して災害防災情報等を放送するものとする。

### （放送の継続）

第4条 乙が行う放送について、災害時に継続が困難な事態が生じた場合、災害防災情報等の提供を続けるため、甲は必要に応じて協力していくものとする。

### （情報収集伝達訓練）

第5条 甲及び乙は、災害時に円滑な情報の収集伝達を図るため、定期的に情報収集伝達訓練をおこなう。

2 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に積極的に参加するものとする。

### （放送料）

第6条 災害防災情報等の放送に係る放送料は無償とする。ただし、災害時が長期にわたる場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

### （実施細目）

第7条 本協定の実施に必要な事項については、実施細目に定めるものとする。

### （その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定めるものとする。

2 常に情報の収集・伝達について、甲乙互いに研究、検討を行い災害防災情報等を区民等に迅速かつ適切に伝えるため努力するものとする。

### （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成30年5月1日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

附則

- 1 平成12年3月31日締結の「災害時の防災情報等の放送に関する協定書」は、本協定締結日をもって廃止する。
- 2 本協定は、2通作成し甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年5月1日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区南小岩七丁目13番8号  
株式会社エフエム江戸川  
代表取締役社長 池田正孝

## 災害時の防災情報等の放送に関する協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社エフエム江戸川（以下「乙」という。）は、平成30年5月1日付締結の「災害時の防災情報等の放送に関する協定書」（以下「協定」という。）第7条に基づく実施細目について、以下のとおり定めるものとする。

（放送種別）

第1条 協定第3条に規定する災害防災情報等の放送種別は、次のとおりとする。

- （1）要請に基づく放送
  - （2）緊急割り込み放送
  - （3）全国瞬時警報システムによる緊急自動放送
- （要請に基づく放送）

第2条 甲は、乙に対して災害防災情報等の放送を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭・電話等により要請するものとする。

3 乙は、甲の要請があったときは、速やかに要請に応えるものとする。

（緊急割り込み放送）

第3条 甲は、住民に対して緊急に災害防災情報等を周知する必要がある場合は、甲の施設に設置された緊急割り込み装置により緊急割り込み放送を行うことができる。

2 甲が緊急割り込み放送を行うことができるものは、次の事項とする。

- ア 住民への警報、通知等
- イ 災害時における指示、勧告等
- ウ その他、甲が特に必要と認めた事項

3 甲は、事前に乙に連絡することなく緊急割り込み放送を実施できるものとする。

（全国瞬時警報システムによる緊急自動放送）

第4条 甲は、住民に対して特に緊急に災害防災情報等を周知する必要がある場合は、甲の施設に設置された緊急割り込み装置により緊急自動放送を行うことができる。

2 甲は、事前に乙に連絡することなく緊急自動放送を実施できるものとする。

（緊急割り込み装置による放送方法）

第5条 甲が行う緊急割り込み装置による放送方法は、次のとおりとする。

- （1）全国瞬時警報システムによる自動放送
  - （2）防災行政無線同報系放送に伴う手動放送
  - （3）緊急割り込み装置のマイク及びミキサによる直接放送
- （平常時の放送）

第6条 平常時に甲が行う緊急割り込み装置による放送は、次のとおりとする。

- （1）通信確認を含めた定期放送
- （2）甲が実施する訓練
- （3）その他、甲が発信を行なう事象があった場合

2 前項の放送を行う場合の是非について、事前に甲乙協議を行なうものとする。

(不慮に緊急割り込み放送がされた場合の措置)

第7条 甲又は乙の過失、緊急割り込み装置及び別システムとの連携の不具合等により、不慮に緊急割り込み放送がされた場合は、甲乙協議のうえ、適正な措置を講じるものとする。

(保守点検及び改修及び修繕)

第8条 緊急割り込み装置の保守点検、改修及び修繕等については、甲乙協議により別に定めるものとする。

(附則)

この実施細目は、平成30年5月1日から適用する。

## 災害時におけるトイレトペーパー等の供給 及び、災害物資の輸送に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川資源リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）との間において下記のとおり協力協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区の区域内において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、江戸川区地域防災計画に基づく生活物資の確保の一環として、乙の協力を得、トイレトペーパー等の確保及び災害支援物資の運搬の拡充を図ることにより、地域住民に安心感をあたえ区民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 物資の供給については甲の指示により以下の物資について乙が提供するものとする。

トイレトペーパー

紙コップ、紙皿など

生理用品など

その他生活必需品で乙が提供できる物資

2 物資の搬送については甲の指示により、災害支援物資及びそれらに類するものについて乙ができる限り協力するものとする。

（費用）

第3条 前記第2条の協力内容については乙は無償で行うものとする。ただし、供給が長期、大量にわたる場合は甲乙協議し別に定めるものとする。

（要請手続）

第4条 甲は災害時にトイレトペーパー等を調達する必要がある場合に、乙に対してその供給を要請するものとする。ただし、大災害などで要請が困難な場合は、乙の判断で避難所や災害支援物資集積所等に自主的に供給し、避難所現場責任者等の確認を受け後日甲に報告する。

（訓練への参加）

第5条 乙はこの協定の円滑な運用を図るため甲の主催する訓練に積極的に参加するものとする。

2 訓練での物資の供給についても乙のゆるす限り無償で行うものとする。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係わる従事者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）によるものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項または条項の解釈について疑義を生じた場合は、甲・乙協議のうえ決定する。

本協定は、2通作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各一通を保有する。

平成13年 3月23日

甲 江戸川区長

代表者 江戸川区長 多田正見

乙 江戸川資源リサイクル事業協同組合

代表者 理事長 志村悦也

## 災害時の区立施設の応急対策業務に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川区電設防災協力会・江戸川区機械設備防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における区立施設の応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区の地域に災害が発生した場合に、乙が行う協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策業務の円滑な実施を目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対し業務の遂行に必要な人員及び資機材の提供を要請することができる。

（協力内容）

第3条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、直ちに出勤して区立施設に対し災害応急対策業務を行うほか、特別の理由がない限り甲に対し災害応急対策業務の遂行に必要な資機材等を提供する。

（業務の内容）

第4条 第1条に規定する災害応急対策業務とは、次の業務をいう。

- （1）区立施設の応急復旧及び修繕に関すること。
- （2）避難所等の応急整備に関すること。
- （3）その他、甲が必要と認める業務。

（業務の実施及び報告）

第5条 乙は、第4条に規定する業務を行うときは、事前に甲と協議し、その指示に従う。

2 乙は、前項により実施した業務が終了したときは、その内容を甲に報告する。

（費用弁償）

第6条 甲は、乙が業務を遂行したときは、資機材等の提供に要した費用及び活動に要した費用を弁償するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急処置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）によるものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定めるものとする。

本協定書は、3通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年10月12日

甲 江戸川区  
代表者 江戸川区長 多田正見



乙 江戸川区電設防災協力会  
代表者 会 長 川 村 廣

乙 江戸川区機械設備防災協力会  
代表者 会 長 室 木 正 春

## 災害時における軽自動車緊急輸送業務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区の区域内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、乙の保有する軽自動車等（以下「車両等」という。）の災害応急対策への供給協力に関し、必要な事項を定め、災害応急対策業務の円滑な実施を目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、江戸川区の区域内に災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に、乙に対して車両等の供給を要請する。

（車両等の供給）

第3条 前条に規定する要請を受けたとき、乙は甲に対し、車両等を供給し、運行する。

（業務の実施及び報告）

第4条 乙は、前条に規定する業務を行うときは、甲の指示に従う。

2 乙は、前項により実施した業務が終了したときは、その内容を甲に報告する。

（費用）

第5条 甲は乙が業務を遂行したときは、次の各号に掲げる当該業務に要した経費について、災害が発生した直前の料金で支出する。

- （1）乙が供給した車両等の運賃料金
- （2）有料道路及び有料駐車場の使用料金
- （3）その他特に必要と認める費用

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月江戸川区条例第10号）によるものとする。

（報告）

第7条 乙は甲に対し、毎年4月に車両保有台数及び供給可能台数を報告するものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年 5月30日

甲 江戸川区中央1-4-1  
江戸川区  
江戸川区長 多田正見

乙 江東区新木場 3 - 9 - 9  
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部  
支 部 長 金 谷 英 一

## 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ヤマイチ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う応急食糧品及び日用品（以下、「応急物資」という。）の調達業務、及び乙に所属する店舗の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認のうえ、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

（1）応急物資は、当該災害時直前の価格

（2）運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く）

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続又は早期開店）

第8条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期開店するよう努めるものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急

措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年2月12日

甲 江戸川区中央1-4-1  
江戸川区  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区一之江4-14-14  
株式会社ヤマイチ  
代表取締役社長 岩楯勲

(同内容の協定)

乙 板橋区高島平6-2-5  
株式会社ライフコーポレーション  
代表取締役社長 清水信次

乙 港区芝浦4-9-25  
株式会社ローソン  
代表取締役社長 新浪剛

## 災害時における仮設トイレ供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社伸光産業（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う仮設トイレ供給の協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策業務の円滑な実施を目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に仮設トイレを設置する必要があるときは、乙に対し、仮設トイレの供給（運搬、設置を含む。以下同じ）を要請することができる。

2 前項の要請は、仮設トイレ供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、仮設トイレの供給を実施するものとする。

（供給場所）

第4条 仮設トイレの供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が設置場所を指示する。

（活動報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を仮設トイレ供給報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の仮設トイレの供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、当該災害時直前の価格とする。

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく仮設トイレの供給に要した費用を仮設トイレ供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（合同訓練）

第8条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、仮設トイレの供給業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江戸川区条例第10号）によるものとする。

（報告）

第10条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項を毎年4月に報告するものとする。

（1）仮設トイレ保有数及び供給可能数

( 2 ) 仮設トイレ運搬車両の保有数

( 協議 )

第11条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年3月25日

甲 江戸川区中央1 - 4 - 1  
江戸川区  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区西葛西2 - 23 - 5  
株式会社伸光産業  
代表取締役 藤井秀行

## 災害時におけるし尿収集に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と三和清運株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行うし尿収集業務の協力に関し必要な事項を定め、災害応急対策業務の円滑な実施を目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時にし尿収集の必要があるときは、乙に対し、し尿収集業務（運搬を含む。以下同じ）を要請することができる。

2 前項の要請は、し尿収集要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書を持って処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、し尿収集を実施するものとする。

（収集場所）

第4条 し尿の収集場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が指示する。

（活動報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告をし尿収集報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙のし尿収集に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、当該災害時直前の価格とする。

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づくし尿収集に要した費用をし尿収集費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（合同訓練）

第8条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、し尿収集に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江戸川区条例第10号）によるものとする。

（報告）

第10条 乙は、甲に対し、し尿等吸引車両の保有数を毎年4月に報告するものとする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に



定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年3月25日

甲 江戸川区中央1 - 4 - 1  
江戸川区  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区本一色2 - 24 - 33  
三和清運株式会社  
代表取締役 鈴木豊吉

(同内容の協定)

乙 江戸川区西一之江2 - 30 - 28  
有限会社福島興産  
代表取締役 福島政夫

## 災害時における梅干等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都漬物事業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う梅干等の調達業務に関して必要な事項を定め、災害応急対策の充実を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に梅干等を調達する必要があるときは、乙に対し供給（運搬を含む。以下同じ）を要請することができる。

2 前項の要請は、梅干等供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書を持って処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、梅干等の供給を実施するものとする。

（受領）

第4条 梅干等の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を梅干等供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の梅干等供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、当該災害時直前の価格とする。

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく梅干等の供給に要した費用を梅干等供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、梅干等の供給業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年江戸川区条例第10号）によるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 江戸川区中央1 - 4 - 1

江戸川区

江戸川区長 多田正見

乙 千代田区外神田2 - 2 - 17

東京都漬物事業協同組合

理事長 高山喜一郎

## 災害時における避難所等の利用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都立小松川高等学校（以下「乙」という。）は、平成15年12月1日に締結した「災害時における避難所施設利用に関する協定書」について、次のとおり改める。

### （目的）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を江戸川区地域防災計画に定める避難所、待避施設（以下「避難所等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用範囲）

第2条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲を別表のとおりとする。なお、避難者の受入れは、3.3㎡につき4人の収容を目安とする。

### （目的外使用の禁止）

第3条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

### （避難所等として利用できる施設の周知）

第4条 甲は、本件施設の範囲を、第2条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、避難所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

### （避難所等の開設）

第7条 甲は、災害時において、避難所等として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができるものとする。

2 乙の管理する施設の閉校時の解錠方法については、別に定めるものとする。

3 甲及び乙は、避難所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

### （開設の通知）

第8条 甲は、第7条第1項に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の指定した場所を避難所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速やかに、甲は乙に対し避難所等を開設した旨を通知するものとする。

(避難所等の管理)

第9条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 避難所等を閉鎖する場合、甲は避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

4 乙の施設において、甲が開設している避難所等と都立一時滞在施設が同時に開設されている期間については、甲乙が相互に協力して管理運営を行うものとする。

(使用時の注意事項)

第10条 甲は、避難所等として本件施設を使用する者に対し、第2条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

(費用負担)

第11条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第12条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書(第1号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(開設期間)

第13条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

(避難所等の閉鎖)

第14条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を本件施設以外へ誘導した場合など、本件施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

(情報の不開示)

第15条 甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(損害補償)

第16条 避難所等の開設及び管理運営業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

付則

- 1 平成15年12月1日締結の「災害時における避難所施設利用に関する協定書」は廃止する。
- 2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月25日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区平井一丁目27番10号  
東京都立小松川高等学校  
学校長 北江 繁治

(同内容の協定) 乙 東京都江戸川区松島二丁目38番1号  
東京都立江戸川高等学校  
学校長 白井 克昌

乙 東京都江戸川区本一色三丁目10番1号  
東京都立小岩高等学校  
学校長 長野 泰明

乙 東京都江戸川区南葛西一丁目11番1号  
東京都立葛西南高等学校  
学校長 関山 勝之

乙 東京都江戸川区東篠崎一丁目10番1号  
東京都立篠崎高等学校  
学校長 久保 静生

乙 東京都江戸川区臨海町二丁目1番1号  
東京都立紅葉川高等学校  
学校長 山寺 佳幸

乙 東京都江戸川区一之江七丁目68番1号  
東京都立葛西工業高等学校  
学校長 穂積 振司

## 災害時における要配慮者等を対象とした避難所等の利用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都立鹿本学園（以下「乙」という。）は、平成15年12月1日に締結した「災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」について、次のとおり改める。

### （目的）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を江戸川区地域防災計画に定める避難所、待避施設（以下「避難所等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設が受け入れる対象者は、小・中学校等に開設する避難所等では生活が困難な要配慮者及びその介護者とする。

### （使用範囲）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲を別表のとおりとする。なお、要配慮者の受入れは、4㎡につき1人（介護者がいる場合は4㎡につき2人）の収容を目安とする。

### （目的外使用の禁止）

第4条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

### （避難所等として利用できる施設の周知）

第5条 甲は、本件施設の範囲を、第3条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、避難所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### （連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

### （避難所等の開設）

第8条 甲は、災害時において、避難所等として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができるものとする。

2 本件施設の閉校時の解錠方法については、別に定めるものとする。

3 甲及び乙は、避難所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

### （開設の通知）

第9条 甲は、第8条第1項に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の指定した場所を避難所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速やかに、甲は乙に対し避難所等を開設した旨を通知するものとする。

(避難所等の管理)

第10条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 避難所等を閉鎖する場合、甲は避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(使用時の注意事項)

第11条 甲は、避難所等として本件施設を使用する者に対し、第3条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第13条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書(第1号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(開設期間)

第14条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

(避難所等の終了)

第15条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を本件施設以外へ誘導した場合など、本件施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(損害補償)

第17条 避難所等の開設及び管理運営業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とす



る。

(協議)

第19条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

付則

- 1 平成15年12月1日締結の「災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」は廃止する。
- 2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月25日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 斉藤 猛

乙 東京都江戸川区本一色二丁目24番11号  
東京都立鹿本学園  
学校長 高橋 馨

(同内容の協定) 乙 東京都江戸川区東小松川四丁目50番1号  
東京都立白鷺特別支援学校  
学校長 太田 正明

## 災害時における特別法律相談に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川法曹会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生した場合において、甲が実施する特別法律相談（以下「相談」という。）について、必要な事項を定め、区民の自力復興の促進と生活の早期安定を図ることを目的とする。

### （派遣の要請）

第2条 甲は、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し、相談を担当する弁護士の派遣を要請するものとする。

### （派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲と協議し速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の派遣計画に基づき、甲が指定する特別法律相談所に弁護士を派遣し、相談に当たらせるものとする。

### （相談の料金）

第4条 相談の料金は無料とする。

### （弁護士の謝礼）

第5条 甲が、相談業務に従事した弁護士に対して支払う謝礼は、平常時における法律相談の額を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （支援弁護士）

第6条 乙は乙所属以外の弁護士あるいは東京三弁護士会に対し、この協定に基づく相談業務への協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請に基づき、相談業務に従事した弁護士に対する謝礼その他必要な事項は、この協定に準ずる。

### （損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）によるものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成16年1月27日から平成17年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から何らの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

### （協議）

第9条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年1月27日

甲 江戸川区中央1 - 4 - 1  
江戸川区  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区南小岩6 - 3 - 2  
江戸川法曹会  
会長 海法幸平

## 大規模地震等災害発生時における重機及び資機材等の提供に関する覚書

江戸川区環境防災部防災課（以下「甲」という。）と、小松川警察署、小岩警察署、葛西警察署（以下「乙」という。）の間において、災害時における応急対策業務に関して、次のとおり覚書を作成する。

（目的）

第1条 この覚書は、江戸川区内で大規模地震等の災害が発生し、江戸川区災害対策本部の機能が開始するまでの間において、緊急交通路を確保するために行う江戸川区が管理する道路の障害物除去作業等に関して、江戸川区への協力を申し出ている重機保有業者等の重機、資機材（労力を含む）等を乙に提供するための必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の方法）

第2条 乙は、災害発生直後において、人命救助活動を行うための緊急交通路等を早急に確保する必要がある、かつ江戸川区災害対策本部に要請を行う時間的余裕がない場合に、江戸川区への協力を申し出ている「江戸川建設業協会」等の重機保有業者（以下「協力業者」という。）に対して、直接要請を行うことができる。

2 乙は協力業者に対して、要請者、要請理由、必要な重機・資機材（労力を含む）等の数量、並びにこの協力要請が本覚書に基づくものであることを明確に告げて、協力を要請する。

（事後報告）

第3条 乙は、前条による協力要請を行った場合には、事後に甲及び江戸川区災害対策本部に対して、要請した協力業者、要請者、要請理由、要請重機・資機材・労力等の報告を確実に行う。

2 甲は、乙から協力業者への協力要請があった場合には、江戸川区災害対策本部の要請に基づくものとみなし、「南葛建設業協会災害対策協力規定」等の規定を適用するものとする。

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は、平成17年7月1日から平成18年3月31日とする。

ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙から本覚書の解除について申し出がない場合は、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（疑義の決定等）

第5条 この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この覚書に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本覚書は、4通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保

有する。

平成 17 年 7 月 1 日

甲 江戸川区中央 1 - 4 - 1  
江戸川区環境防災部防災課  
防災課長 伊藤 春 男

乙 江戸川区松島 1 - 19 - 22  
警視庁小松川警察署  
警備課長 山崎 洋 一

江戸川区東葛西 6 - 39 - 1  
警視庁葛西警察署  
警備課長 田中 公 雄

江戸川区西篠崎 2 - 6 - 6  
警視庁小岩警察署  
警備課長 那須 嘉志郎

## 災害時における葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生した場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、災害応急対策活動の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（協力業務の内容）

第3条 前条の規定により、乙が甲に協力する業務の内容については、次に掲げるものとする。

（1）遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品及び作業等の役務の提供

（2）遺体を安置する施設の提供

（3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

（4）帰宅困難者に対する避難施設の提供

（5）甲が設置した避難所及び乙が提供する避難施設における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事（弁当等）の提供

（6）入浴・洗髪等の生活支援のための各種サービスの提供

（7）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

（要請の手続き）

第4条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、要請担当者、要請の理由及び内容、履行場所、履行の期日または期間、その他要請に必要な事項を記載した葬祭用品等供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、甲は協力要請書を乙に提出するものとする。

（業務の履行）

第5条 乙は、前条による甲の要請があったときは、甲の指示に従い、可能な限りの協力を行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の業務を実施したときは、履行内容、履行場所、履行期日又は期間、その他必要な事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後速やかに、葬祭用品等供給協力報告書（第2号様式）を送付するものとする。

（経費の負担及び価格）

第7条 乙が前条により業務の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、災害発生の直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、葬祭用品等供給費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における協力業務の円滑な実施を図るため、広域応援体制及び情報収集伝達体制等の整備に努めるものとする。

(災害時の情報提供)

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月江戸川区条例第10号)によるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定期間は、甲乙いずれかにより協定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年8月18日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 港区虎ノ門3丁目6番2号 第2秋山ビル  
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会  
会長 吉田茂視

## 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、乙が行う協力について必要な事項を定め、災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を目的とする。

### （要請）

第2条 甲は災害時に必要が生じたときは、乙に対し、乙が保有する次に掲げるレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請することができる。

- （1） ショベルカー
- （2） ダンプカー
- （3） 発電機
- （4） 仮設トイレ
- （5） その他の保有機材で、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の規定による協力を要請するときは、要請の理由、供給の期日及び場所、品名及び数量、その他必要な事項などを記載したレンタル機材供給要請書（第1号様式）により行うものとする。これによりがたいときは口頭で要請し、事後速やかに、上記要請書により処理するものとする。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

2 乙は、甲の要請に迅速かつ的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。

### （引渡し）

第4条 保有機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において、甲が数量等内容を確認の上、引渡しを受けるものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、レンタル機材供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 乙が、前条により業務の提供に要した費用は、甲が負担する。

2 甲が負担する費用の額は、災害発生の前直前における、乙の通常価格により算出した額とする。

### （経費の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、レンタル機材供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、速やかに支払うものとする。



( 損害補償 )

第 8 条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 4 1 年 6 月江戸川区条例第 1 0 号)によるものとする。

( 協定期間 )

第 9 条 この協定期間は、甲乙いずれかにより協定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

( 協議 )

第 1 0 条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日

甲 江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 多 田 正 見

乙 千代田区岩本町 1 丁目 5 番 1 3 号  
秀和第 2 岩本町ビル  
株式会社アクティオ  
代表取締役社長 小 沼 光 雄

## 江戸川区における震災時のし尿投入人孔及び マンホール用仮設トイレに関する覚書

### 1 覚書の範囲

本覚書は、江戸川区が下水道局の管理する人孔を利用して、震災などの緊急時及び防災訓練時に使用する、し尿投入人孔及びマンホール用仮設トイレに関する事項について定めるものである。

### 2 人孔を利用する場合の連絡

江戸川区が人孔を利用する場合は、事前に下水道局に連絡するものとする。

- (1) 震災時などの緊急時、事前に連絡することが出来ない場合は、事後に速やかな連絡をすることとする。
- (2) 防災訓練時は、実施1週間前までに連絡するものとする。

### 3 設置・撤去に伴う人孔蓋開閉及び安全確保

- (1) 江戸川区は、第2項によりし尿投入時及びマンホール用仮設トイレ設置・撤去に伴う人孔蓋開閉の作業を行うことが出来る。
- (2) 江戸川区は、人孔蓋開閉時、し尿投入時及びマンホール用仮設トイレ使用時の安全確保に努めるものとする。

### 4 人孔蓋開閉工具

- (1) 江戸川区は、人孔蓋開閉工具について必要数を購入し備蓄する。
- (2) 江戸川区は、人孔蓋開閉工具について適正な保管管理を行う。

### 5 使用に伴う管路施設の故障処理作業の取り扱い

下水道局は、し尿投入時及びマンホール用仮設トイレの使用に起因する管路施設の故障処理作業を行うものとする。ただし、費用については、江戸川区が負担する。

### 6 撤去時の清掃及び確認

#### (1) 清 掃

江戸川区は、し尿投入及びマンホール用仮設トイレを使用した場合、設置箇所付近及び人孔内の清掃を実施する。

#### (2) 確 認

下水道局は、し尿投入及びマンホール用仮設トイレ撤去時に設置箇所付近及び人孔内の清掃状況について江戸川区の立会いのもと確認する。

### 7 協 議

本覚書に定めのない事項及び不明事項については、双方の協議により定める。

以上の内容について合意し、本覚書を2通作成し、捺印し保管する。

### 8 付 則

18年1月31日付「江戸川区におけるマンホール用仮設トイレに関する覚書」は廃棄する。

平成19年11月 1日

東京都下水道局 東部第二管理事務所長

安 藤 博

江戸川区 土木部長

土 屋 信 行

## 災害時における動物救護活動に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が行う協力について必要な事項を定め、災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を目的とする。

（要請）

第2条 甲は災害時に必要が生じたときは、乙に対し、動物救護活動の協力を要請することができる。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（協力業務の内容）

第3条 乙が行う協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物への応急処置
- (2) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 医薬品、ペットフード、ケージその他業務に必要な物資等の提供及び調達の協力
- (4) 避難所における公衆衛生の管理及び指導の協力
- (5) その他の応急業務で、甲が必要と認めるもの

（動物救護所の設置）

第4条 甲は、必要に応じ動物救護所を設置するものとし、設置にあたっては甲乙が協力して行うものとする。

（損害補償）

第5条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月江戸川区条例第10号）によるものとする。

（協定期間）

第6条 この協定期間は、甲乙いずれかにより協定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年3月14日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区東小岩2丁目4番12号  
社団法人東京都獣医師会江戸川支部  
支部長 長 嶋 正 和

## 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とサミット株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品及び日用品（以下、「応急物資」という。）の調達業務、及び乙に所属する店舗の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（原則として運搬を含む。以下同じ）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

（1）応急物資は、当該災害時直前の価格

（2）運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く）

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続又は早期開店）

第8条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期開店に努めるものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、応急物資供給業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措

置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成18年8月31日から平成19年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定書は、2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年8月31日

甲 江戸川区中央1-4-1  
江戸川区長 多田正見

乙 杉並区永福3-57-14  
サミット株式会社  
代表取締役社長 高田 浩

## 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ葛西店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品及び日用品（以下、「応急物資」という。）の調達業務、及び乙の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（原則として運搬を含む。以下同じ）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 応急物資の供給場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

（1）応急物資は、当該災害時直前の価格

（2）運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く）

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（営業の継続又は早期開店）

第8条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づき、応急物資供給業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月江戸川区条例第10号）によるものとする。



(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成18年8月31日から平成19年3月31日までとする。

ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも指定解除又は変更の申し出がない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年8月31日

甲 江戸川区中央1 - 4 - 1  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区西葛西3 - 9 - 19  
イオン株式会社ジャスコ葛西店  
店長 脇坂泰則

## 災害復旧に関する協定書

災害時における復旧作業に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と谷口建設株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生の恐れのある場合において、乙の復旧作業又は、防止対策に積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、地震、台風その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、資機材等が必要と認めるときは、乙に対し、別紙一覧表の資機材等の供給を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による協力を要請するときは、要請の理由、供給の期日及び場所、品名及び数量、その他必要な事項などを記載した災害復旧協力要請（第1号様式）により行うものとする。

（資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲の申請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、資機材等を供給しなければならない。

（指揮命令）

第4条 この協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定するものとする。

（報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

（経費の請求及び支払い）

第7条 乙は前条の経費を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（貸与品）

第9条 甲は、乙に対し協力認定書の発行及び車旗、作業用ベスト等を貸与するものとする。

2 乙は、出勤時には作業用ベストを着用し、車旗を作業車両に取付けること。

3 甲乙いずれかにより協定が解除されたときは、貸与品（作業用ベスト及び車旗）を返還すること。

（協定期間）

第10条 この協定期間は、甲乙いずれかにより協定解除または変更の申し出がない限り、継続す

るものとする。

2 乙が、建設業を継続できない状態になり連絡が取れなくなった時は、甲は一方的に協定を解除することができる。

(疑義の決定等)

第11条 この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は、2通作成し甲・乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年11月10日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

(同内容の協定)

乙 谷口建設株式会社	代表取締役	谷口 博昭
乙 大峰建設株式会社	代表取締役	野澤 一芳
乙 藤井建設株式会社	代表取締役	藤井 昇
乙 東海施設株式会社	代表取締役	松本 進
乙 早川建設株式会社	代表取締役	早川 政男
乙 島村建設株式会社	代表取締役	島村 正明
乙 株式会社平岡工務店	代表取締役	平岡 富夫
乙 澤建設株式会社	代表取締役	澤井 克夫
乙 内海建設株式会社	代表取締役	内海 春夫
乙 株式会社市組	代表取締役	西野 輝彦
乙 株式会社細田組	代表取締役	細田 正治
乙 丸山機工株式会社	代表取締役	丸山 一男

## 災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社アトランティック（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めたときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

### （指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

### （報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

### （請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成23年9月1日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

### （協議）

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう

え、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

(同内容の協定)

乙	株式会社アトランティック	代表取締役	長谷川万裕
乙	株式会社イケハタ	代表取締役	池端 圭
乙	国進工業株式会社	代表取締役	中里 國男
乙	株式会社坂井組建設	代表取締役	坂井 憲一
乙	有限会社三章	代表取締役	浅野 敏章
乙	有限会社瀬尾造園土木	代表取締役	瀬尾 一志
乙	塚本建設株式会社	代表取締役	塚本 利夫
乙	株式会社レムコ	代表取締役	高橋 洋

## 災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社アベヒロ工務店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めたときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

### （指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

### （報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

### （請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成23年12月1日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

### （協議）

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう

え、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

(同内容の協定)

乙	株式会社アベヒロ工務店	代表取締役	阿部	幸一
乙	株式会社石川土木	代表取締役	石川	茂
乙	株式会社大達土木	代表取締役	藤井	正裕
乙	奥山建設株式会社	代表取締役	奥山	圭一
乙	葛西建設株式会社	代表取締役	矢作	文弘
乙	株式会社志村組	代表取締役	志村	信夫
乙	株式会社新建設	代表取締役	大金	弘幸
乙	株式会社スイコウ	代表取締役	菊池	雄二
乙	株式会社坂東土木	代表取締役	石井	哲
乙	株式会社富士見建設	代表取締役	石田	彰彦
乙	星見建設株式会社	代表取締役	星見	幸治
乙	株式会社堀木工務店	代表取締役	堀木	禎晴
乙	株式会社山内工務店	代表取締役	山内	洋平
乙	有限会社吉原工業所	代表取締役	吉原	重信

## 災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めたときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

（報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

（請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成30年7月18日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。



本協定成立の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年7月18日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区篠崎町七丁目11番5号  
有限会社鈴木建材店  
代表取締役 鈴木徳光

乙 江戸川区東小岩一丁目16番18号  
佐々木建栄株式会社  
代表取締役 佐々木 信

## 災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めるときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

### （指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

### （報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

### （請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成30年12月17日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### （協議）

第10条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年12月17日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区大杉一丁目15番7号  
オオバ工業株式会社  
代表取締役 大場達治

乙 江戸川区西葛西八丁目18番16号201  
有限会社ストーンリバー  
代表取締役 石川満

## 災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と佐々並建設株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めるときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

（報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

（請求及び支払）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、令和元年11月5日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月5日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 江戸川区西篠崎二丁目24番11号  
佐々並建設株式会社  
代表取締役 藤井 正裕

## 災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めるときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

### （指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

### （報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

### （請求及び支払）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （損害補償）

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、令和3年12月27日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

### （協議）

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月27日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区西葛西四丁目2番63号  
大藤興業株式会社  
代表取締役 大久保 健次

乙 東京都江戸川区中葛西五丁目20番7号  
株式会社ナンセイ  
代表取締役 稲福 誠

乙 東京都江戸川区篠崎町七丁目1番15号  
有限会社コンストラクション佐藤興業  
代表取締役 佐藤 幸也

## 災害復旧に関する協定

災害時における復旧作業に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社協和工業（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時の復旧作業において資機材等が必要と認めるときは、乙に対して、別紙一覧表の資機材等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（資機材等の供給）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲に対し、速やかに資機材等要請事項に応えなければならない。

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

（請求及び支払）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（防災訓練等への参加）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。なお、費用については、無償とする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）



第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、 甲乙協議の上、 決定する。

本協定書は、 2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、 各1通を保有する。

令和5年3月14日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区西葛西八丁目1番18号  
株式会社協和工業  
代表取締役 蓮見 晃大

乙 東京都江戸川区北葛西一丁目2番22号  
有限会社トーシン  
代表取締役 松澤 孝子

乙 東京都江戸川区江戸川六丁目11番17号  
有限会社東松建設  
代表取締役 松澤 和紀

## 災害時における特別不動産相談に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川不動産鑑定士会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生した場合において、甲が実施する特別不動産相談（以下「相談」という。）について必要な事項を定め、区民の自力復興の促進と生活の早期安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し、相談を担当する不動産鑑定士の派遣を要請することができる。

（派遣計画の提出等）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲と協議し速やかに派遣計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の派遣計画に基づき、甲が指定する特別不動産相談所に不動産鑑定士を派遣し、相談に当たらせるものとする。

（相談の料金）

第4条 相談の料金は無料とする。

（相談の謝礼）

第5条 甲は、この規定に基づく相談を実施した場合においては、その謝礼を乙に支払うものとし、その額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（支援不動産鑑定士）

第6条 乙は、乙所属以外の不動産鑑定士に対し、この協定に基づく相談業務への協力を要請することができる。

2 前項の協力要請に基づき、相談業務に従事した不動産鑑定士に対する謝礼その他必要な事項は、この協定に準ずる。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、災害応急活動等に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定期間は、甲乙いずれかにより協定解除又は変更の申し出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年11月22日

甲 江戸川区中央1 - 4 - 1  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区西葛西7 - 27 - 16  
江戸川不動産鑑定士会  
会長 田口 浩

## 災害時における物資の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について、江戸川区（以下「甲」という。）と山崎製パン株式会社松戸工場（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

### 記

（物資の種類）

第1条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要とするものとし、乙は支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（供給手続）

第2条 甲が物資の供給を受けようとするときは、災害緊急物資要請書（様式1）をもって乙に要請するものとする。

（引渡し）

第3条 前条の規定により要請を受けた場合、乙は、甲に対し直ちに適正な価格で優先的に物資を引渡しするものとする。引渡し場所は乙の工場内とし、その運搬については甲が実施する。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3ヵ年とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前まで甲、乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第5条 この協定の解釈に疑義が生じた場合、及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月15日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
江戸川区長 多田正見

乙 千葉県松戸市南花島向町319番地  
山崎製パン株式会社松戸工場  
取締役工場長 山本和明

## 非常通信の運用に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）及び東京消防庁江戸川消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信並びにその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請する時に必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請した時は、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達的手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う時は、乙は原則として立ち会うものとする。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第5条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の担当窓口をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第8条 甲が非常通信訓練を実施する時は、乙はそれに協力する。

（非常通信設備等の共有）

第9条 乙の有する通信設備が使用不能となった場合においては、甲は前条文に準じて乙に協力するものとする。

また、甲及び乙は、応急活動に必要な防災情報を相互に共有するものとする。

（疑義の決定方法）

第10条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年6月9日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 多田 正見

乙 東京都江戸川区中央二丁目9番13号  
東京消防庁江戸川消防署  
代表者 江戸川消防署長 田名部 修弘

## 災害時における市川市と江戸川区との相互応援に関する協定書

市川市（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生した場合における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において、地震、水害、火災等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲又は乙が相手方に救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の応援を行うことにより、被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、相手方に対し、次に掲げる応援（以下「応援」という。）の要請をすることができる。

- (1) 食糧、生活物資等の救援物資の提供
- (2) 救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- (3) 被災住民の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる応援

（応援要請の手続）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による応援の要請（以下「応援要請」という。）をする場合は、併せて、次に掲げる事項を相手方に通知するものとする。

- (1) 救援物資の品名、数量、搬入場所等
- (2) 前条第2号に規定する職員の職種、人数、期間等
- (3) 被災住民の人数、健康状態等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（責務）

第4条 甲又は乙は、応援要請があった場合は、可能な範囲内において最大限これに応えるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 救援物資の提供及び被災住民の受入れのための施設の提供に要した経費は、応援要請をした団体（以下「応援要請団体」という。）の負担とする。

2 前項に規定する経費を除くほか、応援に要した経費の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の一時繰替支弁）

第6条 応援要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）は、応援要請団体が前条の規定により負担すべき経費についてこれを支弁することが困難であるとしてその一時的な支弁を要請してきたときは、当該経費を一時的に繰替支弁することができる。

（自主応援）

第7条 甲又は乙は、災害が大規模で、通信の途絶等により相手方が必要な応援要請をすることができないと認めるときは、独自の判断に基づいて必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償等)

第8条 第3条第2号の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、救援活動又は災害復興等の応援活動に従事したことにより損害を受けた場合の補償は、法令その他別に定めるものを除くほか、原則として、応援要請団体が行うものとする。

2 前項に規定する職員が応援活動に従事したため他人又は他人の建物その他の工作物等に損害を与えた場合は、原則として、応援要請団体はその責任と負担において対応するものとする。

(体制整備)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、防災訓練等を通じて必要な体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し何らの申し出をしないときは、更新の手続を経ることなく、この期間は更に1年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了した時も、同様とする。

(その他)

第11条 この協定について、疑義を生じた事項、定めのない事項等については、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙押印の上各1通を保有する。

平成20年7月23日

甲 千葉県市川市八幡一丁目1番1号  
市川市  
代表者 市長 千葉 光行

乙 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 区長 多田 正見



## 災害時における物資の供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合における生活物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、水害、火災等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の調達業務、及び乙の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（原則として運搬を含む。以下同じ）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できない場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の供給に協力するものとする。

（物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

（1）食料品

（2）衣料品

（3）寝具品

（4）食器類

（5）日用品

（6）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（応急物資の受領）

第5条 応急物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認のうえ受け取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力した時は、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第2条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

（1）応急物資は、当該災害時直前の価格

（2）運搬に要した費用は、実費額

(請求及び支払い)

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を、応急物資供給費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(営業の継続又は早期開店)

第9条 甲は、区民生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、応急物資供給業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも指定解除又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年2月26日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
区長 多田正見

乙 神戸市中央区港島中町四丁目1番  
株式会社ダイエー  
代表取締役 西見 徹

## 災害時における重機機材及びオペレーターの供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社フジムラ（以下「乙」という。）は、平成21年5月27日に締結した「災害時における重機機材及びオペレーターの供給に関する協定」について、次のとおり改める。

### （目的）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が行う協力について必要な事項を定め、災害応急対策活動の迅速かつ円滑な実施を目的とする。

### （要請）

第2条 甲は災害時に必要が生じたときは、乙に対し、乙が保有する重機機材及びその重機操作に係るオペレーターの提供を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による協力を要請するときは、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに重機機材及びオペレーターを提供するものとする。

2 乙は、甲の要請に最大限協力するものとする。

### （指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、江戸川区積算基準に基づき算出した額とする。

### （請求及び支払）

第7条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

### （損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （合同訓練）

第9条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

### （有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

付則

- 1 平成21年5月27日締結の「災害時における重機機材及びオペレーターの供給に関する協定」は廃止する。
- 2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月23日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区江戸川五丁目20番地77フジムラBLD1  
株式会社フジムラ  
代表取締役社長 藤村 一人

## 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し（以下「災害時」という。）、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が開設した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が行う協力に必要な事項を定め、災害時の住民の避難生活に伴う心労の負担軽減を目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難所における生活が概ね2週間を経過し、引き続き当該生活が継続されると認められる場合をいう。

（対象者）

第3条 業務の提供を受けることができる者は、避難生活が長期化している住民のうち、災害による傷病、疾病等の理由により、理容店に出向くことが困難な状態にある者とする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供をする者は、理容師法（昭和22年法律第234号）第5条の2第2項に規定する理容師免許証を有し、且つ、えどがわケア理容師に認定されている者で、乙の組合員及び組合員の経営する理容店の従業員（以下「乙の組合員等」という。）とする。

（協力要請）

第5条 甲は、第2条に定める場合において、乙に対し、業務の要請を行うことができるものとする。

2 前項の要請は、理容サービス業務提供要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（協力内容）

第6条 乙の協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 散髪に関すること。
- (2) 洗髪に関すること。
- (3) 顔剃りに関すること。
- (4) 理容活動に必要な消耗品及びその他関連商品の提供に関すること。

（協力）

第7条 乙は第5条による協力要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（報告）

第8条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、理容サービス業務提供報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第9条 乙は、第6条(1)～(3)の業務に要した費用（理容費）について、無償で行うものとする。

2 甲は、第6条の業務に要した費用のうち、理容活動に使用した消耗品及び関連商品に係わる

費用を負担するものとする。

(請求及び支払い)

第10条 乙は、甲の要請に基づく業務に要した費用を理容サービス業務提供請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

3 前項の費用は、当該災害の発生した直前の価格とする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成21年7月24日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年7月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 東京都江戸川区東小松川四丁目27番4号  
東京都理容生活衛生同業組合江戸川支部  
江戸川支部長 青山昌義

## 災害時における復旧作業及び避難施設等の提供に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とスターツCAM株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策、または、避難施設の確保において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施及び迅速な避難者受入れ施設の確保に努めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）乙並びに「スターツ首都圏千曲会」、「大阪千曲会」への災害復旧協力

（2）乙に在籍する1級建築技術者等の派遣

（3）乙のグループ企業が所有する宿泊施設の提供

・ホテル ルミエール葛西（江戸川区中葛西五丁目4-1番20号）

・ホテル ルミエール西葛西（江戸川区西葛西六丁目20番3号）

・スターツ総合研修センター（茨城県つくばみらい市絹の台四丁目2番1号）

（4）水害時の一時避難場所として上記施設（葛西・西葛西のみ）内共有スペースの提供

（5）乙のグループ企業が運営管理する災害時井戸の使用許可

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（指揮命令）

第4条 乙の協力をに係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（開設期間）

第5条 第2条3項による施設を避難所として開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

（報告）

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力等報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合は、次のとおりとする。

（1）災害復旧協力に係る費用は、実費分とし、江戸川区積算基準に基づき算出した額を甲が負

担する。

(2) 派遣された1級建築技術者等の業務費用は、乙が負担する。

(3) 宿泊施設に係る光熱費は、甲が負担する。

(4) 井戸の使用に関する費用は、無償提供とする。

(請求及び支払い)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力等費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成23年1月25日からとし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年1月25日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区中葛西三丁目37番4号  
スターツCAM株式会社  
代表取締役社長 関戸博高



## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、江戸川区長 多田正見（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ確かな災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 江戸川区内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 江戸川区災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年2月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省  
関東地方整備局長 下保修

乙) 東京都江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

## 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）とは指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、東京都地域防災計画、東京都水道局震災応急対策計画及び江戸川区地域防災計画の趣旨に基づき、住民への速やかな初動応急給水活動を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定給水拠点 給水拠点（応急給水槽を除く。）のうち、甲が指定する給水拠点をいう。
- 二 初動応急給水活動 応急給水用資器材を設置し、水質検査を行った後、応急給水を行うことをいう。
- 三 応急給水区画 指定給水拠点の敷地のうち、応急給水活動に使用するために甲が指定する区画をいう。

（初動応急給水活動体制）

第3条 甲及び乙は、東京都地域防災計画に規定する役割分担に基づき、連携協力して初動応急給水活動を実施するものとする。

（乙による初動応急給水活動の実施）

第4条 住民への速やかな応急給水の実施のために必要がある場合において、乙は、当該指定給水拠点の応急給水区画において、初動応急給水活動を実施することができるものとする。

（初動応急給水活動に従事する者の指定）

第5条 乙は、乙が指定する者（以下「指定従事者」という。）により指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動を行わせることができる。

2 前項の場合には、乙は、あらかじめ指定従事者について甲に通知するものとする。

（当事者等の責務）

第6条 甲は、乙が指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動（指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を円滑に実施できるよう、応急給水訓練の実施に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する応急給水訓練に積極的に参加し、乙の職員又は指定従事者が初動応急給水活動に習熟するよう努めるものとする。

3 乙は、必要に応じて応急給水訓練を実施することができる。この場合において、乙は、応急給水区画の使用等について事前に甲の承諾を得るものとする。

4 甲は、応急給水用資器材の維持管理など、乙の初動応急給水活動の実施に必要な措置を講じるものとする。

（指定給水拠点の通知）

第7条 甲は、第2条第1号に規定する指定給水拠点を指定したときは、乙に文書により通知するものとする。

( 鍵の管理 )

第 8 条 甲は、乙に対し、応急給水区画に出入りするための門扉、応急給水用資器材を保管する倉庫その他の初動応急給水活動を行うために錠を開ける必要がある施設に係る鍵又は錠がダイヤル式の場合にあっては鍵となる番号(以下これらを「鍵等」という。)を貸与するものとする。

2 乙は、前項の規定により貸与された鍵等を、乙が初動応急給水活動又は応急給水訓練を行うために使用することができるものとする。ただし、非常時以外の場合において、使用しようとするときは、事前に甲の承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、鍵等について、紛失、盗難及び外部への漏えいを予防する措置を乙の責任において講じるものとする。

4 乙は、鍵等の紛失、盗難又は外部への漏えいが生じたときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って対応するものとする。

( 費用の補償 )

第 9 条 乙は、乙の職員又は指定従事者が、故意又は過失により応急給水区画内の施設、応急給水用資機材等を破損した場合には、その修繕費用を甲に補償するものとする。

( 相互の連絡調整 )

第 10 条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

( 実施細目 )

第 11 条 この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

( 疑義等に関する協議 )

第 12 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、その 1 通を保管するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 吉田 永

乙 江戸川区

江戸川区長 多田 正見

## 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目

東京都（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）とは、指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動に関する覚書（以下「覚書」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の定義）

第1条 この実施細目で使用する用語の意義は、覚書で使用する用語の例による。

（初動応急給水活動の実施）

第2条 乙は、覚書第3条、第4条及び第8条の規定により、指定給水拠点の応急給水区画において初動応急給水活動（覚書第5条の規定により指定従事者により行う場合を含む。以下同じ。）を行うときは、甲が作成し、配布する手順書に従って、初動応急給水活動を実施するものとする。

2 前項の規定は、覚書第6条第1項から第3項までの規定により訓練を実施する場合にも準用する。

（応急給水訓練）

第3条 乙は、覚書第3条、第4条及び第8条の規定により指定給水拠点の応急給水区画において初動応急給水活動を行うため、応急給水区画及び同区画内の施設に出入りする方法、門扉等の解錠方法、応急給水用資器材の設置方法、応急給水の方法その他の指定給水拠点の応急給水区画における初動応急給水活動に必要な事項について、甲が実施する応急給水訓練等に参加し、一連の作業の習熟を図るものとする。

2 乙は、覚書第6条第3項の規定により応急給水訓練を実施しようとするときは、あらかじめ甲に届け出て、応急給水区画の使用等について、その承諾を得なければならない。

3 甲は、乙が実施する応急給水訓練に協力し、必要に応じて参加するものとする。

（初動応急給水活動の運用）

第4条 乙は、指定従事者により初動応急給水活動を行おうとする場合において、覚書第5条の規定により指定従事者について甲に通知するときは、指定給水拠点別に、その名称及び代表者（住所、氏名及び連絡先）等をあらかじめ甲に通知するものとする。

（疑義等に関する協議）

第5条 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成27年3月31日

甲 東京都

代表者 公営企業管理者  
東京都水道局長 吉田 永

乙 江戸川区

江戸川区長 多田 正見

## 災害時における飲料水等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と大塚食品株式会社東京支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、水道水汚染等危機的事象により飲料水等の確保が困難な場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う飲料水等の調達業務に関して乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な飲料水並びに食料品（以下「飲料水等」という。）の確保に努めることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対して飲料水等の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として飲料水等供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに飲料水等の優先供給に協力するものとする。

### （飲料水等の受領）

第4条 飲料水等の供給場所等については甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、数量を確認のうえ、受領するものとする。

### （報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、飲料水等供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による乙の飲料水等供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

（1）飲料水等の費用については、メーカー希望小売店卸価格（別紙）とする。

（2）運搬に要した費用については、飲料水等の合計が一納品につき30c/s以上を基本とし、乙がこれを負担する。ただし、災害時の状況等により規定数量に満たない場合、この限りではない。

### （請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、飲料水等供給費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、当該請求書を受領した月の翌月末日までに当該費用を支払うものとする。

### （損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、飲料水等供給業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）

によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成23年10月19日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年10月19日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 千代田区神田司町二丁目11番1号4F  
大塚食品株式会社東京支店  
支店長 樋口義隆

## 災害時における建築物応急危険度判定及び 避難施設等の点検に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と社団法人東京建築士会江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う建築物応急危険度判定、または、避難施設の点検において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施及び迅速な避難者受入れ施設の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して応急危険度判定員の派遣及び避難施設の点検要員の派遣を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 気象庁が発表する震度5強以上の地震が発生した場合は、甲が避難施設等への点検要請を行ったものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第一項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

（指揮）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、応急危険度判定調査表（別紙1）又は被害状況調査票（別紙2）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。

（1）応急危険度判定員の派遣及び避難施設の点検要員の派遣に係る交通費

（2）その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力等費用請求書（第2号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）又は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成24年4月24日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区南篠崎町二丁目45番13号  
社団法人 東京建築士会江戸川支部  
支部長 津端英男



## 災害時における建築物応急危険度判定及び 避難施設等の点検に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う建築物応急危険度判定、または、避難施設の点検において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施及び迅速な避難者受入れ施設の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して応急危険度判定員の派遣及び避難施設の点検要員の派遣を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 気象庁が発表する震度5強以上の地震が発生した場合は、甲が避難施設等への点検要請を行ったものとみなす。

（協力内容）

第3条 乙は前条第一項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

（指揮）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、応急危険度判定調査表（別紙1）又は被害状況調査票（別紙2）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。

（1）応急危険度判定員の派遣及び避難施設の点検要員の派遣に係る交通費

（2）その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力等費用請求書（第2号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）又は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成24年4月24日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区南葛西三丁目19番4号  
一般社団法人 東京都建築士事務所協会江戸川支部  
支部長 青谷 懿

## 災害時における建築物応急危険度判定及び 避難施設等の点検に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人江戸川建設業協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う建築物応急危険度判定、または、避難施設の点検において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施及び迅速な避難者受入れ施設の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して応急危険度判定員の派遣及び避難施設の点検要員の派遣を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 気象庁が発表する震度5強以上の地震が発生した場合は、甲が避難施設等への点検要請を行ったものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第一項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

（指揮）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、応急危険度判定調査表（別紙1）又は被害状況調査票（別紙2）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。

（1）応急危険度判定員の派遣及び避難施設の点検要員の派遣に係る交通費

（2）その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力等費用請求書（第2号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）又は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成24年4月24日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区松島一丁目29番13号  
一般社団法人江戸川建設業協会  
会長 西野輝彦

## 災害時における民間住宅の相談業務等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う住宅相談業務に対して乙の積極的な協力を得ることにより、被災住宅の応急修繕等に対応し、円滑な業務の推進を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して被災住宅の修繕等の相談業務を行う窓口の設置を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の定めにより、甲の要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

（指揮）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、住宅相談業務記録用紙（別紙1）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づく第2条の相談業務は、原則として無償とする。

2 被災住宅の居住者から依頼を受けて乙が行う修繕等に要する費用は、居住者から直接支払いを受けるものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく、乙の相談業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は平成24年4月24日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区大杉二丁目12番10号  
東京土建一般労働組合江戸川支部  
執行委員長 佐門邦男

## 災害時における民間住宅の相談業務等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京建設従業員組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う住宅相談業務に対して乙の積極的な協力を得ることにより、被災住宅の応急修繕等に対応し、円滑な業務の推進を図ることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して被災住宅の修繕等の相談業務を行う窓口の設置を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条の定めにより、甲の要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

### （指揮）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、住宅相談業務記録用紙（別紙1）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づく第2条の相談業務は、原則として無償とする。

2 被災住宅の居住者から依頼を受けて乙が行う修繕等に要する費用は、居住者から直接支払いを受けるものとする。

### （損害補償）

第7条 甲の要請に基づく、乙の相談業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （有効期間）

第8条 本協定の有効期間は平成24年4月24日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第9条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区東葛西七丁目6番4号  
東京建設従業員組合  
執行委員長 木賀聖司



## 災害時における民間住宅の相談業務等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と首都圏建設産業ユニオン城北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う住宅相談業務に対して乙の積極的な協力を得ることにより、被災住宅の応急修繕等に対応し、円滑な業務の推進を図ることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して被災住宅の修繕等の相談業務を行う窓口の設置を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条の定めにより、甲の要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

### （指揮）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、住宅相談業務記録用紙（別紙1）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 甲の要請に基づく第2条の相談業務は、原則として無償とする。

2 被災住宅の居住者から依頼を受けて乙が行う修繕等に要する費用は、居住者から直接支払いを受けるものとする。

### （損害補償）

第7条 甲の要請に基づく、乙の相談業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （有効期間）

第8条 本協定の有効期間は平成24年4月24日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第9条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 足立区千住龍田町12番11号  
首都圏建設産業ユニオン城北支部  
執行委員長 菅原良和

## 災害時における帰宅困難者の一時受入れ施設の確保等に関する覚書

災害時における帰宅困難者の一時受入れ施設の確保等に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と警視庁小松川警察署（以下「乙」という。）・警視庁葛西警察署（以下「丙」という。）・警視庁小岩警察署（以下「丁」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

### 【目的】

第1条 本覚書は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、交通が途絶し、駅・事業所・学校等に滞留する大量の通勤者・通学者・観光客等のうち容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の一時受入れ施設の確保等に対し、「甲」と「乙・丙・丁（以下「乙等」という。）」の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 【災害の範囲】

第2条 本覚書において「災害」とは、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号」に定める災害をいう。

### 【協力内容】

第3条 甲と乙等は、帰宅困難者の一時受入れ施設の確保に当たり、次の事項について相互に協力するものとする。

- (1) 帰宅困難者の一時受入れ施設の情報を相互に提供すること。
- (2) 帰宅困難者の一時受入れ施設の管理者等に受入れ要請を行った場合は、その情報を相互に提供すること。
- (3) その他、必要事項

### 【有効期間】

第4条 本覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、甲と乙等いずれからも指定解除、又は変更の申し出がない場合、本覚書は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

### 【協議】

第5条 本覚書に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙等が協議のうえ決定する。

本覚書は4通作成し、甲と乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年6月8日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区  
区長 多田正見

乙 江戸川区松島1丁目19番22号  
警視庁小松川警察署  
署長 笠原 康弘

丙 江戸川区東葛西6丁目39番1号  
警視庁葛西警察署  
署長 田島 満徳

丁 江戸川区東小岩6丁目9番17号  
警視庁小岩警察署  
署長 水越 照夫

## 災害時における帰宅困難者支援及び情報提供等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とヒノデ第一交通株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、甲が行う帰宅困難者支援において乙の積極的な協力を得ることで、迅速な帰宅困難者受入れ施設の確保に努めること、また、乙の協力により、被害状況の迅速な情報収集等を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者への一時的な休憩場及びトイレの提供

提供施設：江戸川営業所（江戸川区中央三丁目16番3号）

（2）帰宅困難者へのラジオ等で知り得た災害に関する情報提供

（3）乙の業務無線を活用した甲への災害情報の提供

（4）乙の所有する車両の提供

2 前項の要請は、原則として帰宅困難者支援等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

（開設期間）

第5条 第2条の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、その旨を乙に使用期間延長の申請をするものとする。

（施設の終了）

第6条 甲は乙の管理する施設について、第2条の要請事項を終了する際には、乙に帰宅困難者支援等終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づく第2条（1）～（3）の支援業務については、原則無償とする。ただし、第2条（4）の支援業務については、甲が費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、甲乙の協議によって定めるものとする。

(請求及び支払い)

第8条 乙は、第2条の支援業務に基づく費用を支援業務費用請求書(第3号様式)により甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙の支援業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は平成24年6月11日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年6月11日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区中央三丁目16番3号  
ヒノデ第一交通株式会社  
代表取締役 田頭寛三

## 災害時における放送に関する協定

江戸川区(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコムイースト(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、江戸川区の区域内で災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、区民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送について、必要事項を定める。

(災害情報の提供及び要請)

第2条 甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

(要請の手続き)

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別紙1のとおり定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書(第1号様式)により、ファックスやメールを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

(災害情報の放送)

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

(協力体制の整備)

第5条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成24年8月31日から平成25年8月30日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

(その他)

第8条 災害時の情報伝達におけるケーブルテレビジョン放送に関する申出(覚書)(平成8年3月21日)は、廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月31日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館  
株式会社ジェイコムイースト  
代表取締役社長 中谷博之



## 覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコムイースト江戸川局（以下「乙」という。）は、「災害時における放送に関する協定（平成24年8月31日付）」に基づく災害情報配信の利用について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所対象施設等の利用者に対し、災害情報等の情報提供を円滑に伝達することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （運用実施）

第2条 乙が甲の避難所対象施設等に対し実施する災害情報配信の運用実施は別途、本覚書締結後に甲と乙との間で締結する「CATV施設の利用に関する契約書」（以下、「CATV施設契約書」に定める乙の地上デジタル放送再放送（J:COMチャンネル東京・J:COMテレビ）等に基づき実施するものとする。

### （維持管理）

第3条 乙は、予測不可能な災害に迅速に対応する必要性に鑑み、CATV施設契約書に定める乙のJ:COM施設の維持管理を行うものとする。

2 甲は、避難所対象施設等の維持管理を行うものとする。

3 甲及び乙は、前二項に定めるとおり、自らの施設に対し、維持管理責任を負い、自己の施設に不具合が生じていることが判明した場合、その他事故、経年劣化などにより装置等に不具合が生じる場合及びおそれがある場合には、相手方に事前通知のうえ、迅速かつ、適切に当該不具合を自己の費用負担で解消するものとする。

### （地位の承継）

第4条 乙が自らの特別な事由、又はやむを得ない事情により本協定書、並びにCATV施設契約書の契約上の地位を他の事業者へ承継する場合、当該手続きに必要な費用は乙の負担とし、乙の責任において実施するものとする。

2 前項の規定の適用に当たっては、本覚書中「乙」とあるものは、「承継事業者」と読み替え、この手続きは、すべて乙が行い承継するものとする。

### （費用の負担等）

第5条 甲は乙に対し、CATV施設契約書に定める費用を負担する。

### （有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、平成35年3月31日までとする。ただし、有効期間の期限3か月前までに甲乙いずれからも覚書の解除又は変更の申出がない場合、本覚書は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、CATV施設契約書が終了した場合、本覚書も同様に終了するものとする。

### （甲の施設変更・廃止）

第7条 甲は、避難所対象施設等の変更、又は廃止を行う場合は、事前に乙に通知し、甲乙協議のうえ、必要となる事項を双方取り決めた後に、これを行うものとする。

### （協議）

第8条 本覚書に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決

定する。

本覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月2日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区東葛西六丁目31番7号  
株式会社ジェイコムイースト江戸川局  
局長 秋本一茂

## 災害時における避難所等の利用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と学校法人守屋育英学園関東第一高等学校（以下「乙」という。）は、平成25年1月31日に締結した「災害時における避難所等の利用に関する協定」について、次のとおり改める。

### （目的）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を江戸川区地域防災計画に定める避難所、待避施設（以下「避難所等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用範囲）

第2条 甲が、乙の管理する施設のうち避難所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は以下のとおりとする。なお、避難者の受入れは、3.3㎡につき4人の収容を目安とする。

対象とする災害種別	部屋の名称	使用床面積	収容可能人数
地震・大規模火災	体育館（3階）	735㎡	890人
	柔道場（2階）	184㎡	222人
	剣道場（2階）	368㎡	445人
洪水・高潮・内水氾濫	体育館（3階）	735㎡	890人
	柔道場（2階）	184㎡	222人
	剣道場（2階）	368㎡	445人

大規模な浸水が想定される場合は使用しない

### （目的外使用の禁止）

第3条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

### （避難所等として利用できる施設の周知）

第4条 甲は、本件施設の範囲を、第2条に定める災害の種別ごとに、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

### （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、避難所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(避難所等の開設)

第7条 甲は、災害時において、避難所等として利用する必要がある場合、乙の指定した場所を避難所等として開設することができるものとする。

2 乙施設の閉校時に避難所等を開設する必要がある場合、乙が定める緊急対応要員が乙施設を解錠する。

3 甲及び乙は、避難所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲は、第7条第1項に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の指定した場所を避難所等として開設することができるものとする。この場合において、開設後速やかに、甲は乙に対し避難所等を開設した旨を通知するものとする。

(避難所等の管理)

第9条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 避難所等を閉鎖する場合、甲は避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(使用時の注意事項)

第10条 甲は、避難所等として本件施設を使用する者に対し、第2条の使用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 乙は、本件施設に地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

(費用負担)

第11条 避難所等の管理運営に係る費用及び避難者によって避難所等に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第12条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所等使用費用請求書(第1号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(開設期間)

第13条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

(避難所等の閉鎖)

第14条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を本件施設以外へ誘導した場合など、本件施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

(情報の不開示)

第15条 甲は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(損害補償)

第16条 避難所等の開設及び管理運營業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

付則

1 平成25年1月31日締結の「災害時における避難所等の利用に関する協定」は廃止する。

2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月3日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 斉藤 猛

乙 東京都江戸川区松島二丁目10番11号  
学校法人守屋育英学園関東第一高等学校  
理事長 吉村 正昭

## 災害時等における復旧事業の支援等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と社団法人関東建設弘済会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う公共土木施設等の復旧事業において乙の積極的な協力・支援を得ることで、復旧事業の迅速かつ円滑な実施を目的とする。

（活動主体）

第2条 甲の要請に対し、乙は災害復旧の支援を行うボランティア組織である防災エキスパート（以下、「防災エキスパート」という。）の活動をもって、これにあたるものとする。

（協力内容）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）災害復旧事業に関する支援及び技術的助言

（2）災害発生時の被災状況に関する情報提供

（3）平常時における訓練、講習会等に関する支援

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えるものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、原則として書面により、国土交通省関東地方整備局を通じて要請を行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 平常時の要請に関しては、事前に甲乙で協力内容等について調整を行い、要請する。

（責務）

第5条 防災エキスパートによる支援活動等に対する責務は、次のとおりとする。

（1）災害復旧等に関する判断は、甲が行う。

（2）防災エキスパートが実施する支援活動等に関しては、乙が別で定める防災エキスパート制度要綱、登録規約、活動要領にもとづき対応する。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づく乙の支援業務については、原則無償とする。ただし、場合により支援業務にかかる費用については、甲、乙の協議により決定することができる。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の支援業務に従事する者が、他人に損害を与え、または負傷し、または疾病にかかり、あるいは死亡した場合における損害補償については、原則として乙が負担する。ただし、場合によりその損害補償については、甲、乙の協議により決定することができる。

2 乙は、前項の事案が発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その後

の措置について必要により、甲、乙が協議するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は平成25年2月20日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年2月20日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 埼玉県さいたま市大宮区  
吉敷町四丁目262番16号マルキュービル9階  
社団法人関東建設弘済会  
理事長 奥野晴彦



## 災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川区熟年者福祉施設連絡会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に所属する施設の一部を介護を要する高齢者等の受入施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （位置づけ）

第2条 甲は、発災初期において小・中学校等に避難所を開設し、その後、必要に応じて甲の要請により乙に所属する施設を介護を要する高齢者等の避難所として開設する。

### （利用対象者）

第3条 本協定により開設する施設が受け入れる対象者は、小・中学校等に開設する避難所では生活が困難である介護を要する高齢者及び障害者（その介護者を含む）とする。

### （対象施設）

第4条 本協定の対象となる施設は、別表に定める施設のうち、甲及び乙があらかじめ協議して決定した部分とする。

### （要請）

第5条 甲は災害時、乙に所属する施設に第3条による者を対象とした避難所を開設する必要性が生じた場合、乙に対して速やかに開設を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所開設要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

### （管理運営）

第6条 当該受入施設の管理運営は、甲と乙が相互に協力し、これにあたるものとする。

### （物資等の提供及び介護支援者の確保）

第7条 当該避難所を開設したとき、甲は乙に対してその運営に必要な物資及び情報を提供するとともに、適切な介護の実施に必要な介護支援者の確保に最大限努めるものとする。

### （開設期間）

第8条 第5条により当該避難所を開設した場合の開設期間は、原則として要請を受けたときから7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

### （閉鎖）

第9条 甲は乙に所属する施設について、第5条の要請事項を終了する際には、乙に避難所終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、甲乙にて立ち会い確認を行った後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、当該避難所の管理運営に係る費用を負担するものとし、その額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通常業務再開への努力)

第11条 甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、平成25年3月27日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第14条 乙は、当該避難所の運営にあたり業務上知り得た情報を、漏らしてはならない。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区熟年者福祉施設連絡会  
会長 関口浩太郎

## 災害時における介護を要する高齢者等の 受入施設に関する協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川区熟年者福祉施設連絡会（以下「乙」という。）との間において協定に関する実施細目を定めるものとする。

（避難者の受入れについて）

第1条 発災直後、介護を要する高齢者等（以下、「要介護者」という。）が、区立小中学校の一次避難所ではなく、乙に所属する施設（以下、「二次避難所」という。）に避難した場合は、甲が二次避難所としての開設要請を行う前であっても、乙の判断により要介護者やその家族を受入れることができるものとする。

（健常者の受入れについて）

第2条 利用対象者は協定書内のとおり、介護を要する高齢者及び障害者（その介護者を含む）を原則とするが、発災直後は介護を必要としない健常者が二次避難所に避難・滞在することは想定できるため、一時は健常者でも避難を受け入れることとする。ただし、一次避難所が開設され次第、一次避難所への誘導を行う。甲は避難所の設置方針を明確に定め、誘導の際にはできる限り支援を行うものとする。

2 甲と乙は平時より、区民に対して、一次避難所と二次避難所の役割についての説明・周知に努めるものとする。

3 発災直後、介護を必要としない健常者が、二次避難所に避難・滞在することは想定できる事態である。そのため、乙は平常時より一時的に滞在する健常者用のスペースを想定しておくなどの準備に努めるものとする。

（連絡体制・手段について）

第3条 甲及び乙は平常時より、お互いの連絡先（平常時及び緊急時）を共有するものとし、担当者などが変更した場合は速やかに報告するものとする。

2 乙の連絡窓口が一元化できるよう、乙に所属する団体間でも連絡体制の構築を行うものとする。

3 乙は、災害時に甲と連絡が取れない場合は、以下に示す連絡手段の活用を行うものとする。

- ・各一次避難所に設置している災害時特設公衆電話の利用
- ・各事務所・区施設に設置しているMCA無線の利用
- ・区役所・各事務所などへの直接伝令

（物資等の提供について）

第4条 発災直後（発災～3日程度）は、各施設の備蓄や、個人備蓄にて対応する。発災から4日目以降救援物資の受取については最寄りの一次避難所（区立小中学校）にて行うものとする。なお、受取時には施設避難者数を伝えるものとする。

2 各施設の備蓄に関しては、乙が自ら行うものとする。

（介護支援者の確保について）

第5条 発災後の介護支援者の確保については、甲及び乙双方が確保に努めるものとする。なお、介護支援者の確保が困難な場合には、乙が甲へ要請をかけ、甲が国や東京都、外部機関等へ要請を行うものとする。

2 乙においては、区外の関連施設や団体等と平時より支援体制の構築に努めるものとする。

(二次避難所の管理運営に係る費用負担について)

第6条 甲は、二次避難所として開設し、閉鎖するまでに要した管理運営に係る費用負担を行うものとする。この際、協定内にある二次避難所受入れ対象者以外の健常者が滞在していても費用負担は行うものとする。

(付 則)

この実施細目は、平成26年6月30日から適用する。

## 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に乙が避難所等に臨時に提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害時」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の配備と管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤・電話機等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、電話機等を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担で行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速や

かに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を、以下へ通知するものとする。

【連絡先】03 - 6433 - 9764

(利用の終了)

第8条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所等情報を以下へ通知することとする。

【連絡先】03 - 6433 - 9764

(設置場所の公開)

第9条 乙は、災害時の通信確保のために特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議のうえ、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第10条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第11条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第10条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第13条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密をその方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(有効期限)

第14条 本覚書の有効期限は、平成25年3月27日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本覚書は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月27日

甲 東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川区長 多田正見

乙 東京都江戸川区北葛西4-1-43 葛西ビル1F

東日本電信電話株式会社 業務代行

NTT東日本 - 東京 サービス運営部

東フィールドサービスセンタ

所長 押田博之

## 公衆Wi-Fiスポット設置に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコムイースト 江戸川局（以下「乙」という。）との間において、甲が保有・管理する建物・施設等（以下「甲関連施設」という。）への公衆Wi-Fiスポット機器（以下「本機器」という。）の設置にあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本機器を設置及び保守することにより区民のWi-Fi環境の向上を図ること、並びに江戸川区内で大規模な災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、ワイヤ・アンド・ワイヤレス株式会社（以下「Wi2」という。）が提供する公衆Wi-Fiアクセスポイントサービス（以下「本サービス」という。）のアクセスポイントを他社通信機器の利用者に対して無償開放（以下「無償開放」という。）することについて定めることを目的とする。

### （機器の設置）

第2条 乙は、甲の要請により、乙の設置基準に基づき、甲関連施設へ本機器を乙の負担で設置し、甲は甲関連施設を乙に利用させるものとする。乙は本機器の設置後、甲関連施設に設置された本機器を甲乙間の責任分界に従い乙の責任と負担により適正に保守及び管理するものとし、甲関連施設における利用に供する。なお、本機器及び本サービスの利用上の乙所定の注意事項は、別途覚書により定める。

2 乙は、前項に定める保守及び管理の結果、または乙がその他の合理的な理由により、現に甲関連施設に設置されている本機器の入れ替えが必要と判断した場合、事前にその旨を甲に報告し、機器の入れ替えを実施する。

### （設置費用）

第3条 甲は、甲の要請によって設置・貸与された本機器に関して、乙に対して設置料等、その他名称の如何に関わらず、対価に相当する金員の請求を行わない。なお、乙は、甲関連施設に設置された機器の稼働に必要な電気料金を負担するものとし、別途覚書により定める。

### （協力要請）

第4条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙経由で本サービスの提供者であるWi2に対して無償開放を要請することができる。乙はWi2への連絡と甲の要請に応えるべく最大限の努力を行う。ただし乙またはWi2がやむをえない理由、その他の事情等により甲の要請に応えられなかった場合においても、甲は乙に一切の責任を問わないこととする。

2 前項の規定による要請は、原則として無償開放要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。要請の連絡先は別紙のとおり定めるものとする。

3 本サービスの提供者であるWi2は、甲の要請の如何に関わらず、災害時において無償開放を行うことがある。乙は、この場合において当該無償開放の事実を知ったときはその旨を口頭等により甲に報告する。



(要請の終了)

第5条 甲は、第4条に基づく要請を終了する場合、原則として乙に要請事項終了届(第2号様式)を提出するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成25年4月12日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年4月12日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 東京都江戸川区東葛西六丁目31番7号  
株式会社ジェイコムイースト 江戸川局  
局長 國分孝夫

## ソフトバンクWi-Fiスポット設置に関する覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と、ソフトバンクテレコム株式会社（以下「乙」という。）との間において、甲が保有・管理する建物・施設等（以下「甲関連施設」という。）へのソフトバンクモバイル株式会社（以下「SBM」という。）によるソフトバンクWi-Fiスポット機器（以下「本機器」という。）の設置にあたり、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （機器の設置）

第1条 乙は、甲の要請により、本機器を用いた公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の提供者であるSBMの設置基準に基づき、SBMをして、甲関連施設へ本機器を設置させるものとし、当該費用は乙又はSBMが負担し甲に費用負担を求めないものとする。なお、乙は本機器設置後、甲関連施設に設置された本機器をSBMの責任と負担により適正に保守させるものとし、甲関連施設における利用に供する。

2 前項に定める保守の結果、または乙及びSBMがその他の合理的な理由により、現に甲関連施設に設置されている本機器の入れ替えが必要と判断した場合、乙は事前にその旨を甲に報告し、SBMをして本機器の入れ替えを実施する。

### （設置の申込）

第2条 前条に定める本機器の設置にあたっては、甲は、乙指定のSBM申込書（ソフトバンクWi-Fiスポット設置規約）を乙を経由してSBMに提出し、併せて甲関連施設への設置に必要な図面・資料等を乙及びSBMに対し提供するものとする。

### （費用負担）

第3条 甲は、甲の要請によって設置・貸与された本機器に関して、乙及びSBMに対して設置料等、その他名称の如何に関わらず、対価に相当する金員の請求は行わないものとする。なお、甲は甲関連施設に設置された本機器の稼働に必要な電気料金を負担することとする。

### （協力要請）

第4条 甲は、災害時に必要が生じたときには、乙経由でSBMに対して無償開放を要請することができる。乙はSBMへの連絡など甲の要請に応えるべく最大限の努力を行う。ただし、乙およびSBMが、やむをえない理由、その他の事情等により甲の要請に応えられなかった場合においても、甲は乙に一切の責任を問わないものとする。

2 乙は、甲の要請の如何に関わらず、SBMが、天災、事変等の大規模災害が発生した際に、緊急時の通信手段確保を目的として、ソフトバンクWi-Fiスポットサービスのアクセスポイントの開放を行なうものであることを保証する。ただし、甲は、乙またはSBMの都合及び通信網の保全のために開放できない場合があることを予め承諾するものとする。

### （協議）

第5条 本覚書に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、甲乙協議して

決定するものとする。

本覚書の証として本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月8日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区危機管理室長 浅川 賢次

平成25年5月8日

乙 東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング  
ソフトバンクテレコム株式会社  
法人第三営業本部第二営業統括部  
統括部長 爲 房 利 行

## 災害時の一般ボランティア活動支援に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益財団法人えどがわボランティアセンター（以下「丙」という。）は、平成25年7月10日に締結した「災害時の一般ボランティア活動支援に関する協定」について、次のとおり改める。

### （目的）

第1条 この協定（以下「本協定」という。）は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲、乙及び丙が行う江戸川区災害ボランティアセンター（以下「区災害ボランティアセンター」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定め、一般ボランティアの円滑な活動の実施を支援することを目的とする。

### （区災害ボランティアセンターの設置及び運営）

第2条 甲は区民の被災状況から災害ボランティアによる救援が必要であると認められる場合、甲、乙及び丙が協議の上、区災害ボランティアセンターを設置する。

2 乙及び丙は、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、協働して区災害ボランティアセンターの運営を行うものとし、甲は、区災害ボランティアセンターの運営に必要な支援を行う。

3 甲は、乙及び丙が区災害ボランティアセンターを設置した場合、乙及び丙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

### （設置場所）

第3条 区災害ボランティアセンターは、グリーンパレス（江戸川区松島一丁目38番1号）内に設置する。

2 前項の施設が被災して利用できない場合、その他当該施設内に区災害ボランティアセンターを設置することが困難である場合には、甲、乙及び丙が協議の上、これに代わる施設を確保する。

### （一般ボランティアへの支援）

第4条 乙及び丙は、被災者のニーズに即した円滑な活動ができるよう、平常時からの体制整備も含めて一般ボランティアを支援する。

### （甲の業務）

第5条 甲は、本協定に関する次の業務を担う。

- 一 区内外の被災状況の情報収集
- 二 国、東京都及び他区市町村等との連絡調整
- 三 区災害ボランティアセンターの代替施設の検討及び提供、資器材の備蓄場所等が不足した場合の東京都への要請
- 四 ボランティアの受入れ状況等の情報提供
- 五 その他、区災害ボランティアセンターの運営を支援するために必要となる業務

### （乙及び丙の業務）

第6条 乙及び丙は、本協定に関する次の業務を担う。

- 一 区災害ボランティアセンターの設置及び運営
- 二 ボランティアニーズ等の収集及び一般ボランティアの受入れ状況等の情報提供
- 三 東京都災害ボランティアセンターへの災害ボランティアコーディネーターの派遣  
要請

四 その他、区災害ボランティアセンターを運営する上で必要となる業務  
(費用負担)

第7条 区災害ボランティアセンターの運営に関し必要となる甲、乙及び丙の費用負担は、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙及び丙に委託した場合は、当該事務に要する乙及び丙の職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)、乙及び丙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙及び丙の運営する区災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る経費について、甲の負担とすることができる。

(区災害ボランティアセンターの閉鎖)

第8条 区災害ボランティアセンターの閉鎖時期については、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく、乙及び丙の当該業務に従事する者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(実施細目)

第10条 本協定の実施に必要な事項については、実施細目に定めるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙丙いずれからも協定解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

付則

- 1 平成25年7月10日締結の「災害時の一般ボランティア活動支援に関する協定」は廃止する。
- 2 本協定書は、3通作成し甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 江戸川区松島一丁目38番1号  
社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会  
会 長 齊 藤 猛

丙 江戸川区松島一丁目38番1号  
公益財団法人えどがわボランティアセンター  
理 事 長 小久保 晴行

## 災害時の一般ボランティア活動支援に関する協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益財団法人えどがわボランティアセンター（以下「丙」という。）は、令和4年4月1日締結の災害時の一般ボランティア活動支援に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づく実施細目について、以下のとおり定めるものとする。

（区災害ボランティアセンターの役割）

第1条 協定第4条に規定する災害時の円滑な活動に備えた平常時における体制整備は以下のとおりとする。

- （1）乙及び丙は平常時から災害時に備えた区災害ボランティアセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。
- （2）甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、区災害ボランティアセンターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。
- （3）甲、乙及び丙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（報告）

第2条 協定第5条に規定する業務について、甲は、乙及び丙に区災害ボランティアセンターの運営状況の報告を求めることができる。

（乙及び丙の業務）

第3条 協定第6条に規定する業務の詳細は、以下のとおりとする。

- （1）被災情報の把握
- （2）ボランティアニーズの把握
- （3）区災害ボランティアの募集、受付
- （4）区災害ボランティア活動の情報発信
- （5）区災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- （6）ボランティア活動保険の加入手続
- （7）区災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- （8）区災害ボランティア活動に必要な移動支援
- （9）区災害対策本部等との以下の情報の共有
  - 被災状況・避難情報
  - インフラ等の復旧計画・復旧情報
  - ボランティアによる支援活動の状況
  - 特に支援を必要とする者の情報(共有の内容、範囲等は別に定める)
  - その他、区災害ボランティア活動に必要と乙・丙が認める情報
- （10）関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- （11）その他、区災害ボランティアセンターの活動に必要な業務（費用）

第4条 協定第7条に規定する時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）の支払方法については、以下のとおりとする。

- （1）乙及び丙は、前項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。
- （2）乙及び丙は、前項の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。
- （3）甲は、前項の規定により乙又は丙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙又は丙に支払うものとする。
- （4）支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（付則）

この実施細目は、令和4年4月1日から適用する。



## 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書

東京都（東京都水道局）（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）とは、消火栓等からの応急給水用資器材及び消火用資器材（以下「資器材」という。）の貸借並びに資器材を使用した防災訓練並びに災害時における消火栓等からの応急給水及び初期消火活動（以下「応急給水等」という。）の実施に関し、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する応急給水や初期消火活動を行うに当たり、甲と乙との間において資器材の貸借、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水等を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（2）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（資器材の貸与等）

第3条 甲は、乙に対し、第5条に規定する基準を満たす場合において、次条第1項から第3項までに規定する手続により（1）アからエまで及び（2）に掲げる資器材を貸与し、並びに（1）オに掲げる資器材を譲渡するものとする。この場合において、譲渡する資器材の所有権は、引渡しと同時に甲から乙に移転するものとし、甲は、当該資器材を乙に引き渡した後は、当該資器材に隠れたかきがあっても、その責めを負わないものとする。

（1）応急給水用資器材

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するため及び安全確保のための次に掲げる器材

ア 応急給水用仮設給水器材（スタンドパイプ、仮設給水栓セット及び接続ホース）

イ ホース（20m×2本）

ウ 差込式異径媒介金具（2個）

エ 開栓器、鉄蓋開閉用バール、鉄蓋用蓋鍵及び鉄蓋転倒防止器具

オ カラーコーン（4本）、コーンウエイト（4個）、コーンバー（4本）、残留塩素検査キット、バケツ（2個）及びホーローカップ

（2）消火用資器材

応急給水用資器材と併せて使用することにより初期消火活動に活用するための次に掲げる器材

ア 管そう（噴霧ノズル一体型）

イ ホース（20m×3本）

2 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、前項に規定する資器材を一組として、甲が乙の希望を考慮して決定した組数を貸与及び譲渡するものとする。

（資器材の貸借等の手続）

第4条 乙は、甲から資器材を借り受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

2 前項の場合において、乙は、甲から借り受けようとする資器材の保管場所として、安全かつ継続的に資器材を保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

3 甲は、第1項の規定により乙から資器材貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

4 乙は、第2項の規定により甲に届け出ている資器材の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（資器材の貸与等の基準）

第5条 甲が乙に資器材を貸与及び譲渡する場合の基準は、次のとおりとする。

（1）資器材の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施設可能な場所）が確保されていること。

（2）資器材の保管場所ごとに年に1回以上応急給水等の訓練が行われること。この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

（資器材の配送及び受領）

第6条 甲は、乙に資器材を貸与及び譲渡する場合には、乙が指定する納品場所に当該資器材を一括して配送するものとし、配送に係る費用は甲が負担する。

2 前項の規定により一括して配送された資器材の各保管場所への配布は、乙が行うものとする。

3 乙は、甲から資器材を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（資器材の保管及び管理）

第7条 乙は、甲から借り受け、及び譲り受けた資器材について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

2 乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失又は損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は、乙が負担する。

3 乙は、年に1回、甲が求める時期に資器材の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

（災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定）

第8条 甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

2 乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

（区職員への訓練等）

第9条 乙が次条第1項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲が必要と認める間、甲

は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び第3条第1項に規定する資器材を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

(消火栓等からの応急給水等の訓練の実施)

第10条 乙は、自ら又は自治会、町会等が実施する防災訓練において、住民に対し、年に1回以上消火栓等からの応急給水等の訓練を実施するものとする。

2 乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、あらかじめ甲と協議の上、甲に対し、必要に応じて訓練への応援を要請することができるものとする。

3 乙は、第1項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲と協議するものとする。

(訓練参加者の損害に対する補償)

第11条 乙が前条第1項の規定により訓練を行う場合において、当該訓練の実施中に、当該訓練の参加者が負傷したときは、その補償に係る費用は、甲に責めのある場合を除き乙が負担するものとする。

(消火栓等からの応急給水等の実施)

第12条 乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第8条第1項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

2 乙は、初期消火活動を行う場合には、甲から借り受けた資器材及び使用可能な全ての消火栓等を使用することができるものとする。

(相互の連絡調整)

第13条 甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

(疑義等に関する協議)

第14条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議して決定するものとする。

甲及び乙は、本覚書締結の証として本覚書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管するものとする。

平成25年7月10日

甲 東京都  
水道局長 増子 敦

乙 江戸川区  
江戸川区長 多田 正見

## 大規模な水害時における一時的な緊急避難に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で高潮・洪水等の水害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「大規模な水害時」という。）において、乙が所有する施設を一時的な緊急避難先（以下「緊急避難先」という。）として近隣住民等に使用させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用施設）

第2条 緊急避難先として近隣住民等に使用させる施設（以下「施設」という。）は、別紙のとおりとする。

（使用範囲）

第3条 緊急避難先のうち、近隣住民等に使用させるスペースは、水没しない階層の共用部分（屋上を除く。）とする。

（使用期間）

第4条 緊急避難先の使用期間については、大規模な水害時において住民自らが身の危険を感じたときから、その施設周辺の水害が収束するまでとする。

（協力要請）

第5条 甲は、大規模な水害時において必要が生じたときは、乙に対し、施設を緊急避難先使用要請書（第1号様式）により近隣住民等に使用させることの協力を要請することができる。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（緊急避難先の終了）

第6条 甲は前条の規定に基づき緊急避難先として使用した施設について、その仕様を終了するときは、乙に緊急避難先終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（居住者への周知）

第7条 甲は乙と十分協議の上、連携して緊急避難先である施設の居住者に対し、本協定の内容について事前に周知を行うものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第8条 乙は、緊急避難先に避難してきた近隣住民等が、乙の責に帰さない事由により引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成25年9月1日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年8月30日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 新宿区西新宿六丁目5番1号  
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部  
本部長 大谷幸生

## 災害時における葬祭用品の供給等及び 帰宅困難者の支援等の協力に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社東京葬祭（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な棺、遺体収納袋等の資機材及び腐敗防止用のドライアイス等の消耗品の提供
- （2）区が設置する遺体収容所が不足する場合等の遺体収容所としての施設の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）帰宅困難者等に対する一時滞在施設の提供
- （5）一時滞在施設としての帰宅困難者等に対する食料やトイレ等の提供
- （6）上記（1）～（5）の業務に係る作業等役務の提供
- （7）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の（4）及び（5）で使用する施設は次のとおりとし、開設期間は要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでの3日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、乙に使用期間延長の申請をするものとする。

- （1）月光殿：江戸川区西小岩一丁目7番8号
- （2）慈光殿：江戸川区西小岩一丁目30番26号
- （3）瑞鳳殿：江戸川区松本一丁目25番1号
- （4）篠崎葬祭殿：江戸川区篠崎町六丁目4番8号
- （5）シティーホール西葛西：江戸川区西葛西三丁目4番23号
- （6）月光の森 南小岩家族葬館：江戸川区南小岩六丁目5番7号

3 協力の要請は、原則として葬祭用品等供給協力要請書（第1号様式）又は帰宅困難者支援等要請書（第2号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務の履行）

第3条 乙は、前条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（報告）

第4条 乙は、第2条（1）～（3）に基づく業務を実施したときは、葬祭用品等供給協力報告書（第3号様式）を提出するものとする。

(経費の負担及び価格)

第5条 甲の要請に基づく第2条(1)～(3)の支援業務に係る消耗品及び燃料費については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定するものとする。その他の業務については原則無償とする。

(経費の請求)

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、葬祭用品等供給費用請求書(第4号様式)により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

3 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

(一時滞在施設の終了)

第7条 甲は、第2条(4)及び(5)の要請事項を終了する際には、乙に帰宅困難者支援等終了届(第5号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成30年12月20日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年12月20日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 江戸川区西小岩一丁目20番4号  
株式会社 東京葬祭  
代表取締役社長 川島 功

## 災害時における漏水補修等復旧業務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都塗装工業協同組合江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が所管する避難所となる小・中学校（以下「避難所」という。）の屋上及び外壁等における漏水の補修を図ること及び、乙の人員や資器材等を借用することで甲が実施する災害応急復旧業務に協力することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して事象に応じて次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）避難所において雨水等による漏水等が疑われる場合の漏水調査及び応急処置

（2）震災や水害等による汚泥等の高圧洗浄機での除去作業

（3）乙の人員及び所有する車両等による応急物資や食料等の搬送

2 前項の要請は、原則として応急復旧業務等協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（指揮命令）

第3条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、応急復旧業務等協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づく第2条の応急復旧等業務については、原則無償とする。ただし、車両等に係る燃料については甲の負担とする。

（請求及び支払い）

第6条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、応急復旧業務等協力費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、平成25年10月4日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。



(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年10月4日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区北葛西1丁目21番22号  
東京都塗装工業協同組合江戸川支部  
支部長 金久保照夫

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

江戸川区と東京都は、江戸川区内で津波による水害や、河川の氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、江戸川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（都営住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、都営住宅の共用部分を、都営住宅居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、江戸川区と東京都の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また本覚書は、江戸川区地域防災計画上の待避施設を指定するものではない。

（協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、江戸川区と東京都で協議して定めるものとする。

平成25年10月9日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都都市整備局長 藤井寛行

## 災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ニチイケアパレス（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に所属する施設の一部を介護を要する高齢者、障害者及びその介護者（以下「高齢者等」という。）の受入施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （位置づけ）

第2条 甲は、発災初期において小・中学校等に避難所を開設し、その後、必要に応じて甲の要請により乙の所属する施設を高齢者等の避難所として開設する。

### （利用対象者）

第3条 本協定により開設する施設が受け入れる対象者は、小・中学校等に関する避難所では生活が困難である高齢者等とする。

### （対象施設）

第4条 本協定の対象となる施設は、以下の施設とするが、受け入れが困難な場合は、近隣のニチイホームへの受け入れ手配をする。

施設名称： ニチイホーム 江戸川（介護付有料老人ホーム）

所在地： 東京都江戸川区本一色一丁目28番10号

### （要請）

第5条 甲は災害時、乙に所属する施設に第3条による者を対象とした避難所を開設する必要がある場合、乙に対して速やかに要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所開設要請書（第1号様式）により行うものとする。但し、これによりがたいときは、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

### （人的援助）

第6条 甲は、乙が第4条に規定する施設での受け入れが困難な場合は、避難所等での介護活動として、災害時における介護活動要請書（第2号様式）により人的援助を要請することができる。

### （管理運営）

第7条 当該受入施設の管理運営は、甲と乙が相互に協力し、これにあたるものとする。

### （物資及び情報の提供）

第8条 甲は、第5条の規定により当該避難所を開設した場合、乙に対して甲が避難所運営上必要と認める物資及び災害関連の情報の提供に最大限努めるものとする。

### （開設期間）

第9条 第6条により当該避難所を開設した場合の開設期間は、原則として要請を受けたときから7日以内とする。但し、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、そ

の旨を乙に要請するものとする。

(要請事項の終了)

第10条 甲は乙に所属する施設について、第5条及び第6条の要請事項を終了する際には、乙に避難所等支援終了届(第3号様式)を提出するものとする。

(費用負担)

第11条 甲は、当該避難所の運営に係る高齢者等の搬送に要する車両の燃料費を負担するものとし、その額については、災害直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ高齢者等の搬送に係る燃料請求書(第4号様式)により請求するものとする。

(通常業務再開への努力)

第12条 甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害補償)

第13条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、平成25年11月29日から1年間とする。但し、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第15条 乙は、当該避難所の運営及び介護活動にあたり業務上知り得た情報を、漏らしてはならない。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年11月29日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 千代田区神田駿河台2丁目9番地  
株式会社ニチイケアパレス  
代表取締役社長 建部 悠

## 東京都下水道局葛西水再生センター覆蓋上部公園に 対する電力供給に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）は、災害時の避難場所（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第47条第1項に規定する避難場所をいう。以下同じ。）である東京都下水道局葛西水再生センター（以下「水再生センター」という。）覆蓋上部公園（以下「公園」という。）への電力供給について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時において、公園が避難場所として活用される際に、甲が水再生センターの非常用発電機（以下「非常用発電機」という。）を用いて発電した電力の一部を公園に供給し、乙がこの電力を用いて避難者のための施策を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （電力供給の条件）

第2条 甲は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合、公園に電力を供給する。ただし、甲は自己の状況によって電力供給を任意に停止することができるものとし、その場合においても乙は甲に一切の責任を問わないこととする。

（1）公園に対する電力会社からの電力供給が停止し、甲の非常用発電機が運転可能であること。

（2）公園が避難場所として活用されていること。

2 電力供給の具体的な開始時期については、甲乙協議の上、別途定める。

### （費用の負担）

第3条 甲が電力供給を行うために必要な設備の設置に要する費用は、甲が負担する。

2 甲が供給する電力の使用料は無償とする。

### （詳細事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の運用に関する詳細な利用方法等については協議の上決定するものとする。

### （協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成25年11月29日から1年間とし、期間満了日の2か月前までに甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### （疑義等の解決）

第6条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

本協定の成立を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、各自記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年11月29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都公営企業管理者  
下水道局長 松浦 將行

乙 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

## 災害時における江戸川区臨海球技場第一に対する電力供給に関する覚書

東京都下水道局（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）は、平成25年1月29日付で締結した「東京都下水道局葛西水再生センター覆蓋上部公園に対する電力供給に関する協定」（以下「協定」という。）第4条に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （電力使用の条件）

第1条 供給電力が使用可能となるのは、協定第2条第1項各号で定める条件すべてに該当し、電源の利用可能を知らせるための上部公園電源盤（以下「電源盤」という。）の電源ランプが点灯している間とする。

### （電力供給開始可能時期）

第2条 協定第2条第2項に定める電力供給開始可能時期については平成26年4月1日からとする。

### （電力供給の方法）

第3条 甲は公園に隣接する電源盤にコンセントを4個設置するものとし、乙は電源盤にケーブル等を接続し電力供給を受けるものとする。なお、電源盤の位置は別図のとおりとする。

### （供給電力の使用範囲）

第4条 前条に定める電源盤から供給される電力の使用範囲は次に掲げるとおりとする。

（1）交流単相100ボルトとする。

（2）1コンセントあたり15アンペアまでとする。

### （使用の制限）

第5条 電力を使用する際は、人命に関わる医療器具などの電源としては使用しないこと。また、協定第1条に定める目的以外の使用及び前条に定める使用範囲と適合しない電力使用は行わないものとする。

2 協定第1条に定める目的とは、投光器、情報機器及び暖房器具等、避難者が避難場所において必要とする簡易的な電源利用の他、乙が認めるものとする。

### （電源盤の施錠管理）

第6条 乙は電源盤の施錠管理をすることとし、管理体制及び施錠管理責任者についてあらかじめ甲に通知する。

### （電源盤の保守及び修繕）

第7条 電源盤の保守及び修繕については甲が行い、その費用は甲が負担する。ただし、乙の責により電源盤の機能等に支障をきたした場合は、費用負担割合について甲乙協議の上、決定するものとする。

### （連絡体制）

第8条 甲及び乙の連絡先については別紙連絡表のとおりとする。

### （有効期間）

第9条 本覚書の有効期間は平成26年4月1日から1年間とし、期間満了日の2か月前までに甲及び乙いずれからも異議の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項又は覚書の解釈について疑義が生じた場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書成立の証として、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

平成26年3月27日

甲 東京都葛飾区小菅一丁目2番1号  
東京都下水道局  
東部第二下水道事務所長 尾崎篤司

乙 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区危機管理室長 浅川賢次



## 災害時におけるクレーン等の供給及びオペレーターに関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社村岡組（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が行う協力について必要な事項を定め、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は災害時に必要が生じたときは、乙に対し、乙が保有するクレーン等の提供及びその操作に係るオペレーターを要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害応急活動要請書（第1号様式）により行うものとする。但し、これによりがたいときは、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにクレーン等及びオペレーターを提供するものとする。

2 乙は、甲の要請に最大限協力するものとする。

### （指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

### （報告）

第5条 乙が第2条の要請に基づき協力したときは、災害応急活動報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 乙が第2条の要請によりクレーン等の運搬及び作業に要した燃料については、運搬等燃料請求書（第3号様式）により甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用の額は、災害発生の前における価格により算出した額とする。

### （損害補償）

第7条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （合同訓練）

第8条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

### （有効期限）

第9条 本協定の有効期間は、平成26年1月10日から1年間とする。但し、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月10日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区北葛西4丁目22番15号  
株式会社 村岡組  
代表取締役 村岡良実

## 災害時における鍼・灸・マッサージ施術に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川区三療師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、江戸川区内で災害が発生（以下「災害時」という。）し、住民の一次避難所及び二次避難所（以下「避難所等」という。）における避難生活が長期化することが見込まれる場合において、身体的苦痛を緩和する事を目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化することが見込まれる場合とは、避難所等における生活が概ね1週間以上継続されると認められる場合をいう。

（対象者）

第3条 業務の提供を受けることができる者は、避難所等において避難生活をしている住民とする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供をする者は、乙の会員とする。

（協力要請）

第5条 甲は、第2条に定める場合において、乙に対し、業務の要請を行うことができるものとする。

2 前項の要請は、業務提供要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによろがたい場合は、口頭等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第6条 乙の協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 鍼の施術に関すること。
- (2) 灸の施術に関すること。
- (3) マッサージの施術に関すること。
- (4) その他施術に必要な消耗品及びその他関連物品の提供に関すること。

（協力）

第7条 乙は、第5条による協力要請を受けた場合は、特別な事由がない限り協定の内容に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第8条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、業務提供報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第9条 乙は、第6条(1)～(3)の業務に要した費用（施術費）について、無償で行うものとする。

2 甲は、第6条の業務に要した費用のうち、施術に使用した消耗品及び関連物品に係わる費用を負担するものとする。

(請求及び支払い)

第10条 乙は、甲の要請に基づく業務に要した費用を業務提供請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

3 前項の費用は、当該災害の発生した直前の価格とする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は平成26年3月13日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月13日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区北小岩6丁目8番12号  
江戸川区三療師会  
会長 矢野ヒサエ

## 災害情報配信に関する覚書

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長（以下「甲」という）と江戸川区危機管理室長（以下「乙」という）は災害情報等配信に関して次の通り合意する。

（目的）

第1条 この覚書は、江戸川区において、荒川に洪水のおそれ認められるときまたははん濫が発生した場合、甲から乙へ災害情報等を通知するとともに、乙が運用する情報配信媒体（えどがわメールニュース、Twitter、facebook等）を活用し、区民へ速やかな情報の配信を実施し周知することにより、洪水被害等の予防、迅速な避難等に役立てることを目的とする。

（災害情報等の内容）

第2条 災害情報等とは、次に掲げる事項とする。

1. 荒川洪水予報（基準地点は岩淵水門（上）とする）

（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報、はん濫危険情報解除（はん濫警戒情報）、はん濫警戒情報解除（はん濫注意情報））

2. その他必要とする事項

（災害情報等の通知方法）

第3条 甲から乙への災害情報等の通知は、原則としてNTT回線によるインターネットメール及びファクシミリにより行うものとする。また、必要に応じてNTT回線による電話での通知も行うものとする。

（災害情報等の配信内容）

第4条 災害情報等の配信内容は、乙が定めるものとする。

（費用負担）

第5条 通知及び配信に必要な装置の設置・運用・維持管理に必要な費用は、甲乙各々の負担とする。

（他への情報提供）

第6条 乙が甲から通知された災害情報等を防災関係機関等へ提供すること及びインターネット等で一般に提供することに関して、甲は承諾する。

（災害情報等通知及び配信の責任等）

第7条 甲乙は、機器の故障及びNTT回線の不通または、保守のために生じた通知及び配信不能等について、相互のその責任を問わない。

（情報配信媒体運用中止の場合の措置）

第8条 乙が運用する情報配信媒体の運用を中止する場合は、乙より甲へ通知するものとし、できる限り代替の方法により同様の情報提供ができるよう甲乙協力するものとする。

（疑義の決定等）

第9条 この覚書に定めのない事項または覚書の内容について疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この覚書の有効期限は、平成29年3月31日までとする。

2 甲は前項の期限満了日以降もこの覚書を継続する場合は、1ヶ月前までに乙に通知するものとし、乙の承諾を持って、更に3ヶ年継続するものとし、当該継続期間が終了した場合も同様とする。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月19日

甲 住 所 東京都北区志茂5 - 4 1 - 1  
氏 名 国土交通省関東地方整備局  
荒川下流河川事務所長 波多野 真樹

乙 住 所 東京都江戸川区中央1 - 4 - 1  
氏 名 江戸川区危機管理室長 浅川 賢次

## 大規模な災害発生時における一時集合場所に関する協定

東京都瑞江葬儀所を災害発生時の「一時集合場所」として使用することに関し、東京都（以下「甲」という）及び江戸川区（以下「乙」という）の間で以下のとおり協定を締結する。

- 1 大規模な災害発生時に東京都瑞江葬儀所の駐車場部分を江戸川区地域防災計画上の「一時集合場所」として使用することを甲と乙の双方で確認する。  
なお、本協定は、江戸川区地域防災計画上の避難場所または避難所を指定するものではない。
- 2 甲は、乙が災害発生時の一時集合場所として東京都瑞江葬儀所内駐車場部分を使用するために乙に対して、正門の鍵2本を貸与する。
- 3 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から一年間とする。但し、甲及び乙は、異議等がある場合は協定期間終了1ヶ月前までに申し出ることとする。申し出のない場合は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 4 乙は以下の貸与条件を守らなければならない。
  - (1) 鍵の複製をしないこと。
  - (2) 鍵を第三者に転貸、譲渡しないこと。
  - (3) 一時集合場所としての使用以外に鍵を使用しないこと。
  - (4) 鍵の保管状況について、年2回（2月と9月）、甲へ報告すること。
  - (5) 万が一に鍵を紛失した場合や盗難にあった場合は、速やかに甲へ報告し、全ての鍵の交換を乙の負担で行うこと。
  - (6) 貸与した鍵の紛失や盗難を原因として、施設の損壊や施設使用の停止が発生した場合、乙は甲にその損害を賠償すること。
- 5 乙が上記4の貸与条件に違反した場合又は東京都瑞江葬儀所の管理運営上やむを得ない事情が生じた場合に甲は本協定を取り消すことができる。その場合に、乙は速やかに甲へ鍵を返却しなければならない。
- 6 本協定締結後、江戸川区地域防災計画を改訂することにより本協定の内容に影響を及ぼす恐れがある場合には、乙はあらかじめ甲へ協議しなければならない。
- 7 本協定の内容に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

平成28年3月14日

甲 東京都建設局長  
佐野克彦

乙 江戸川区長  
多田正見

## 災害時における避難施設等の提供に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とトヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する施設の一部を避難施設等として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （施設提供）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について施設の提供を要請することができる。

提供施設：乙の所有する社宅（江戸川区北葛西五丁目12番1号）

（1）震災時における一次避難所での生活が困難な者（原則としてある程度の自立生活が可能な者とする）の避難所（以下「二次避難所」という。）

（2）高潮・洪水等の水害時における近隣住民等の一時的な緊急避難先

2 甲は、乙に対し前項（1）の規定により二次避難所の開設を要請するときは、原則として二次避難所開設要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙が、第1項（2）の規定により当該施設を一時的な緊急避難先として近隣住民等に使用させたときは、甲からの施設提供の要請があったものとみなす。

4 乙は、前項の規定により水害時の緊急避難先として当該施設を近隣住民等に使用させた場合、甲に対し、速やかにその旨を報告するものとする。

### （管理運営）

第3条 乙が前条の規定に基づいて提供した避難施設等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、避難施設等の管理運営に協力するものとする。

### （開設期間）

第4条 第2条第1項（1）の規定に基づく二次避難所の開設期間は、原則として要請を受けたときから7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、開設期間の延長を乙に要請するものとする。

2 第2条第1項（2）の規定に基づく水害時の緊急避難先の使用期間は、住民自らが身の危険を感じたときから、当該施設周辺の水害が収束するまでとする。

### （施設の終了）

第5条 甲は、第2条第1項（1）の規定に基づいて二次避難所として使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に二次避難所終了届（第2号様式）を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認の後、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、第2条第1項（2）の規定により水害時の緊急避難先として提供した施設について、当該施設周辺の水害が収束しその提供を終了するときは、甲にその旨を報告する。



(費用負担)

第6条 甲は、当該避難施設等の管理運営に係る費用を負担するものとし、その額については、  
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、当該避難施設等の提供に基づく費用を避難施設等管理運営費用請求書(第3号様  
式)により、甲に請求するものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者の損害補償は「災害に際し  
応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第  
10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年5月1日から1年間とする。ただし、甲乙いずれか  
からも指定解除または変更の申し出がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も  
同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ  
決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 5月 1日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 文京区後楽1丁目4番18号  
トヨタ自動車株式会社  
専務役員 早川 茂

## 大規模水害時における緊急避難及び船舶の使用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と関東興業株式会社（以下「乙」という。）と株式会社マリンドリーム（以下「丙」という。）は、平成26年6月17日に締結した「災害時における物資水運配送拠点施設及び船舶の使用に関する協定」について、次のとおり改める。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を緊急避難施設として使用すること及び丙が所有する船舶を地域住民等の搬送等に使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）緊急避難施設 水害時において、浸水しない地域及び小中学校等の待避施設へ避難する時間がない場合、又は避難に困難を要する場合に緊急的に避難する施設をいう。

（2）地域住民等 地域住民、通勤者、通学者などをいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、水害時に必要が生じたときは、乙及び丙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）乙が所有する施設の緊急避難施設としての提供

（2）丙が所有する船舶を使用した地域住民等の搬送

（3）その他甲の要請により、乙及び丙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1・2号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙及び丙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。

ただし、乙及び丙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

### （使用施設）

第4条 乙が緊急避難施設として地域住民等に提供する施設は、別紙のとおりとする。

### （活動報告）

第5条 乙及び丙は、第3条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動を報告書（第3・4号様式）により報告するものとする。

### （管理運営）

第6条 緊急避難施設及び船舶の管理運営は、甲の責任において、甲、乙及び丙が共同して行うものとする。

### （使用期間）

第7条 緊急避難施設及び船舶の使用期間は最長48時間とし、状況により期間を延長する必要がある場合には、甲、乙及び丙が協議の上決定する。

2 甲は、施設等の使用を終了するときは、乙及び丙に使用終了届（第5・6号様式）を提出す

るとともに、当該施設及び船舶を原状に復し、乙及び丙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

3 甲は、乙及び丙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮する。

(費用負担)

第8条 本協定において、次に掲げる費用は甲が負担する。

- (1) 緊急避難施設の管理運営に係る光熱水費等
- (2) 船舶の使用に係る燃料費
- (3) 緊急避難施設及び船舶が著しく損傷した場合の修繕費用
- (4) その他甲乙丙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙丙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第9条 乙及び丙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、費用請求書(第7・8号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙及び丙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく乙及び丙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙丙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議の上、決定する。

付則

1 平成26年6月17日締結の「災害時における物資水運配送拠点施設及び船舶の使用に関する協定」は廃止する。

2 本協定書は、3通作成し甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月25日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区船堀三丁目7番13号ヴァンテアンビル  
関東興業株式会社  
代表取締役 渡辺 博也

丙 東京都江戸川区東小松川三丁目1番1号

株式会社マリンドリーム  
代表取締役 渡辺博也

## 大規模な水害時における緊急避難に関する覚書

江戸川区と東京都住宅供給公社は、江戸川区内で津波による水害や、河川の氾濫等の水害（以下「大規模な水害」という。）が発生した時に、江戸川区の地域防災計画で指定する避難場所等に区民が避難する時間的余裕がない場合、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅を緊急避難先とすることに関し、次のとおり覚書を締結する。

（公社賃貸住宅への緊急避難）

第1 大規模な水害時に、公社一般賃貸住宅及び公社施行型都民住宅の共用部分を居住者とともに区民の緊急避難先とすることを、江戸川区と東京都住宅供給公社の双方で確認する。

なお、その所在、形状等から避難に適さない住宅については、この限りでない。

また、本覚書は、江戸川区地域防災計画上の待避施設を指定するものではない。

（協議）

第2 本覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、江戸川区と東京都住宅供給公社で協議して定めるものとする。

平成26年9月10日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号コスモス青山  
東京都住宅供給公社  
理事長 中田清己

## 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社協和木工所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）遺体の収容及び安置に必要な棺、遺体収納袋、骨壺及び資機材等消耗品（以下「棺等葬祭用品」という。）の提供

（2）棺等葬祭用品については、乙が甲の設置する遺体収容所（総合体育館・スポーツセンター・スポーツランド又は甲が指定する場所）へ速やかに搬送する。

2 協力の要請は、原則として葬祭用品等供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （業務の履行）

第3条 乙は、前条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

### （報告）

第4条 乙は、第2条第1項に基づく業務を実施したときは、葬祭用品等供給報告書（第2号様式）を提出するものとする。

### （経費の負担及び価格）

第5条 甲の要請に基づく第2条第1項の業務に係る棺等葬祭用品及び燃料費については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定するものとする。その他の業務については原則無償とする。

### （経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、葬祭用品等供給費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

3 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、当該要請を行った遺族等に請求するものとする。

### （損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月江戸川区条例第10号）によるも

のとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成26年12月4日から1年間とし、甲乙いずれからも本協定の解除または変更の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年12月4日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 西多摩郡日の出町平井1316  
株式会社 協和木工所  
代表取締役社長 井上 巖尹

## 災害時における応急物資の優先供給及び 大規模な水害時における一時的な緊急避難に関する協定

江戸川区（以下、「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う応急食料品及び日用品（以下、「応急物資」という。）の調達業務に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活安定を図ること並びに、江戸川区内で高潮・洪水等による大規模な水害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「大規模な水害時」という。）において、乙が管理する施設を一時的な緊急避難先（以下「緊急避難先」という。）として近隣住民等に使用させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、本協定は地域防災計画上の待避施設を指定するものではない。

（応急物資の供給要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは口頭等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（応急物資の運搬）

第3条 応急物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、乙の応急物資の保管場所から引渡場所までの運搬に関しては、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により応急物資を運搬する場合は、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（緊急避難先の協力要請）

第5条 甲は、大規模な水害時において必要が生じたときは、乙に対し、緊急避難先として乙の施設を使用できるよう要請することができる。

2 前項の要請は、緊急避難先使用要請書（第3号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは口頭等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（緊急避難先使用施設）

第6条 緊急避難先として近隣住民等が使用できる施設は、以下のとおりとする。

イトーヨーカドー葛西店：江戸川区東葛西9丁目3番3号

（緊急避難先の使用範囲）

第7条 緊急避難先のうち、近隣住民等に使用させるスペースは、水没しない階層の駐車場（屋上を除く。）等、乙の指定する所とする。



(緊急避難先の使用期間)

第8条 緊急避難先の使用期間については、大規模な水害時において住民自らが身の危険を感じたときから、甲が避難所を設置するまでとする。

(緊急避難先の終了)

第9条 甲は第5条又は第8条の規定に基づく緊急避難先として使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に緊急避難先終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、緊急避難先に避難してきた近隣住民等が、乙の責に帰さない事由により引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第11条 甲は、第2条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとし、費用の額は、当該災害時直前の価格とする。なお、乙が応急物資を運搬した場合、その運搬にかかる費用は、甲の負担とする。

(請求及び支払い)

第12条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用等請求書(第5号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、平成26年12月17日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年12月17日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社イトーヨーカ堂  
代表取締役社長 戸井和久

## 災害時における江戸川区農業経営者クラブの協力に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川区農業経営者クラブ（以下「乙」という。）との間において、災害時における協力について下記のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 本協定は、江戸川区内に災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、乙の会員が所有する資機材、それに伴う労力や井戸水の提供及び生鮮野菜の供給、農地の提供に対する乙の協力等に関し、必要な事項を定める。

第2条 乙は甲に対し、次に掲げる事項についてできる限り協力する。

- (1)トラック・トラクター・保冷库等の資機材の提供
- (2)(1)の運転・操作等労力の提供
- (3)生鮮野菜の供給
- (4)物置・倉庫等での緊急物資の一時保管場所の提供
- (5)井戸水の提供
- (6)一時集合場所や一時的な避難場所としての農地の提供

第3条 甲は乙に対し、前条に掲げる事項について協力を要請するときは、甲乙協議のうえ決める。

2 生鮮野菜について、甲は乙に対し、品名・数量・納入場所を指定する。

第4条 甲は乙の協力を伴う経費を負担し、その負担の範囲は甲乙協議のうえ定める。

第5条 乙の当該業務に係わる従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）によるものとする。

第6条 本協定に定めなき事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

以上のことについて、協定書を2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、各1通を江戸川区及び江戸川区農業経営者クラブにて保管する。

附則

平成9年4月30日締結の「災害時における江戸川区農業経営者クラブの協力についての覚書」は廃止する。

平成27年3月11日

甲 江戸川区中央1-4-1  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区松本2-16-3  
江戸川区農業経営者クラブ  
会長 真利子 伊知郎

## 防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書

千代田区、新宿区、文京区、墨田区、大田区、中野区、杉並区、練馬区、足立区及び江戸川区（以下「各区」という。）は、各区が所有する防災用高所カメラ（以下「高所カメラ」という。）により撮影した映像データ（以下「高所カメラ映像」という。）の閲覧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、各区の区域内において火災、地震等の災害が発生した場合において、各区が所有する高所カメラ映像を相互に活用することにより状況を把握し、もって迅速な対応を図るため、高所カメラ映像を相互に閲覧することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 各区の協力内容は、次のとおりとする。

- （1）各区の区域内において火災、地震等の災害が発生し、被害状況の確認等に当たって必要が生じた場合において、各区のうち、他の特別区（以下「他区」という。）に対し、高所カメラ映像を閲覧に供すること。
- （2）他区が特定の場所の高所カメラ映像を閲覧する必要が生じた場合において、他区から高所カメラの操作及び高所カメラ映像の送信について依頼があったときは、高所カメラの操作及び高所カメラ映像の送信を行うこと。

（閲覧方法等）

第3条 前条の規定による閲覧に供する方法は、東京都防災行政無線等ネットワークを利用して、東京都が設置した映像送信機器等に高所カメラ映像を送信して行うものとする。

2 各区は、前項の規定により他区が送信した高所カメラ映像を東京都防災行政無線等ネットワークを利用して受信し、相互に閲覧するものとする。

（運用の原則）

第4条 各区は、第2条の規定により閲覧に供された他区の高所カメラ映像を各区の地域防災計画に基づく災害対策に係る事務その他火災、事故等の対応に必要な事務以外の目的に使用してはならない。

（映像の管理等）

第5条 各区は、高所カメラ映像を都が設置した映像送信機器等の設置場所等の防災関連部署においてのみ利用するものとする。ただし、災害時等において必要があると認めるときは、撮影した他区の許可をもって他の場所において利用することができる。

2 各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像から取得した情報を第三者に提供してはならない。ただし、災害時等において必要があると認めるときは、撮影した他区の許可をもって第三者に提供することができる。

3 各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像を、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。

4 各区は、この協定に基づき受信した高所カメラ映像を保存し、又は記録してはならないものとする。ただし、災害時等において必要があると認めるときは、撮影した他区の許可をもって、保存し、又は記録することができる。

(協定の解除)

第6条 各区は、この協定を解除しようとする日の3月前までに理由を付して書面により予告し、誠意をもって協議して合意に達したときは、この協定を解除することができる。

(疑義についての協議)

第7条 この協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、各区の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を10通作成し、各区それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月19日

千代田区

代表者 千代田区長 石川 雅己

新宿区

代表者 新宿区長 吉住 健一

文京区

代表者 文京区長 成澤 廣修

墨田区

代表者 墨田区長 山崎 昇

大田区

代表者 大田区長 松原 忠義

中野区

代表者 中野区長 田中大輔

杉並区

代表者 杉並区長 田中 良

練馬区

代表者 練馬区長 前川 燿男

足立区

代表者 足立区長 近藤 弥生

江戸川区

代表者 江戸川区長 多田 正見

## 災害時における一時避難場所としての施設利用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と南小岩七丁目西地区再開発事業の施設建築物の一部である店舗用駐車場の区分所有者である株式会社長崎商事（以下「乙」という。）及び、駐車場管理者（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する施設内の駐車場を一時避難場所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

2 乙が、丙に賃貸する場合は、本協定を丙に遵守させるものとする。

### （協力の指示）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、乙が所有する施設内の駐車場を住民及び帰宅困難者等に対して一時避難場所として提供することを指示する。

2 前項の規定による指示をするときは、原則として一時避難場所開設要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により指示し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙及び丙は、第1項による指示に常に応じられる体制をとることとする。

4 一時避難場所開設時に、施設内に移動し難い車両があった場合、甲、乙及び丙は、避難者の安全性に十分配慮した対策を講ずるものとする。

### （協力内容）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から指示を受けたときは、可能な範囲において、速やかに協力しなければならない。

2 乙は、甲からの指示を受ける前であっても、乙の判断において必要に応じて一時避難場所を提供することができる。ただし、この場合、提供後速やかに乙は甲へ報告するものとする。

### （指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定するものを行うものとする。

### （開設期間）

第5条 一時避難場所の開設期間は、甲より第2条第1項の要請があったときから原則3日以内とする。

2 甲は、避難者に対し、新たな避難場所及び避難施設を早急に確保することに努める。ただし、状況により新たな避難先の確保が困難な場合、甲は、乙と協議のうえ、期間を延長することができる。

### （一時避難場所の終了）

第6条 甲は第2条の協力の指示を終了する際には、乙に一時避難場所終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

### （費用負担）

第7条 乙が所有する施設内の駐車場を住民及び帰宅困難者等に対して一時避難場所として提供

する場合の費用は、原則、無償とする。ただし、甲は第5条の期間の運用に関して諸費用が発生した場合においては、協議のうえ、それに係る費用を負担するものとする。

2 乙は、前項の協議に基づく費用の請求については、その内容及び金額を確認できる書類等を添付して行うものとする。甲は、乙から請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の指示に基づく、乙及び丙の当該業務に係る従事者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は平成27年6月1日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(承継)

第10条 本協定の締結後、乙が店舗用駐車場の区分所有権を第三者に譲渡した場合、または、丙が第三者に変更となった場合においても、乙または丙は、当該第三者に本協定を承継させるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、3通作成し甲、乙及び丙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
江戸川区長 多田正見

乙 東京都江戸川区南小岩七丁目22番3号  
区分所有者  
株式会社長崎商事  
代表取締役 長崎雅文

丙 東京都江戸川区一之江八丁目4番3号  
駐車場管理者  
スターツアメニティー株式会社  
代表取締役 齋藤 太郎 男

## 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社江戸川支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、江戸川区地域防災計画に基づき、医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、江戸川区地域防災計画に定める災害薬事コーディネーターを通じて要請するものとする。ただし、災害薬事コーディネーターが不在の場合は、甲が指名する薬剤師が乙に要請する。

2 前項の要請は、原則として医薬品等調達要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （要請に対する報告）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の結果について甲に報告する。

### （医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）医療器具
- （4）その他、甲が必要とするもの

### （費用負担）

第5条 本協定により乙が供給した医薬品等の代金については、甲が負担するものとする。

### （費用の支払い）

第6条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、医薬品等調達費用請求書（第2号様式）により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

### （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成27年4月1日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第8条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、

別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区平井7丁目5番32号  
アルフレッサ株式会社 江戸川支店  
支店長 東郷智弘

(同内容の協定) 乙 葛飾区立石5丁目19番19号  
岩淵薬品株式会社 葛飾営業所  
所長 菅澤和弘

乙 葛飾区西新小岩4丁目1番13号  
株式会社スズケン 葛飾支店  
支店長 内川朗

乙 葛飾区奥戸1丁目25番1号  
東邦薬品株式会社 葛飾江戸川営業所  
所長 川上健二

乙 板橋区泉町40番1号  
株式会社バイタルネット  
東京中央支店  
支店長 櫻井達也

乙 中央区八重洲2丁目7番15号  
株式会社メディセオ  
専務取締役東京支社長 嶋路博昭



## 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社江戸川支店（以下「乙」という。）とは、平成27年4月1日締結の「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」に関する実施細目を、以下のとおり定める。

（連絡体制・手段について）

第1条 甲及び乙は平常時より、双方の連絡先（平常時及び緊急時）を共有し、担当者等が変更した場合は速やかに報告する。なお、連絡先については、別途連絡票に定める。

2 甲及び乙は、災害時において確実に連絡がとれるよう、重層的に連絡手段を確保することに努める。

（搬送車両への給油について）

第2条 甲の要請に基づく業務において使用する車両への給油が困難な場合、甲は乙に対し燃料の優先給油について支援する。優先給油は、甲が指定する給油所で行い、その際に乙は車両に江戸川区の緊急通行車両とわかる表示をする。ただし、燃料費については、乙の実費負担とする。

（納品場所について）

第3条 乙が医薬品等を納品する場所は、次のとおりとする。

健康サポートセンター8か所（医療活動拠点）

施設名称	住所	電話番号
中央健康サポートセンター	中央4-24-19	5661-2467
小岩健康サポートセンター	東小岩3-23-3	3658-3171
東部健康サポートセンター	瑞江2-5-7 東部フレンドホール内	3678-6441
清新町健康サポートセンター	清新町1-3-11	3878-1221
葛西健康サポートセンター	中葛西3-10-1	3688-0154
鹿骨健康サポートセンター	鹿骨1-55-10	3678-8711
小松川健康サポートセンター	小松川3-6-1	3683-5531
なぎさ健康サポートセンター	南葛西7-1-27	5675-2515

上記の納品場所が納品不可能な場合において甲が指定する場所（甲は指定する新たな納品場所へ薬剤師を派遣する）

（医薬品等の納品について）

第4条 乙は、甲の要請に基づく医薬品等を事前に登録されている納品先管理者（管理薬剤師）の受領印を受け、納品する。また、乙が甲の指定する場所へ納品できない場合については、甲が指名する薬剤師が領収印を持参することで直接、乙の倉庫から医薬品等を受け取ることができる。

（費用負担について）

第5条 乙が供給した医薬品等の代金については、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ、決定する。

2 医薬品等の運搬に要する費用は、原則として乙が負担する。ただし、被災状況によって通常の運搬が困難な場合は、甲乙協議のうえ、代替輸送手段を確保し、その費用については、甲が実費額を負担する。

(費用の支払いについて)

第6条 乙は納品日を基準とする月締めで甲に請求を行い、甲はその請求に対し、請求のあった月の翌月末までに請求金額を支払うことに努める。

(付 則)

この実施細目は、平成27年4月1日から適用する。

## 災害時における緊急通行車両用燃料等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と宮崎石油株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策活動に必要なガソリン、軽油及び灯油（以下「燃料」という。）を優先的に確保することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、燃料の供給を要請することができる。  
2 前項の要請は、原則として燃料供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （業務の履行）

第3条 乙は、前条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請に応えるものとする。

### （報告）

第4条 乙は、第2条第1項に基づく燃料供給を実施したときは、燃料供給報告書（第2号様式）を提出するものとする。

### （費用負担）

第5条 甲の要請に基づく第2条第1項の業務については、甲が負担するものとし、災害発生直前の甲の年間契約単価を参考にして甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、燃料供給費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

### （表示）

第7条 甲が燃料の供給を受けるときは、車両に江戸川区の緊急通行車両とわかるように表示をする。また、乙の店舗には「江戸川区災害時協力店」等の表示をし、地域住民に周知するものとする。

### （損害補償）

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成27年5月21日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年5月21日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区東小岩1丁目8番7号  
宮崎石油株式会社  
代表取締役社長 宮崎鎮雄

## 災害時における江戸川区と城里町との相互支援に関する協定

江戸川区と城里町（以下「協定自治体」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号及び第2号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の支援体制について次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （支援の内容）

第1条 支援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）応急対策等に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3）医療品（包帯・ばんそうこう・マスク等）の提供
- （4）燃料の提供
- （5）応急対策等に必要な資機材の提供
- （6）被災者及び避難者の受け入れ
- （7）災害時の情報発信協力
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### （支援の手続き）

第2条 前条の規定による支援の要請（以下「支援要請」という。）をする場合は、併せて、次に掲げる事項を通知するものとする。

- （1）職員の職種、人数、期間等
- （2）救援物資の品名、数量、搬入場所等
- （3）被災住民の人数、健康状態等
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

### （支援の実施）

第3条 支援を要請された協定自治体は、要請内容に従って支援するよう努めるものとする。

### （支援の自主出動）

第4条 大規模災害の発生により、被災した協定自治体が支援要請の手続きを速やかにできない場合においては、自主的判断に基づき支援できるものとする。

2 自主的に支援を行った協定自治体は、支援内容等を被災した協定自治体に速やかに連絡するとともに、災害に係る情報を収集し、被災した協定自治体に提供するものとする。ただし、連絡が困難な場合は、事前に通知することを要しない。

### （支援経費の負担）

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を要請した側の自治体の負担とする。ただし、これにより難しい場合及び第4条第1項の規定に基づく支援に要した経費の負担は、協定自治体が協議のうえ決定するものとする。

### （災害補償）

第6条 第1条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償

については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が支援業務中に生じたものについては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては支援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

（連絡責任者）

第7条 第2条の規定による支援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定自治体に連絡責任者を置くものとする。

（体制の整備）

第8条 協定自治体は、本協定に基づく支援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第9条 本協定の実施に関し、必要な事項及び本協定に定めのない事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第10条 本協定は、協定を締結した日から効力を生じる。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、協定自治体署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年11月20日

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

茨城県東茨城郡城里町石塚1428番地25  
城里町長 上遠野 修

## り災証明書発行に係る情報提供等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）及び江戸川区（以下「乙」という。）は、東京都内における災害の発生に備え、東京都震災復興マニュアル（平成15年3月東京都総務局発行。以下「震災復興マニュアル」という。）及び区市町村震災復興標準マニュアル（平成21年3月東京都総務局発行。以下「標準マニュアル」という。）に基づき、相互連携と協力の下、被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、り災証明書の発行に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 本協定において「家屋台帳の情報」とは、次に掲げるものをいう。

（1）固定資産家屋課税台帳のうち第14条の実施細目に定める項目

（2）前号の項目に係るコードの読替表

（家屋台帳の情報の提供）

第2条 甲は、乙がり災証明書の発行及び被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第1章第2節1「都民被害の状況把握」、標準マニュアル第1章第2節1「家屋・住家の被害状況の把握」及び同章第3節1「り災証明発行の準備」に基づく乙からの要請により、家屋台帳の情報を乙に提供するものとする。

（目的外利用の禁止）

第3条 乙（乙が指定した者を含む。）は、甲から提供された家屋台帳の情報をり災証明書の発行及び被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

（家屋台帳の情報の管理）

第4条 乙（乙が指定した者を含む。）は、家屋台帳の情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

2 乙は、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙（乙が指定した者を含む。）の故意又は過失により、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、乙が負うものとする。

（過年度情報の消去等）

第5条 乙は、第2条の規定により家屋台帳の情報の提供を受けた場合において、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）があるときは、過年度情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての過年度情報を消去し、破壊し、又は破棄しなければならない。

2 乙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から14日以内に、前項の規定により乙が保有する全ての過年度情報の消去等を行った旨を記載した書面を、甲に提出しなければならない。

(被災者情報の提供)

第6条 乙は、甲が被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第1章第2節1「都民被害の状況把握」及び同節3「都民生活の復旧・復興状況の把握」並びに標準マニュアル第1章第2節2「住民の被害・被災後の生活状況の把握」及び同節5「住民生活の再建状況等の把握」に基づく甲からの要請により、り災証明書を発行する際に乙が作成した被災者に関する情報(以下「被災者情報」という。)を甲に提供するものとする。

2 前項の規定による甲からの要請は、提供を求める被災者情報の内容を記載した書面をもって行うものとする。

3 乙は、被災者にり災証明書を発行するときは、被災者情報を甲に提供する旨を周知するものとする。

(目的外利用の禁止)

第7条 甲(甲が指定した者を含む。)は、乙から提供された被災者情報を被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

(被災者情報の管理)

第8条 甲(甲が指定した者を含む。)は、被災者情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

2 甲は、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。

3 甲(甲が指定した者を含む。)の故意又は過失により、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、甲が負うものとする。

(被災者情報の消去等)

第9条 甲は、被災者の生活再建支援の業務が終了したときは、速やかに、電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての被災者情報を消去し、破壊し、又は破棄しなければならない。

2 甲は、前項の規定により甲が保有する全ての被災者情報の消去等を行った旨を記載した書面を、速やかに乙に提出しなければならない。

(情報提供の頻度)

第10条 甲は、乙に対して年1回、家屋台帳の情報を提供するものとする。

2 乙は、第6条第1項の規定にかかわらず、災害による被害状況に応じて甲との連携及び協力をより円滑に行う必要があると判断したときは、甲に対し、被災者情報を提供するものとする。

(費用負担)

第11条 本協定の締結後、この協定に定める事項に関して新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲及び乙で協議して定める。

(個人情報保護手続の完了)

第12条 甲及び乙は、本協定の締結に当たり、個人情報の目的外提供及び収集について、それぞれ東京都個人情報の保護に関する条例(平成20年東京都条例第113号)、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月31日江戸川区条例第1号)及び江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成13年3月27日江戸川区条例第20号)の規定に基づき、それぞれ東京都情報公開・個人情報保護審議会並びに江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会の承認を得る等必要な手続を完了しておかなければならない。

(協議)

第13条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定める。



(委任)

第14条 本協定に定めるもののほか、り災証明書の発行に係る情報提供等に関し必要な事項は、別に定める実施細目に基づき行うものとする。

本協定の合意の証として、甲及び乙は、正本2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成27年12月10日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
代表者 東京都知事 舛 添 要 一

乙 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 多 田 正 見

## り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定実施細目

東京都（以下「甲」という。）及び江戸川区（以下「乙」という。）は、り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（用語の意義）

第1条 この実施細目で使用する用語の意義は、協定で使用する用語の例による。

（家屋台帳の情報の提供方法）

第2条 協定第2条の規定により甲が提供する家屋台帳の情報は、一般家屋、区分所有家屋（全件分）、区分所有家屋（主棟分）及び共有者の4つのファイルに分割するものとする。

2 協定第1条第2項第1号の固定資産家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目は、前項のファイルの種類に応じて、次のとおりとする。

（1）一般家屋ファイル・区分所有家屋（全件分）ファイル・区分所有家屋（主棟分）ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
物件明細一棟コード本棟	物件明細一棟コード枝番	主符棟コード
所在番号（街区符号）	所在番号（住居番号）	所在番号（枝番）
建物番号	家屋番号	所有者氏名
所有者都道府県名	所有者区市郡名	所有者住所
所有者方書	所有者共有者数	登記種類用途コード
登記構造コード	登記屋根コード	登記地上階建
登記地下階建	登記居住階（自）	登記居住階（至）
登記床面積		

（2）共有者ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
共有者番号	共有者氏名	共有者都道府県名
共有者区市郡名	共有者住所	共有者方書
共有者持分分母	共有者持分分子	

3 協定第1条第2項第2号のコードの読替表は、次に掲げるコード表とする。

（1）登記種類用途コード表

（2）登記構造コード表

（3）登記屋根コード表

（家屋台帳の情報の提供形態）

第3条 前条のファイルの形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

2 甲は、前項のファイルについて、暗号化処理し、かつ、電磁的記録媒体に記録した上、乙に提供する。この場合において、当該電磁的記録媒体は、甲が用意するものとする。

（情報記録媒体の授受及び搬送等）

第4条 家屋台帳の情報を記録した電磁的記録媒体（以下この条において「情報記録媒体」という。）の授受は、甲が指示する方法により、日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 情報記録媒体の搬送は、乙の責任において、乙の職員が行うものとする。
- 3 乙は、情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損（記録内容の破損を含む。第7条第3項において同じ。）及び汚損の防止に努めなければならない。

（被災者情報の提供形態）

第5条 協定第6条の規定により乙が提供する被災者情報の形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

- 2 乙は、前項に規定するファイルについて、電磁的記録媒体に記録した上、甲に提供する。この場合において、当該電磁的記録媒体は、乙が用意するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙は、災害等の状況により電磁的記録媒体での提供が困難であると認めるときは、甲に協議の上、被災者情報を書面で提供することができる。

（家屋台帳の情報の提供時期）

第6条 協定第10条第1項の規定により甲が乙に対して情報を提供する時期は、おおむね7月とする。ただし、協定締結初年度の提供時期については、甲及び乙が協議して定める。

（被災者情報記録媒体の授受及び搬送等）

第7条 被災者情報を記録した電磁的記録媒体又は書面（以下この条において「被災者情報記録媒体」という。）の授受は、甲及び乙が協議の上、方法、日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 被災者情報記録媒体の搬送は、甲の責任において、甲の職員が行うものとする。
- 3 甲は、被災者情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損及び汚損の防止に努めなければならない。

#### 附 則

この実施細目は、平成27年12月10日から施行する。

## 災害復旧に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人江戸川造園緑化協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う復旧作業及び防止対策に乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）道路障害物となる倒木の伐採や移植等の作業
- （2）乙が所有する資機材等の提供及びオペレーターの派遣
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定に基づく要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。但し、これによりがたいときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務の履行）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

（報告）

第5条 乙が第2条の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づく第2条の業務を乙が実施した場合には、甲はその実費を負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、江戸川区積算基準に基づき算出し、乙が災害復旧協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（合同訓練）

第8条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（有効期限）

第9条 本協定の有効期間は、平成27年12月11日から1年間とする。但し、甲乙いずれか

らも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年12月11日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区鹿骨1丁目20番6号  
一般社団法人 江戸川造園緑化協会  
会長 稲毛裕史

## 災害時における一時避難場所の提供及び 公衆浴場等の使用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業生活衛生同業組合江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の組合員（以下「組合員」という。）の所有する施設を一時避難場所として利用すること及び被災者（災害による家屋の倒壊、焼失等により自宅において入浴が困難な者として甲が認めた者）への入浴支援や区民への生活用水の円滑な供給業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）災害時における一時避難場所及びトイレ等の提供
- （2）組合員が所有する井戸及び貯水槽による区民への生活用水の無償提供
- （3）組合員が所有する浴場における被災者への入浴支援
- （4）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条による要請があった場合は、組合員に対し要請に協力させるものとする。

2 乙の被災者に対する一時避難場所及びトイレ等の提供期間は、甲からの要請を受けたときから原則3日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、乙に使用期間延長の申請をするものとし、その後は被災者等を最寄りの避難所へ案内するものとする。

3 被災者への入浴支援は、ライフラインの復旧後、原則2週間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、乙に使用期間延長の申請をするものとする。

（施設等使用の終了）

第4条 甲は乙の管理する施設について、第2条第1項の要請事項を終了する際には、乙に施設等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づく第2条第1項の規定による乙の施設等使用における光熱水費等は、施設等使用費用請求書（第3号様式）により甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定

する。

(損害補償)

第6条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成28年2月9日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月9日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区篠崎町4丁目21番15号  
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合江戸川支部  
支部長 竹内善衛

## 覚 書

江戸川区（以下「甲」という）と、株式会社ジェイコムイースト江戸川局（以下「乙」という）とは、甲が防災行政用無線により区民向けに実施している告知放送を乙の設備を利用し再送信を行うことに関して合意したので覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### 第1条（再送信の同意）

1. 甲及び乙は、防災行政用無線により区民向けに実施している告知放送を第6条に規定する乙の設備を利用し、乙の緊急地震速報サービスに加入している者に貸与している専用端末を通して、送信を行うことに同意する。
2. 乙は、甲が提供する告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

### 第2条（有効期間）

本覚書の有効期間は、平成28年2月26日から平成29年2月25日までとする。ただし、甲・乙双方から期間満了1ヶ月前までに書面による申し出がない場合は、有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

### 第3条（提供エリア）

本覚書で合意した再送信の提供エリアは、別紙に規定する乙が運営するサービス提供エリアとする。これ以外の地域に関しては再送信を行わないものとする。

### 第4条（費用）

1. 本覚書による再送信の情報提供の対価は無償とする。
2. 乙は、再送信を行うにあたり、乙の緊急地震速報サービス加入者に対して、無償での再送信とするものとする。ただし、乙が提供している緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め乙所定の契約条件によるものとし、甲は乙に対して制限をかけないものとする。
3. 甲及び乙は、再送信を実施するに当り必要な甲の設備及び乙の設備の改修等の費用に関して、自らの責任と負担において実施し、相手方に請求しないものとする。

### 第5条（免責事項）

1. 甲は、乙の責任において乙の設備の維持管理を実施するときは、天変地災その他事故等により、再送信が実施できなかった場合でも、なんら責任を問わないものとする。
2. 甲が実施する再送信の内容に関しては、甲の責任とし、乙の責任を問わないものとする。乙は、乙の緊急地震速報サービス加入者から再送信の内容に関する質疑、異議、請求等があるときは、これを甲に引き継ぐ。

### 第6条（設備の維持管理）

1. 甲の設備及び乙の設備は、別紙に規定する。
2. 本覚書で合意した再送信のため、甲及び乙は、各々の設備について各々の責任と負担において、維持管理を行うものとする。なお、甲が所有又は管理する施設内の乙の設備にかかる電気料金等は甲が負担するものとする。
3. 乙は、再送信のために、甲の設備の点検が必要と判断した場合、甲の設備に立ち入り点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を



報告するものとする。

第7条（守秘義務）

甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行にあたり知りえた相手方の事業上、技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

第8条（解除）

甲又は乙が、第2条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合には、2ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。

第9条（権利義務）

甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位、及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。

第10条（協議事項）

本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を2通作成し甲・乙それぞれ各1通を保有する。

平成28年2月26日

甲：江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙：江戸川区東葛西六丁目31番7号  
株式会社ジェイコムイースト江戸川局  
局長 秋本一茂

## 災害時における応急物資の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と生活協同組合コープみらい（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う食料品及び日用品等（以下「応急物資」という。）の調達業務に関して必要な事項を定め、災害応急対応業務の充実及び被災住民の生活安定を図ることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給及び運搬について、要請することができる。

2 前項の要請は、原則として応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、乙の物流センターより可能な範囲において、甲の指定する場所へ応急物資を輸送し、甲及び乙の双方が品目、数量等を確認のうえ、甲が受け取るものとする。ただし、物流センターからの輸送が困難な場合は、次に掲げる店舗における在庫量等を供給できる範囲内で、甲に引渡すものとする。

（1）ミニコープ小岩店：江戸川区南小岩二丁目4番26号

（2）ミニコープ江戸川中央店：江戸川区中央四丁目3番1号

（3）ミニコープなぎさ店：江戸川区南葛西七丁目1番

### （物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資の種類は、食料品、衣料品、寝具品、食器類、日用品、その他、甲が指定するものであって、乙が供給可能なものとする。

### （報告）

第5条 乙は、第2条第1項に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （費用負担及び価格）

第6条 甲は、第2条第1項の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとし、甲の指定する場所へ応急物資を輸送した場合の価格は、災害発生直前の組合員への供給価格とする。なお、乙が応急物資を輸送した場合、その輸送にかかる費用は、甲の負担とする。

2 乙による輸送が困難で、第3条（1）～（3）の店舗から甲に応急物資を引渡すときの価格は、災害発生直前の店舗価格とする。

### （請求及び支払い）

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の調達業務に要した費用を応急物資供給費用等請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成28年3月3日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

(協定優先権)

第11条 本協定の規定にかかわらず、東京都内全域を対象とした東京都と東京都生活協同組合連合会における「災害時における応急生活物資供給などに関する基本協定」が発効した場合には、この協定を優先する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年3月3日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 さいたま市南区根岸一丁目5番5号  
生活協同組合コープみらい  
代表理事 専務理事 土屋敏夫

## 災害時における緊急輸送業務等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都個人タクシー協同組合江戸川第一支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う緊急輸送業務等に関する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）乙の業務無線を活用した甲への災害情報の提供

（2）人員等輸送業務

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として車両使用等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（使用期間）

第3条 前条の要請に基づく車両使用期間については、甲乙協議のうえ、決定する。また、状況により期間を延長する必要がある場合についても甲乙協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

（報告）

第4条 乙が第2条の要請に基づき協力したときは、甲へ車両使用等報告書（第2号様式）により報告をする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づく第2条の業務に要した次に掲げる費用については、甲が負担するものとする。

（1）乙が提供した車両による運賃（燃料費含む）及び人件費は、乙が国土交通省から認可を受けた認可運賃料金とする。

（2）乙が業務の実施に要した高速道路等有料道路及び有料駐車場の使用料

（3）その他、甲が負担すべきと認めた費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ、決定する。

（請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく緊急輸送業務等に要した費用を車両使用等請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成28年3月24日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区鹿骨四丁目24番8号  
東京都個人タクシー協同組合江戸川第一支部  
支部長 濱田信一

## 災害時における医療救護施設の提供に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と学校法人江戸川学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する施設の一部を緊急医療救護所として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （施設提供）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について施設の提供を要請することができる。

提供施設：乙の所有する学校施設（江戸川女子中学校・高等学校かたばみ会館：江戸川区東小岩5丁目21番17号）

（1）軽症者を受入れる待機場所の提供

（2）軽症者を処置する救護場所の提供

（3）医療救護班（医師会等医療関係団体）が使用するスタッフ関係者控室の提供

（4）物品備蓄場所の提供

2 前項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （管理運営）

第3条 乙が前条の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

### （使用期間）

第4条 第2条による施設の使用期間は、原則として要請を受けたときから3日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を乙に要請するものとする。

### （施設使用の終了）

第5条 甲は、第2条の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

### （訓練）

第6条 乙は、甲から参集訓練等を行うため施設提供の要請があった場合は、可能な範囲において、速やかに要請に応えるものとする。

### （費用負担）

第7条 甲の要請に基づく第2条第1項の規定による乙の施設等の使用における管理運営費用は、施設等使用費用請求書（第3号様式）により甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定する。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者の損害補償は「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年4月25日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年4月25日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 江戸川区東小岩5丁目22番1号  
学校法人江戸川学園  
理事長 木内 英仁

## 災害時における医療救護施設の提供に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と学校法人滋慶学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する施設の一部を緊急医療救護所として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（施設提供）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について施設の提供を要請することができる。

提供施設：乙の所有する東京スポーツ・レクリエーション専門学校（江戸川区西葛西7丁目19番1号の1階口ビー・アリーナ及び外自転車置き場）

- （1）軽症者を受入れる待機場所の提供
- （2）軽症者を処置する救護場所の提供
- （3）医療救護班（医師会等医療関係団体）が使用するスタッフ関係者控室の提供
- （4）物品備蓄場所の提供

2 前項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（管理運営）

第3条 乙が前条の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（使用期間）

第4条 第2条による施設の使用期間は、原則として要請を受けたときから3日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を乙に要請するものとする。

（施設使用の終了）

第5条 甲は、第2条の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（訓練）

第6条 乙は、甲から参集訓練等を行うため施設提供の要請があった場合は、可能な範囲において、速やかに要請に応えるものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づく第2条第1項の規定による乙の施設等の使用における管理運営費用は、施設等使用費用請求書（第3号様式）により甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定する。



( 損害補償 )

第 8 条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者の損害補償は「災害に際し  
応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」( 昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第  
1 0 号 ) によるものとする。

( 有効期間 )

第 9 条 この協定の有効期間は、平成 2 8 年 4 月 2 5 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれ  
からも指定解除または変更の申し出がない限り、本協定は更に 1 年間延長するものとし、以後  
も同様とする。

( 協議 )

第 1 0 条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ  
決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 2 8 年 4 月 2 5 日

甲 江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 多田 正見

乙 江戸川区東葛西 6 丁目 1 6 番 2 号  
学校法人滋慶学園  
理事長 浮舟 邦彦

## 災害時における医療救護施設の提供に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の所有する施設の一部を緊急医療救護所として使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（施設提供）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について施設の提供を要請することができる。

提供施設：乙の所有する東京トヨタ自動車株式会社江戸川店（江戸川区西一之江1丁目8番9号）

- （1）軽症者を受入れる待機場所の提供
- （2）軽症者を処置する救護場所の提供
- （3）医療救護班（医師会等医療関係団体）が使用するスタッフ関係者控室の提供
- （4）物品備蓄場所の提供

2 前項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（管理運営）

第3条 乙が前条の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（使用期間）

第4条 第2条による施設の使用期間は、原則として要請を受けたときから3日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、使用期間の延長を乙に要請するものとする。

（施設使用の終了）

第5条 甲は、第2条の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（訓練）

第6条 乙は、甲から参集訓練等を行うため施設提供の要請があった場合は、可能な範囲において、速やかに要請に応えるものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づく第2条第1項の規定による乙の施設等の使用における管理運営費用は、施設等使用費用請求書（第3号様式）により甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定する。

( 損害補償 )

第 8 条 甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用する者の損害補償は「災害に際し  
応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」( 昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第  
1 0 号 ) によるものとする。

( 有効期間 )

第 9 条 この協定の有効期間は、平成 2 8 年 4 月 2 5 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれ  
からも指定解除または変更の申し出がない限り、本協定は更に 1 年間延長するものとし、以後  
も同様とする。

( 協議 )

第 1 0 条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ  
決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 2 8 年 4 月 2 5 日

甲 江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 多田 正見

乙 港区三田 3 丁目 1 1 番 3 4 号  
東京トヨタ自動車株式会社  
代表取締役社長 井上 尚之

## 災害時における車両等障害物除去に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とNPO法人全日本レッカー協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する道路啓開等応急対策業務における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）運転手、レッカー車及びその他の重機（以下「レッカー車等」という。）の提供
- （2）レッカー車等の操作による車両及び道路上の障害物（以下「車両等障害物」という。）除去に係るオペレーターの提供（運転手と兼任可能）
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として災害応急活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （使用期間）

第3条 前条の要請に基づく車両使用期間については、甲乙協議のうえ、決定する。また、状況により期間を延長する必要がある場合についても甲乙協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

### （報告）

第4条 乙が第2条の要請に基づき協力したときは、甲へ災害応急活動報告書（第2号様式）により報告をする。

### （費用負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく車両等障害物除去に要した次に掲げる費用については、車両使用等請求書（第3号様式）により甲が負担するものとする。

- （1）乙が提供するレッカー車等による運賃（運転手・燃料費含む）及び人件費（運転手以外）
- （2）その他、甲が負担すべきと認めた費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ、決定する。

### （損害補償）

第6条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

### （合同訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成28年6月28日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年6月28日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 東京都町田市野津田町165番地1  
NPO法人全日本レッカー協会  
理事長 塚本好明

## 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- （1）甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策本部及び水防本部を設置し、もしくは情報連絡態勢を取った場合（以下「災害対策本部等を設置したとき」という。）、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、区民生活における防災力の向上に努めること。

### （定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1）「住宅地図」とは、江戸川区全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2）「広域図」とは、江戸川区全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3）「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4）「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5）「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

### （地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに書面を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書（第2号様式）を提出するものとする。
- 5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

### （地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲

から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部等設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年9月23日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 東京都千代田区西神田1丁目1番地1号  
オフィス21ビル8階  
株式会社ゼンリン  
東京エリア統括部長 園田 孝司

## 災害時における住家被害認定調査等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。その後の改正を含む。以下同じ。）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

### （目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して住家被害認定調査等の実施について協力を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は前条第1項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

2 本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府。その後の改正を含む。）に基づき、甲の職員と連携し、被災した住宅に訪問し、建物全体、基礎、屋根、外壁、建物内部、設備等の被害状況を調査する業務

（2）罹災証明書について住民からの相談に関する甲の業務の補助

（3）その他、甲が合理的に必要と認める業務

（住家被害認定調査員の要件）

第4条 乙が甲の地域に住家被害認定調査等業務のために派遣する住家被害認定調査員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（1）乙に所属する不動産鑑定士であること

（2）第9条に規定する基礎研修及び応用研修を受講していること

（指揮）

第5条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第6条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、災害復旧協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。



( 1 ) 住家被害認定調査員の派遣に係る交通費

( 2 ) その他特に必要と認める費用

( 請求及び支払い )

第 8 条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力費用等請求書 ( 第 3 号様式 ) により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

( 研修会への参加 )

第 9 条 甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

( 守秘義務 )

第 10 条 乙及び乙の会員は、本協定に規定する業務の遂行にあたり知り得た甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいしてはならず、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

( 損害補償 )

第 11 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」( 昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号 ) によるものとする。

( 実施細目 )

第 12 条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

( 有効期間 )

第 13 条 本協定の有効期間は、平成 29 年 1 月 24 日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日の 30 日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に 1 年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ、本協定を解除できるものとする。

( 協議 )

第 14 条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 29 年 1 月 24 日

甲 東京都江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号  
江戸川区

江戸川区長 多田 正見

乙 東京都港区虎ノ門三丁目 12 番 1 号  
ニッセイ虎ノ門ビル 6 階  
公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会

会 長 吉村 真行

## 費用負担に関する実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、平成29年1月24日締結の「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、協定第7条規定の費用負担に関する実施細目（以下「本細目」という。）について以下のとおり定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、本細目においても同じ意味を有する。

### （費用）

第1条 甲および乙は、協定第7条第2号に定める「その他特に必要と認める費用」に以下各号の費用が含まれることを合意する。

- （1）調査のために必要となる機材の購入費のうち、甲が必要であると認めた合理的な費用
- （2）災害応急業務に従事する者の日額に相当する額

2 甲および乙は、前項第2号に定める額について、「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（東京都）別表一（第二条関係）に記載の一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じて甲乙協議のうえ決定する。

### （適用関係）

第2条 本細目の規定と協定の規定の間に齟齬が生じた場合は、本細目の規定を優先する。

### （協議条項）

第3条 本細目に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、協定の定めによるものとする。協定および本細目に定めのない場合は、甲乙が誠意をもって協議し解決にあたり、決定するものとする。

### （付則）

この実施細目は、平成29年1月24日から適用する。

## 防災に関する基本協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と学校法人千葉学園（以下「乙」という。）とは、防災に関する協力・連携について、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模水害等が発生した場合を想定し、安全確保の観点から双方が防災に関する協力・連携をしていくことを目的とする。

（防災連絡協議会）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、双方から選出された委員を中心に構成する防災連絡協議会を発足し、定期的に、大規模水害等に関する共通認識を持つために情報共有を行うとともに、防災に関する具体的な協力・連携内容について検討・協議を進めていくものとする。

なお、防災連絡協議会に関する具体的内容については別に定めるものとする。

（他の行政機関との連携）

第3条 甲及び乙は、検討・協議にあたり、必要に応じて他の行政機関等と連携・調整を図るものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙間で協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日より1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかからも書面による申し出がないときは、有効期間は、同一の内容でさらに1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定の証として、協定書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通保有する。

平成29年2月9日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 千葉県市川市国府台一丁目3番1号  
学校法人千葉学園  
理事長 原田嘉中

## 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）とは、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲乙は、協議の上、個別の応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 乙が避難所に指定しているもののうち応急給水栓を設置する避難所

（2） 避難所の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（3） 応急給水栓の設置位置

2 甲乙は、乙が指定する避難所に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、甲乙は、個別の応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務は負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、及び設置工事に係る費用を全額負担し、並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 乙は、設置工事の施行に当たり、甲に当該避難所の敷地使用料を求めないものとする。

3 乙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、甲乙は遅滞なく立ち会い、甲乙立会いの下で応急給水栓を甲から乙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は乙に帰属する。

4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、乙は、応急給水栓に隠れたかしの認められたときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持た

ないときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第2号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

( 応急給水栓の維持管理 )

第6条 乙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 乙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新が必要であると判断したときは、速やかに甲に通知するとともに、応急給水栓を補修し、又は更新するように努めるものとする。この場合において、当該応急給水栓の補修又は更新に係る費用は乙が負担するものとする。

4 乙は、前項前段の応急給水栓の補修又は更新を完了したときは、甲にその旨を速やかに報告するものとする。

( 応急給水栓の機能維持 )

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者(乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。)に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲へ通知するとともに、補修又は更新を行うように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の場合に準用する。

( 不可抗力に伴う調整 )

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、甲乙は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めるとはできない。

( 開栓器等の引渡し )

第9条 応急水栓の維持管理に必要な器具(以下「開栓器等」という。)は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、甲乙立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

(1) 開栓器

(2) 蓋鍵

(3) スタンドパイプ

(4) 蛇口アダプター

(5) 排水用ホース

(6) ホーローカップ

(7) 残留塩素キット

(8) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓器等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、無償で乙の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が乙の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、応急給水栓を使用することができるものとする。

(1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合

(2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。

3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。

4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。

5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した避難所について、避難所の指定を解除する場合は、遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、所有者である乙が全額負担する。

2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。

3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。

4 乙は、当該応急水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲に移設が完了したことを通知するものとする。

3 乙が、甲に無断で移設を行った場合は、甲乙にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度移設が必要な場合は、乙が移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第15条 甲乙は、協議の上で、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、および撤去の費用を負担するものを定めるものとする。

2 前項の場合において、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第16条 この覚書は、締結日から1年間その効力を有する。

2 甲又は乙のいずれかから、前項の期間満了の6か月前までに、甲又は乙に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 甲又は乙のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 甲又は乙から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第17条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第18条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月2日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
代表者 東京都公営企業管理者  
水道局長 醍醐 勇司

乙 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
江戸川区長 多田 正見

## 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（以下「甲」という。）、江戸川区（以下「乙」という。）及び須賀 裕一（以下「丙」という。）は、次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は、給水装置の一部として、配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管、止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は、避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）である丙の施設（江戸川コミュニティ会館（所在地 東京都江戸川区江戸川二丁目8番地）をいい、以下「丙の施設」という。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲、乙及び丙（以下「三者」という。）は、協議の上、応急給水栓の設置について、次に掲げる事項を別途定めるものとする。

（1）丙の施設の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（2）応急給水栓の設置位置

2 三者は、丙の施設の敷地内に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし、三者は、応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は、設置工事を施行し、応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。なお、設置工事に係る費用は甲が全額負担する。

2 設置工事は、丙から甲への申込みにより行うものとし、この覚書の締結をもって申込みとする。

3 乙及び丙は、甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

5 丙は、設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は、設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後、三者は遅滞なく立ち会い、三者立会いの下で応急給水栓を甲から丙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって、応急給水栓の所有権は丙に帰属する。

4 甲は、応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし、甲がそのかしを知らず乙及び丙に告げなかったときは、この限りでない。



5 前項の規定にかかわらず、丙は、応急給水栓に隠れたかしを認めるときは、甲に対して、その修補を求めることができる。ただし、甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たないときは、この限りでない。

6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。

7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第1号に基づく時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙及び丙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

( 応急給水栓の維持管理 )

第6条 乙及び丙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

2 丙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。

3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新（以下「補修工事等」という。）が必要であると判断したときは、速やかに甲及び丙に通知するとともに、補修工事等を施行するように努めるものとする。この場合において、当該補修工事等に係る費用は乙が負担するものとする。

4 補修工事等は、丙から乙への申込みにより行うものとする。

5 甲及び丙は、乙が補修工事等を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

6 丙は、補修工事等の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。

7 乙は、補修工事等を完了したときは、甲及び丙にその旨を速やかに報告するものとする。

( 応急給水栓の機能維持 )

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

2 乙は、応急給水栓に異常を認めるときは、遅滞なく甲及び丙へ通知するとともに、補修工事等を施行するように努めなければならない。なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

3 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

( 不可抗力に伴う調整 )

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、三者は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

2 前項に規定する場合において、乙及び丙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

( 開栓器等の引渡し )

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、三者立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

( 1 ) 開栓器

( 2 ) 蓋鍵

( 3 ) スタンドパイプ

( 4 ) 蛇口アダプター

- ( 5 ) 排水用ホース
- ( 6 ) ホーローカップ
- ( 7 ) 残留塩素キット
- ( 8 ) 収納バッグ

2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。

3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。

4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を適切に管理するものとする。

( 操作方法及び機能維持の説明 )

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

( 甲の応急給水栓の使用 )

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、乙に通知した上で、無償で丙の施設の敷地内に立ち入ることができるものとする。

3 甲が丙の施設の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

( 乙の応急給水栓の使用 )

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、丙の施設の敷地内に立ち入り、応急給水栓を使用することができるものとする。

( 1 ) 災害発生時において応急給水活動を行う場合

( 2 ) 応急給水栓の機能維持を行う場合

2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。

3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。

4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。

5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。

6 乙は、第1項第2号に規定する機能維持の確認を行う場合において、丙の施設管理上支障がないことをあらかじめ確認しなければならない。

7 丙は、乙が第1項に規定する理由で応急給水栓を使用する時には、施設管理上支障のない範囲で協力するものとする。

( 避難所の指定解除による応急給水栓の撤去 )

第13条 乙は、応急給水栓を設置した丙の施設について、避難所の指定を解除する場合は、丙に通知した上で遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、乙が全額負担する。

2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。

3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。

4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。

5 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「撤去」と読み替えるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第14条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲及び丙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲及び丙に移設が完了したことを通知するものとする。

3 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「移設」と読み替えるものとする。

(丙の理由による応急給水栓の移設及び撤去)

第15条 丙は、丙の理由により応急給水栓を移設又は撤去(以下「移設等」という。)する場合は、時期、場所その他の必要な事項について、事前に甲及び乙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設等に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

2 丙は、前項の規定による移設等を完了したときは、遅滞なく甲及び乙に移設等が完了したことを通知するものとする。

3 丙が、甲及び乙に無断で移設等を行った場合は、三者にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度設置又は移設が必要な場合は、丙が設置又は移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第16条 三者は、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、及び撤去の費用を負担する者を協議の上で、定めるものとする。ただし、撤去の費用を負担する者については、第13条第1項及び第15条第1項に該当する場合は、各条の定めるところによる。

2 前項の場合において、第13条第1項に該当する場合を除き、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第17条 この覚書は、締結日から1年間その効力を有する。

2 三者のいずれかから、前項の期間満了の6か月前までに、三者のうち自己を除く全ての者に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に1年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 三者のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 三者から第2項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第18条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、三者協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第19条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、三者協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書3通を作成し、三者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
代表者 東京都公営企業管理者  
水道局長 中嶋正宏

乙 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 斉藤猛

丙 東京都江戸川区江戸川二丁目8番地15  
須賀裕一

## 災害時における遺体供養等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と江戸川仏教会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）遺体収容所における枕経等の読経

（2）前号の要請内容に協力する江戸川区外地域の寺院・僧侶等との連絡調整及び待機所としての場所の提供

（3）身元不明遺体の遺骨の一時安置所としての場所の提供

（4）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 協力の要請は、原則として協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 災害の状況等により、乙において各種要請を受諾できない場合は、乙の判断により近隣仏教会へ協力要請することができる。

（要請期間）

第3条 前条第1項第2号及び第3号で使用する施設は乙に加盟している寺院等とし、開設期間は原則として、第2号においては要請を受けたときから2週間、第3号においては要請を受けたときから1年間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、乙に使用期間延長の申請をするものとする。

（業務の履行）

第4条 乙は、第2条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えるものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に基づく業務を実施したときは、協力内容報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担及び価格）

第6条 甲の要請に基づく第2条の支援業務の履行に関する消耗品等の経費については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして甲乙協議のうえ決定する。ただし、役務に関しては原則無償とする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

3 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

(一時受け入れ等の終了)

第8条 甲は、第2条第1項第2号及び第3号の要請事項を終了する際には、乙に受け入れ業務等終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(災害時の情報提供)

第9条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成29年3月27日から1年間とし、甲乙いずれからも協定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年3月27日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 江戸川区東瑞江2丁目50番2号 安養寺内  
江戸川仏教会  
会 長 渡部信教

## 災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ケアレジデンス（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を介護を要する高齢者、障害者及びその介護者（以下「高齢者等」という。）の受入施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（位置づけ）

第2条 甲は、発災初期において区立小・中学校等に避難所（以下、「一次避難所」という。）を開設し、その後、必要に応じて甲の要請により乙の所有する施設を高齢者等の避難所（以下「二次避難所」という。）として開設する。

（利用対象者）

第3条 二次避難所の利用対象者は、一次避難所での生活が困難な高齢者等とする。

（対象施設）

第4条 本協定の対象となる施設は、以下の施設とするが、施設の倒壊等により受け入れが困難な場合もしくは収容可能な定員を超えた場合は、乙は甲の地域外にある乙の所有する施設への受け入れを手配する。

施設名称： ケアレジデンス東京アネックス（介護付有料老人ホーム）

所在地： 東京都江戸川区南篠崎町1-6-14

（要請）

第5条 甲は災害時、乙の所有する施設に二次避難所を開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに要請するものとし、乙は甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所開設要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、第1項の規定による要請に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

4 甲は、乙に対して、避難所等での介護活動について、災害時における介護活動要請書（第2号様式）により人的援助を要請することができる。

（高齢者・障害者の介護）

第6条 甲からの要請により受け入れた高齢者・障害者の介護については、原則として付添いの介護者が行うものとする。

2 乙は、付添いの介護者の補助等の協力を行うものとする。

（管理運営）

第7条 当該二次避難所の管理運営は、甲と乙が相互に協力し、これにあたるものとする。

(物資及び情報の提供)

第8条 甲は、第5条第1項の規定により二次避難所を開設した場合、乙に対して避難所運営上必要と認める物資及び災害関連の情報の提供に最大限努めるものとする。

(開設期間)

第9条 第5条第1項の規定により二次避難所を開設した場合の開設期間は、原則として要請を受けたときから7日以内とする。但し、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

(要請事項の終了)

第10条 甲は、第5条の要請事項を終了する際には、乙に避難所等支援終了届(第3号様式)を提出するものとする。乙の管理する施設を使用した場合、甲はその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第11条 乙は、高齢者等の受け入れに係る入居費及び避難所等への人的援助に係る人件費については、無償で行うものとする。

2 甲は、当該二次避難所の管理運営に係る費用を負担するものとし、その額については、災害直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ避難所の管理運営に係る費用請求書(第4号様式)により請求するものとする。

(通常業務再開への協力)

第12条 甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害補償)

第13条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(合同訓練)

第14条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

(実施細目)

第15条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、平成29年3月28日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第17条 乙は、当該二次避難所の運営及び介護活動にあたり業務上知り得た情報を、漏らしてはならない。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。



平成 2 9 年 3 月 2 8 日

甲 江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 多 田 正 見

乙 茨城県水戸市大塚町 1 6 6 1 番地  
株式会社ケアレジデンス  
代 表 大 久 保 泰 子

# 災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ケアレジデンス（以下「乙」という。）とは、平成29年3月28日締結の災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定（以下「協定」という。）第15条に基づき、実施細目を定めるものとする。

（避難者の受入れについて）

第1条 発災直後、高齢者等が、一次避難所ではなく、乙の所有する施設に避難した場合は、甲が二次避難所として開設要請を行う前であっても、乙の判断により高齢者等を受入れることができるものとする。

（連絡体制・手段について）

第2条 甲及び乙は平常時より、お互いの連絡先を（平常時及び緊急時）共有するものとし、担当者などが変更した場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、災害時に甲と連絡が取れない場合は、以下に示す連絡手段の活用を行うものとする。

- ・各一次避難所に設置している災害時特設公衆電話の利用
- ・区役所、各事務所などへの直接伝令

（物資等の提供について）

第3条 発災直後（発災～3日程度）は、施設の備蓄や、個人備蓄にて対応する。発災から4日目以降救援物資の受け取りについては最寄りの一次避難所にて行うものとし、あらかじめ施設避難者数を伝えるものとする。

2 施設の備蓄に関しては、乙が自ら行うものとする。

3 介護用品、介護食等の救援物資を必要とする場合、あらかじめ最寄りの一次避難所に必要数を伝えておくものとする。

（介護支援者の確保について）

第4条 発災後の介護支援者の確保については、甲及び乙双方が確保に努めるものとする。なお、介護支援者の確保が困難な場合には、乙が甲へ要請をかけ、甲が国や東京都、外部機関等へ要請を行うものとする。

2 乙においては、区外の関連施設や団体等と平時より支援体制の構築に努めるものとする。

（避難者の移送協力について）

第5条 高齢者等が、一次避難所から二次避難所として開設された乙の所有する施設へ避難する際の移送手段に関しては、原則、高齢者等の家族または介護支援者が車両等で移送を行うものとする。ただし、家族または介護支援者で高齢者等を移送することが困難な場合、もしくは家族または介護支援者がその場にはいない時には、乙が移送車両の貸し出しおよび人員の派遣等の協力を行うものとする。

（二次避難所の管理運営に係る費用負担について）

第6条 甲が負担する管理運営に係る費用については、次の範囲のものとする。

- （1）高齢者等の援助に係る物資等の費用および光熱費等
- （2）高齢者・障害者の移送に係る燃料等の経費
- （3）その他の業務で、甲が必要と認めるもの

( 付 則 )

この実施細目は、平成 2 9 年 3 月 2 8 日から適用する。

## 災害時における協力体制に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と学校法人滋慶学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内に災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、近隣住民等の安全確保や被災者の生活支援を迅速に行うための甲及び乙の協力体制について、必要事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）乙の指定する施設の提供
- （2）被災場所及び避難所等への学生・教職員ボランティアの派遣
- （3）乙の所有する資器材及び備蓄物資等の提供
- （4）その他協議による必要事項

2 前項の要請は、原則として協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において速やかに要請事項に応えるものとする。ただし、次に掲げる事情等により乙側の受入れが困難な場合、乙は甲の協力要請を断ることができるものとする。

- （1）帰宅困難な学生や職員等が多数発生し、乙の施設内が飽和状態となった場合
- （2）食料や衛生用品等の備蓄が不足している場合
- （3）乙の施設に職員が不在もしくは少人数しかいない場合
- （4）乙の施設が破損した場合の他、水道やトイレ等の衛生設備が機能しなくなった場合
- （5）その他、上記に準じるような状況になった場合

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項に基づく甲の要請に協力したときは、協力報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合の費用は、次のとおりとする。

- （1）乙の施設等の使用における光熱水費等は、甲が負担するものとする。
- （2）学生・教職員ボランティアの派遣に関する費用は、無償とする。
- （3）資器材及び備蓄物資等の代金は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）によるものとする。

（実施細目）

第7条 本協定の実施に必要な事項については、実施細目に定める。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、平成29年4月28日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除または変更の申し出がない場合、本協定は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して別に定める。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年4月28日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 江戸川区東葛西6丁目16番2号  
学校法人滋慶学園  
理事長 浮舟 邦彦

# 災害時における協力体制に関する協定実施細目

平成29年4月28日制定

平成31年1月21日改定

江戸川区（以下「甲」という。）と学校法人滋慶学園（以下「乙」という。）とは、平成29年4月28日締結の「災害時における協力体制に関する協定」（以下「協定」という。）第7条に基づき実施細目について、以下のとおり定める。

（施設の提供）

第1条 協定第2条第1項第1号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

- （1）災害時における一時避難場所及びトイレ等の提供
- （2）水害時の待避所として浸水しない階層の場所の提供
- （3）帰宅困難者の一時受入れ場所の提供
- （4）避難者のレクリエーション活動等実施場所の提供

2 甲が使用する乙の施設（以下、「避難場所等」という。）は次のとおりとする。

施設名称	所在地
東京スクールオブミュージック&ダンス専門学校	西葛西3丁目14番8号
東京フィルムセンター映画・俳優専門学校	西葛西3丁目14番9号
東京アニメ・声優専門学校	北葛西4丁目10番1号
東京コミュニケーションアート専門学校	西葛西5丁目3番1号
東京スポーツ・レクリエーション専門学校	西葛西7丁目13番12号
東京メディカル・スポーツ専門学校	西葛西3丁目1番16号
東京ベルエポック美容専門学校	西葛西6丁目24番16号
東京ベルエポック製菓調理専門学校	西葛西5丁目2番11号
東京医薬専門学校	東葛西6丁目5番12号
東京福祉専門学校	西葛西5丁目10番32号
専門学校東京ウェディングカレッジ	西葛西3丁目1番15号
東洋言語学院	西葛西7丁目6番3号

3 避難場所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

4 乙は避難場所等の管理運営について、甲に協力するものとする。

5 甲は乙の教育活動を早期に再開できるよう配慮するとともに、当該避難場所等の早期解消に努めるものとする。

6 甲は乙の管理する施設の避難場所等を閉鎖する場合は、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（学生・教職員ボランティアの派遣）

第2条 協定第2条第1項第2号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

- （1）避難所の運営支援に関する事
- （2）避難者の精神的及び身体的負担の軽減に関する事
- （3）医療救護活動の支援に関する事

- ( 4 ) 動物の保護等に関する事
- ( 5 ) 災害復旧作業に関する事
- ( 6 ) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 乙は学生・教職員ボランティアの自発的な活動を支援するものとする。

3 乙は甲からボランティアの派遣要請があったときは、学生・教職員のボランティアの募集及び派遣に努めるものとする。

( 資器材及び備蓄物資の提供 )

第 3 条 協定第 2 条第 1 項第 3 号に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

( 1 ) 資器材とは、乙は所有する応急医療資材、調理器具等災害時に提供可能なものをいう。

( 2 ) 乙は備蓄物資の整備に対し、避難場所等となった場合を想定して準備に努めるものとする。

( 連絡体制 )

第 4 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡担当者に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。

## 災害時における口腔ケア用品等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とライオン株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の地域内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う口腔ケア用品等（以下「応急物資」という。）の調達業務に関する乙の協力について、必要な事項を定め、被災住民の口腔ケアおよび生活安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給および運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第1項の規定により、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

2 甲は、次に掲げる範囲の応急物資を要請することとし、乙は、可能な範囲において必要な品目および数量を供給するものとする。

（1）ハミガキ・歯ブラシ類

（2）洗剤・ハンドケア等の日用品

（3）その他、甲が必要とするもの

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定により応急物資を供給したときは、その内容を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定により乙が供給した応急物資の費用については、甲が負担するものとし、費用については、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定する。

（請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を、応急物資供給費用等請求書（第3号様式）により、請求するものとし、甲は、乙からの請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。



(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成29年7月19日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除または変更の申し出がない限り、本協定は更に1年間自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年7月19日

甲 東京都江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 東京都墨田区本所1丁目3番7号  
ライオン株式会社  
代表取締役 濱逸夫

## 災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と医療法人社団善千会老人保健施設ヴィット（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を介護を要する高齢者、障害者及びその介護者（以下「高齢者等」という。）の受入施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （位置づけ）

第2条 甲は、発災初期において区立小・中学校等に避難所（以下、「一次避難所」という。）を開設し、その後、必要に応じて甲の要請により乙の所有する施設を高齢者等の避難所（以下「二次避難所」という。）として開設する。

### （利用対象者）

第3条 二次避難所の利用対象者は、一次避難所での生活が困難な高齢者等とする。

### （対象施設）

第4条 本協定の対象となる施設は、以下の施設とする。

施設名称： 老人保健施設ヴィット

所在地： 東京都江戸川区船堀3丁目10番7号

### （要請）

第5条 甲は災害時、乙の所有する施設に二次避難所を開設する必要が生じた場合、乙に対して速やかに要請するものとし、乙は甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所開設要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、第1項の規定による要請に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

4 甲は、乙に対して、避難所等での介護活動について、災害時における介護活動要請書（第2号様式）により人的援助を要請することができる。

### （高齢者・障害者の介護）

第6条 甲からの要請により受け入れた高齢者・障害者の介護については、原則として付添いの介護者が行うものとする。

2 乙は、付添いの介護者の補助等の協力を行うものとする。

### （管理運営）

第7条 当該二次避難所の管理運営は、甲と乙が相互に協力し、これにあたるものとする。

### （物資及び情報の提供）

第 8 条 甲は、第 5 条第 1 項の規定により二次避難所を開設した場合、乙に対して避難所運営上必要と認める物資及び災害関連の情報の提供に最大限努めるものとする。

(開設期間)

第 9 条 第 5 条第 1 項の規定により二次避難所を開設した場合の開設期間は、原則として要請を受けたときから 7 日以内とする。但し、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、その旨を乙に要請するものとする。

(要請事項の終了)

第 10 条 甲は、第 5 条の要請事項を終了する際には、乙に避難所等支援終了届(第 3 号様式)を提出するものとする。乙の管理する施設を使用した場合、甲はその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第 11 条 乙は、高齢者等の受け入れに係る入居費及び避難所等への人的援助に係る人件費については、無償で行うものとする。

2 甲は、当該二次避難所の管理運営に係る費用を負担するものとし、その額については、災害直前の価格を基準とし、甲乙協議のうえ避難所の管理運営に係る費用請求書(第 4 号様式)により請求するものとする。

(通常業務再開への協力)

第 12 条 甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害補償)

第 13 条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号)によるものとする。

(合同訓練)

第 14 条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

(実施細目)

第 15 条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第 16 条 本協定の有効期間は、平成 29 年 9 月 13 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第 17 条 乙は、当該二次避難所の運営及び介護活動にあたり業務上知り得た情報を、漏らしてはならない。

(協議)

第 18 条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 29 年 9 月 13 日

甲 江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田 正見

乙 江戸川区船堀3丁目10番7号  
医療法人社団善千会老人保健施設ヴィット  
理事長 浅岡 善雄

## 災害時における介護を要する高齢者等の 受入施設に関する協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と医療法人社団善千会老人保健施設ヴィット（以下「乙」という。）とは、平成29年9月13日締結の災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定（以下「協定」という。）第15条に基づき、実施細目を定めるものとする。

（避難者の受入れについて）

第1条 発災直後、高齢者等が、一次避難所ではなく、乙の所有する施設に避難した場合は、甲が二次避難所として開設要請を行う前であっても、乙の判断により高齢者等を受入れることができるものとする。

（連絡体制・手段について）

第2条 甲及び乙は平常時より、お互いの連絡先を（平常時及び緊急時）共有するものとし、担当者などが変更した場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、災害時に甲と連絡が取れない場合は、以下に示す連絡手段の活用を行うものとする。

（1）各一次避難所に設置している災害時特設公衆電話の利用

（2）区役所、各事務所などへの直接伝令

（物資等の提供について）

第3条 発災直後（発災～3日程度）は、施設の備蓄や、個人備蓄にて対応する。発災から4日目以降の救援物資の受け取りについては最寄りの一次避難所にて行うものとし、あらかじめ施設避難者数を伝えるものとする。

2 施設の備蓄に関しては、乙が自ら行うものとする。

3 介護用品、介護食等の救援物資を必要とする場合、あらかじめ最寄りの一次避難所に必要数を伝えておくものとする。

（介護支援者の確保について）

第4条 発災後の介護支援者の確保については、甲及び乙双方が確保に努めるものとする。なお、介護支援者の確保が困難な場合には、乙が甲へ要請をかけ、甲が国や東京都、外部機関等へ要請を行うものとする。

2 乙においては、区外の関連施設や団体等と平時より支援体制の構築に努めるものとする。

（避難者の移送協力について）

第5条 高齢者等が、一次避難所から二次避難所として開設された乙の所有する施設へ避難する際の移送手段に関しては、原則、高齢者等の家族または介護支援者が車両等で移送を行うものとする。ただし、家族または介護支援者で高齢者等を移送することが困難な場合、もしくは家族または介護支援者がその場にいない時には、甲が乙に移送車両の貸し出しおよび人員の派遣等の協力要請を行うことができるものとする。

（費用負担について）

第6条 協定第11条第1項に規定する高齢者等の受け入れに係る入居費については、次の範囲のものとする。

（1）乙が実施する介護保険サービスの費用

( 2 ) 光熱費等を除く家賃等の施設利用料

2 甲が負担する協定第 1 1 条第 2 項に規定する二次避難所の管理運営に係る費用については、次の範囲のものとする。

( 1 ) 高齢者等の援助に係る物資等の費用および光熱費等

( 2 ) 高齢者・障害者の移送に係る燃料等の経費

( 3 ) その他の業務で、甲が必要と認めるもの

( 付則 )

この実施細目は、平成 2 9 年 9 月 1 3 日から適用する。

## 避難所用簡易間仕切りシステムの供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策活動のうち、区民の避難生活の早期安定を図るために、乙が避難所用簡易間仕切りシステム（以下「間仕切り」という。）を円滑に供給するための体制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）間仕切りの供給

（2）間仕切り設置のための機材及び人員提供

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、間仕切りの改善を要請することができる。

3 協力の要請は、原則として協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （業務の履行）

第3条 乙は、前条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えるものとする。

### （報告）

第4条 乙は、第2条に基づく業務を実施したときは、協力内容報告書（第2号様式）を提出するものとする。

### （引渡し）

第5条 間仕切りの引渡場所及び日時は、甲が災害時の状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの間仕切りの運搬は、乙または乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙または乙が委託する者が当該運搬を行うことができない場合は、甲または甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により間仕切りを運搬する場合は、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

### （経費の負担及び価格）

第6条 甲の要請に基づき、第2条第1項の規定により乙が供給した消耗品等の経費及びその運搬に係る燃料費については、甲が負担するものとし、災害発生直前の適正価格を参考にして、甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、間仕切りの供給及び設置に係る人件費については、原則無償で行うものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、費用請求書(第3号様式)により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。  
(訓練)

第9条 乙は、甲から避難所開設訓練等を行うため間仕切りの供給等の要請があった場合は、可能な範囲において、速やかに要請に応えるものとする。

2 訓練時に使用する間仕切りを、甲が購入する場合の費用については、平常時の適正価格を参考にして、甲乙協議の上決定する。

3 訓練時、あらかじめ乙が用意した間仕切りを使用し、甲が間仕切りを購入しない場合の費用については、原則無償とする。なお、訓練実施後、間仕切りは乙が持ち帰るものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成29年12月26日から1年間とし、甲乙いずれからも協定解除または変更の申し出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項、または条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して、別に定める。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月26日

甲 東京都江戸川区中央1丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 東京都世田谷区松原5丁目2番4号  
特定非営利活動法人  
ボランティア・アーキテツ・ネットワーク  
代表者 坂 茂



## 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が避難所等で必要とする介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資（以下「物資」という。）を、乙からの供給により確保することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に物資を必要とするときには、乙に対して物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務の履行）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（物資の内容）

第4条 甲が乙に要請する災害時の物資の内容は甲乙協議のうえ、予め別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条第1項の規定により物資を供給したときは、その内容を物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（供給）

第6条 乙は、物資の供給をレンタル又は販売によって行うものとし、いずれによるかは甲乙協議のうえ、決定する。

2 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において、甲が数量等内容を確認のうえ、引き取るものとする。

3 物資の引き渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が指定場所までの運搬を行うものとする。

（物資の適合確認）

第7条 物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や要配慮者の状態に合わせて行うものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が第6条第3項の規定により物資を運搬する場合は、乙の車両を優先

車両として通行できるように配慮するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力するものとする。

( 配慮事項 )

第 9 条 甲は、乙に第 2 条第 1 項の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立ち入り制限が出されている地域への要請を避けるなど輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

( 損害補償 )

第 10 条 本協定に基づく協力の実施にあたり、物資の紛失や供給された物資に起因する事故等の損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議のうえ、決定する。

2 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号)によるものとする。

( 費用 )

第 11 条 乙は、甲の要請に基づく物資の費用および運搬等の業務に要した費用を物資供給費用等請求書(第 3 号様式)により、請求するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生の前直前における価格により算出するものとする。

3 甲は、前二項の規定に基づき、乙から請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

( 情報連絡体制の確認 )

第 12 条 甲および乙は平常時より、お互いの連絡先(平常時および緊急時)を共有するものとし、担当者などが変更した場合は速やかに報告するものとする。

( 平常時の防災活動への協力 )

第 13 条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するよう努めるものとする。

( 1 ) 甲が実施する防災啓発事業および防災訓練への参加

( 2 ) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

( 有効期間 )

第 14 条 本協定の有効期間は、平成 30 年 3 月 19 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 15 条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 30 年 3 月 19 日

甲 東京都江戸川区中央 1 丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 多田 正見

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号  
一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
理 事 長 小 野 木 孝 二

別表（第4条関係）

物資の供給方法	物資の内容
販売	寝装品（ベッド用防水シート等）、寝巻、トイレ・おむつ用品、トイレ関連用品、入浴関連用品、口腔ケア用品、心電計・血圧計・体温計 等
レンタル	ベッド、ベッド付属品（サイドレール、ベッド用テーブル、マットレス）、車椅子及び付属品、スロープ、歩行器、歩行補助杖、手すり、トイレ関連用品、吸引器 等

## 避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と都立公園の管理者である東京都建設局（以下「乙」という。）とは、避難場所となる都立公園における避難者（区民、在勤在学者、来園者、帰宅困難者）対応に必要な連携協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で震災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、江戸川区内の都立公園において、避難場所の運営等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（対象都立公園）

第2条 本協定の対象となる都立公園（以下「当該公園」という。）は、別表のとおりとする。

（基本理念）

第3条 災害時に当該公園において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に避難場所の運営等を行うことができるよう、当該公園の指定管理者（以下「指定管理者」という。）を適切に指導する。

（連携協力）

第4条 甲が行う避難場所の運営等に必要となる具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定締結の証として、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月30日

（甲）江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 多田 正見

（乙）新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都建設局長 西倉 鉄也

## 別 表 ( 第 2 条 関 係 )

## 対象都立公園

番 号	名 称	備 考
1	葛西臨海公園	
2	篠崎公園	
3	大島小松川公園	
4	宇喜田公園	

## 災害に係る情報発信等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内の災害対策基本法第2条第1号に定める災害（以下、「災害」という。）に備え、甲が区民に対して必要な情報を迅速に提供するため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲と乙が互いに協力して取り組む内容は、次のとおりとする。

（1）災害が発生した場合に、乙が、甲の運営するホームページのアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2）甲が、江戸川区内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3）甲が、江戸川区内の避難勧告、避難指示（緊急）等の緊急情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4）甲が、災害が発生した場合の江戸川区内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5）甲が、江戸川区内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 前項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用負担）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（情報連絡体制の確認）

第5条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先（平常時及び緊急時）を共有するものとし、担当者などが変更した場合は速やかに報告するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成30年6月26日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年6月26日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 多田正見

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊健太郎



## 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、江戸川区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に基づき江戸川区一之江五丁目14番に設置した給水施設(以下「給水施設」という。)の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣旨に鑑み、当該給水施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように当該給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する費用を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る費用を負担するものとする。

(実施細目)

第6条 乙と東京都水道局長とは、この協定の実施に関し必要な事項について協議の上、実施細目を別に定めるものとする。

(適用期日)

第7条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成31年2月19日

甲 東京都知事 小池百合子

乙 江戸川区長 多田正見

## 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とオーケー株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う食料品及び日用品等（以下「応急物資」という。）の調達業務及び乙に所属する店舗の営業の継続又は早期開店に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対応業務の充実及び被災住民の生活安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給及び運搬について、要請することができる。

2 前項の要請は、原則として応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、次に掲げる店舗より可能な範囲内で、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（1） 名称 オーケー西葛西店

（2） 所在地 江戸川区西葛西六丁目1番10号

（応急物資の種類）

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する応急物資の種類は、以下のとおりとする。

（1）食料品

（2）日用品

（3）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（報告）

第5条 乙は、第2条に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（応急物資の運搬）

第6条 応急物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、乙の応急物資の保管場所から引渡し場所までの運搬に関して、乙は可能な限り協力するものとする。

2 甲が指定した引渡し場所において甲及び乙の双方が品目、数量等を確認のうえ、甲が受け取るものとする。

（費用負担及び価格）

第7条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

- ( 1 ) 応急物資は、当該災害時直前の価格
  - ( 2 ) 運搬に要した費用は、実費額（人件費を除く）
- ( 請求及び支払 )

第 8 条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の調達業務に要した費用を応急物資供給費用等請求書（第 3 号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

( 営業の継続又は早期開店 )

第 9 条 甲は、区民の生活の安定を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期開店を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期開店に努めるものとする。

( 損害補償 )

第 10 条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号）によるものとする。

( 有効期間 )

第 11 条 本協定の有効期間は、平成 31 年 2 月 20 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 12 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年 2 月 20 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 多田正見

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目 3 番 6 号  
オーケー株式会社  
代表取締役社長 二宮涼太郎

## 災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社木下の介護（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を介護を要する高齢者、障害者（以下「高齢者等」という。）及び家族等付添いの介護者（以下「介護者」という。）の受入施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（位置づけ）

第2条 甲は、発災初期において区立小・中学校に避難所、その他公共施設に避難所補完施設（以下「一次避難所」という。）を開設し、その後、必要に応じて甲の要請により乙の所有する施設を高齢者等の避難所（以下「二次避難所」という。）として開設する。

（利用対象者）

第3条 二次避難所の利用対象者は、一次避難所での生活が困難な高齢者等とする。

（対象施設）

第4条 本協定の対象となる施設は、以下の施設とする。

- （1）リアンレーヴ江戸川：東京都江戸川区北小岩七丁目28番21号
- （2）リアンレーヴ篠崎公園：東京都江戸川区北篠崎二丁目20番5号
- （3）ライフコミュニオン西葛西：東京都江戸川区西葛西四丁目3番26号
- （4）リアンレーヴ西葛西：東京都江戸川区西葛西五丁目5番8号

（要請）

第5条 甲は災害時、乙の所有する施設に二次避難所を開設する必要がある場合、乙に対して速やかに要請するものとし、乙は甲からの要請に可能な範囲内で応じるように努めるものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所開設要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、第1項の規定による要請に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

4 甲は、乙が実施する介護活動について、災害時における介護活動要請書（第2号様式）により人的援助を要請することができる。

（高齢者等の介護）

第6条 甲からの要請により受け入れた高齢者等の介護については、原則として介護者が行うものとする。

2 乙は、介護者の補助等の協力を行うものとする。

（管理運営）

第7条 当該二次避難所の管理運営は、甲と乙が相互に協力し、これにあたるものとする。

(物資及び情報の提供)

第8条 甲は、第5条第1項の規定により二次避難所を開設した場合、乙に対して避難所運営上必要と認める物資及び災害関連の情報の提供に最大限努めるものとする。

(開設期間)

第9条 第5条第1項の規定により二次避難所を開設した場合の開設期間は、原則として要請を受けたときから7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請するものとする。

(要請事項の終了)

第10条 甲は、第5条の要請事項を終了する際には、乙に避難所等支援終了届(第3号様式)を提出するものとする。乙の管理する施設を使用した場合、甲はその施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第11条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。

(1) 二次避難所の管理運営に係る費用

(2) その他特に必要と認める費用

(請求及び支払)

第12条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所の管理運営に係る費用請求書(第4号様式)により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(通常業務再開への協力)

第13条 甲は、乙が早期に通常の業務活動を再開できるよう配慮するとともに、当該二次避難所の早期解消に努めるものとする。

(損害補償)

第14条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(合同訓練)

第15条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

(実施細目)

第16条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、平成31年3月22日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第18条 乙は、当該二次避難所の運営及び介護活動にあたり業務上知り得た情報を、漏らしてはならない。

( 協議 )

第 19 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 31 年 3 月 22 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 多田 正見

乙 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号  
新宿アイランドタワー 8 F  
株式会社木下の介護  
代表取締役社長 佐久間 大介

# 災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社木下の介護（以下「乙」という。）とは、平成31年3月22日締結の災害時における介護を要する高齢者等の受入施設に関する協定（以下「協定」という。）第16条に基づき、実施細目を定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、本細目においても同じ意味を有する。

（避難者の受入れについて）

第1条 発災直後、高齢者等が、一次避難所ではなく、乙の所有する施設に避難した場合は、甲が二次避難所として開設要請を行う前であっても、乙の判断により高齢者等を受け入れることができるものとする。

（連絡体制・手段について）

第2条 甲及び乙は平常時より、双方の連絡先を（平常時及び緊急時）共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、災害時に甲と連絡が取れない場合は、以下に示す連絡手段の活用を行うものとする。

（1）区立小・中学校に設置している災害時特設公衆電話の利用

（2）区役所、各事務所などへの直接伝令

（3）各事務所・区施設に設置しているMCA無線の利用

（物資等の提供について）

第3条 発災直後（発災～3日程度）は、施設の備蓄や、個人備蓄にて対応する。発災から4日目以降の救援物資の受取については最寄りの一次避難所にて行うものとし、あらかじめ施設避難者数を伝えるものとする。

2 施設の備蓄に関しては、乙が自ら行うものとする。

3 介護用品、介護食等の救援物資を必要とする場合は、発災後不足する前に、あらかじめ最寄りの一次避難所に必要数を伝えておくものとする。

（介護支援者の確保について）

第4条 発災後における高齢者等の介護支援を行う者（以下「介護支援者」という。）の確保については、甲及び乙双方が確保に努めるものとする。なお、介護支援者の確保が困難な場合には、乙が甲へ要請を行い、甲が国や東京都、外部機関等へ要請を行うものとする。

2 乙においては、区外の関連施設や団体等と平常時より支援体制の構築に努めるものとする。

（避難者の移送協力について）

第5条 高齢者等が、一次避難所から二次避難所として開設された乙の所有する施設へ避難する際の移送手段に関しては、原則、高齢者等の介護者又は介護支援者が車両等で移送を行うものとする。

2 介護者又は介護支援者が高齢者等を移送することが困難な場合若しくは介護者又は介護支援者がその場にいない場合には、甲が乙に移送車両の貸出し及び人員の派遣等の協力要請を行うことができるものとする。

( 二次避難所の管理運営に係る費用負担について )

第 6 条 協定第 1 1 条第 1 号に定める当該二次避難所の管理運営に係る費用については、次の範囲のものとする。

( 1 ) 高齢者等の支援に係る物資等の費用及び光熱費等

( 2 ) 高齢者等の移送に係る燃料等の経費

( 附則 )

この実施細目は、平成 3 1 年 3 月 2 2 日から適用する。



## 災害時における浦安市と江戸川区との相互応援に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲又は乙の区域において、地震、水害、火災等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲又は乙が相手方に救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の応援を行うことにより、被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相手方に対し次に掲げる応援（以下「応援」という。）の要請をすることができる。

- （1）救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- （2）被災住民の受入れ
- （3）食糧、生活物資等の救援物資の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる応援

（応援要請の手續）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による応援の要請（以下「応援要請」という。）をする場合は、併せて次に掲げる事項を相手方に通知するものとする。

- （1）救援物資の品名、数量、搬入場所等
- （2）前条第2号に規定する職員の職種、人数、期間等
- （3）被災住民の人数、健康状態等
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項の通知は、原則として応援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（責務）

第4条 甲及び乙は、応援要請があった場合は、可能な範囲において最大限これに応えるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 救援物資の提供及び被災住民の受入れのための施設の提供に要した経費は、応援要請をした団体（以下「応援要請団体」という。）の負担とする。

2 前項に規定する経費を除くほか、応援に要した経費の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の一時繰替支弁）

第6条 応援要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）は、応援要請団体が前条の規定により負担すべき経費についてこれを支弁することが困難であるとしてその一時的な支弁を要請してきたときは、当該経費を一時的に繰替支弁することができる。

(自主応援)

第7条 甲又は乙は、災害が大規模で、通信の途絶等により相手方が、必要な応援要請をすることができないと認めるときは、独自の判断に基づいて必要な措置を講ずることができる。

(損害補償等)

第8条 第3条第2号の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、救援活動又は災害復興等の応援活動に従事したことにより損害を受けた場合の補償は、法令その他別に定めるものを除くほか、原則として、応援要請団体が行うものとする。

2 前項に規定する職員が、応援活動に従事したため、他人又は他人の建物その他工作物等に損害を与えた場合は、原則として、応援要請団体はその責任と負担において対応するものとする。

(体制整備)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく応援を円滑に行うため、防災訓練等を通じて必要な体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和元年9月12日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年9月12日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市長 内田 悦嗣

乙 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 斉藤 猛

## 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と朝日信用金庫（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供

（2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で乙が提供する施設は次のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れは、3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
中央支店	江戸川区松江三丁目15番9号	3階会議室（129㎡）	78人
三角支店	江戸川区船堀七丁目17番27号	2階会議室（98㎡）	59人

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（管理運営）

第4条 乙が前条第1項の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

第5条 第3条第1項の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請をするものとする。

(施設の終了)

第6条 甲は、第3条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等

(2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和元年10月17日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月17日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都台東区台東二丁目8番2号  
朝日信用金庫

代表理事 橋本 宏

## 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、令和元年11月5日に締結した「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定」について、次のとおり改める。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。

（3）通常在館者 平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供

（2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で乙が提供する施設は次のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れは、3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
江戸川中央店	江戸川区中央二丁目11番2号	1階ショールーム（360㎡）	150人
一之江店	江戸川区一之江七丁目66番25号	1階ショールーム（247㎡）	100人

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

4 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。

ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。  
(備蓄品)

第4条 一時滞在施設において、帰宅困難者及び通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は別紙のとおりとする。

(管理運営)

第5条 乙が第3条第1項の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(開設期間)

第6条 第3条第1項の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請をするものとする。

(施設の終了)

第7条 甲は、第3条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等

(2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第9条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和3年2月19日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

付則

1 令和元年11月5日締結の「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協

定」は廃止する。

2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年2月19日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号  
トヨタモビリティ東京株式会社  
代表取締役社長 片山 守



別紙（第4条関係）

（帰宅困難者及び通常在館者用の備蓄品）

1 乙は、帰宅困難者及び通常在館者が、「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定」第3条第2項に規定する一時滞在施設に、3日間留まるために必要な備蓄品を下表のとおり確保し、その管理及び更新を行うものとする。

**【江戸川中央店】帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量**

品名		1人当たり数量	合計数量
非常用貯水機能付給水管 (2,160L)	飲料水	9L	1,350L
	節水型トイレ排水用水	81L	810L (150回分)
食料(ビスケットバー)		9食	1,350食
ブランケット		1枚	150枚
携帯トイレ		15個	2,100個
携帯トイレの合計数量の算出方法は以下のとおりとする。 : 受入れ可能人数150人当たりの携帯トイレの必要数(2,250個) : 施設内の節水型トイレの使用可能数(150回分 携帯トイレ150個) ( - ) = 携帯トイレの合計数量(2,100個)			

**【江戸川中央店】通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量**

品名	1人当たり数量
飲料水(2Lペットボトル)	9L
食料(アルファ米)	9食
ブランケット	1枚
携帯トイレ	15個

**【一之江店】帰宅困難者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量**

品名		1人当たり数量	合計数量
非常用貯水機能 付給水管 (1,080 L)	飲料水	9 L	900 L
	節水型トイレ 排水用水	75 L	180 L (36回分)
食料(ビスケットバー)		9食	900食
ブランケット		1枚	100枚
携帯トイレ		15個	1,464個
<p>携帯トイレの合計数量の算出方法は以下のとおりとする。</p> <p>: 受入れ可能人数100人当たりの携帯トイレの必要数(1,500個)</p> <p>: 施設内の節水型トイレの使用可能数(36回分 携帯トイレ36個)</p> <p>( - ) = 携帯トイレの合計数量(1,464個)</p>			

**【一之江店】通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量**

品名	1人当たり数量
飲料水(ペットボトル)	9 L
食料(アルファ米 他)	9食
ブランケット	1枚
携帯トイレ	15個

## 災害時における応急物資の貸与に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が復旧作業で必要とする自動車整備用の工具並びに甲が電源を確保するために乙の所有する給電可能な車両及び電源供給に関する物品（以下「応急物資」という。）を、乙からの貸与により確保することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、応急物資の貸与を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として応急物資貸与要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

### （応急物資の内容）

第3条 甲が乙に要請する物資の応急物資の内容は、甲乙協議の上、あらかじめ別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急物資以外の貸与についても可能な範囲で協力するものとする。

### （引渡し）

第4条 応急物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

### （貸与期間）

第5条 第2条第2項の規定により応急物資を貸与した場合の貸与期間は、原則として要請を受けたときから7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請するものとする。

### （報告）

第6条 乙は、第2条第1項の規定により応急物資を貸与したときは、その内容を応急物資貸与報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （応急物資の返却）

第7条 第4条の規定による応急物資の貸与期間が終了したときは、甲は乙に応急物資を返却する。

2 応急物資の返却場所は、乙が指定するものとし、当該場所において乙が数量等を確認の上、受け取るものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づく第2条第1項の協力業務については、原則無償とする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰する理由により、乙から貸与された応急物資を損傷又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償する。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和元年11月5日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月5日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区港区芝浦四丁目8番3号  
トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役社長 片山 守

別表（第3条関係）

協力店舗	貸与可能な応急物資
<p>トヨタモビリティ東京 江戸川西一之江店 （所在地：江戸川区西一之江 1-8-9）</p>	<p>自動車整備用の工具 ガレージジャッキ、リジットラック、ブースターケ ーブル、ハンマー、けん引ロープ 給電用車両及び電源供給に関する物品 給電用車両（AC100V、1500W付車）、外部給電器、 コードリール、投光器</p>
<p>トヨタモビリティ東京 一之江店 （所在地：江戸川区一之江7- 66-25）</p>	<p>給電用車両及び電源供給に関する物品 給電用車両（AC100V、1500W付車）</p>
<p>トヨタモビリティ東京 西葛西店 （所在地：江戸川区西葛西6- 12-15）</p>	<p>給電用車両及び電源供給に関する物品 給電用車両（AC100V、1500W付車）</p>
<p>トヨタモビリティ東京 北小岩店 （所在地：江戸川区北小岩3- 14-12）</p>	<p>給電用車両及び電源供給に関する物品 給電用車両（AC100V、1500W付車）</p>

## 災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う段ボール製簡易ベッド等の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、区民の避難生活の早期安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「段ボール製簡易ベッド等」とは、次に掲げるものをいう。

（1）段ボール製簡易ベッド

（2）段ボール製シート

（3）段ボール製間仕切り

（4）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、段ボール製簡易ベッド等の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（引渡し）

第4条 段ボール製簡易ベッド等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により段ボール製簡易ベッド等を運搬する場合は、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定により段ボール製簡易ベッド等を供給したときは、その内容を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

（1）段ボール製簡易ベッド等の費用

（2）段ボール製簡易ベッド等の運搬に係る燃料費

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第7条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和2年1月15日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年1月15日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都北区赤羽北一丁目16番3号  
興亜紙業株式会社  
代表取締役社長 平岡 利章

## 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京東信用金庫（以下「乙」という。）は、令和2年2月7日に締結した「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定」について、次のとおり改める。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供

（2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で乙が提供する施設は次のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れは、3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
鎌田支店	江戸川区瑞江四丁目23番3号	3階会議室（160㎡）	96人
篠崎支店	江戸川区篠崎町四丁目1番18号	3階会議室（120㎡）	72人
葛西駅前支店	江戸川区中葛西五丁目20番16号	3階会議室（156㎡）	94人

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （管理運営）

第4条 乙が前条第1項の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

### （開設期間）



第5条 第3条第1項の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請をするものとする。

(施設の終了)

第6条 甲は、第3条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等

(2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和3年7月20日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

付則

1 令和2年2月7日締結の「災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定」は廃止する。

2 本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月20日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都墨田区両国四丁目35番9号

東京東信用金庫

代表理事

中田 清史

## 災害時における応急物資の優先供給及び駐車場の一時使用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社島忠（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下の各号に掲げる事項について定めることを目的とする。

- （1）江戸川区内で大規模な地震が発生した場合（以下「震災時」という。）において、甲が行う食料品及び日用品等（以下「応急物資」という。）の調達業務に係る乙の協力に関する事。
- （2）江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の駐車場を、車両待避場所として一時的に使用すること。

（協力要請）

第2条 甲は、震災時又は水害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）震災時における応急物資の優先的な供給
- （2）水害時における車両待避場所の提供
- （3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（応急物資の範囲及び対象施設）

第3条 前条の規定に基づき、乙が甲に対して供給する応急物資の種類、車両待避場所として使用する施設（以下「乙施設」という。）は、別紙のとおりとする。

（応急物資の引渡し）

第4条 応急物資の引渡し場所は、島忠ホームズ葛西店及び島忠ホームズ平井店とする。

2 引渡し場所において、甲及び乙の双方が品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（管理運営）

第6条 水害時における乙施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（使用期間）

第7条 水害時における乙施設の使用期間は、要請を受けたときから洪水警報・高潮警報・大雨警報の解除等により水害による被害のおそれなくなるまでの間又は水害が発生したときから水害が収束するまでの間とする。

2 甲は、乙施設の使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、乙施設を原状に復し、乙の確認の上、引き渡すものとする。

（費用負担）

第8条 第2条第1項の規定に基づく甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

（1）応急物資の費用

（2）乙施設の管理運営に係る光熱費等

（3）その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第9条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、費用請求書（第4号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第10条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、令和2年3月13日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月13日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

株式会社島忠

代表取締役社長 岡野 恭明

別紙（第3条関係）

応急物資の種類

名称	所在地	供給可能な応急物資
島忠ホームズ葛西店	江戸川区東葛西九丁目3番6号	食品 米、飲料水 日用品 洗剤、消臭剤、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、 ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、口腔ケア用品、 シャンプー・リンス類、石鹸類、化粧品、防虫剤、カイロ、 殺虫剤、ローソク 日用雑貨 ラップ、ごみ袋、割箸、カップ、調理用品、食器、 洗濯用品、バケツ、トイレ用品、スリッパ、清掃用品 工具 ドリルトライアル、振動ドリル、電動ドリル、丸鋸、 電気のこぎり、ジグソー、ハンマードリル 作業用品 作業手袋、結束用品、段ボール、梱包テープ、 梱包紐、レインコート、長靴 家電・照明・電材 電子レンジ、電気コンロ、炊飯器、電気ケトル、ドライヤー、 テレビ、乾電池、懐中電灯、ストーブ、扇風機 衛生用品 ベビーおむつ、大人おむつ、生理用品 文具・事務用品等 筆記用具、ノート、のり、接着剤、封筒、テープ、 会議テーブル、パイプチェア ペット用品 犬用ドライフード、犬用ウェットフード、猫用ドライフード、 猫用ウェットフード、ペット用シート（吸水シート等）、猫砂、 ペットトイレ用品、ケージ、サークル、小動物用品、鳥用品 自転車・カー用品 自転車、自転車ヘルメット、オイル、車用バッテリー、 ガソリン携行缶 建築資材 ブルーシート、土のう袋、砂、砂利、ブロック、セメント 園芸用品 土のう工具、スコップ、刈払い機、チェーンソー インテリア用品
島忠ホームズ平井店	江戸川区平井六丁目1番38号	食品 米、飲料水 日用品 洗剤、消臭剤、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、 ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、口腔ケア用品、 シャンプー・リンス類、石鹸類、化粧品、防虫剤、カイロ、 殺虫剤、ローソク 日用雑貨 ラップ、ごみ袋、割箸、カップ、調理用品、食器、 洗濯用品、バケツ、トイレ用品、スリッパ、清掃用品 工具 ドリルトライアル、振動ドリル、電動ドリル、丸鋸、 電気のこぎり、ジグソー、ハンマードリル 作業用品 作業手袋、結束用品、段ボール、梱包テープ、 梱包紐、レインコート、長靴 家電・照明・電材 電子レンジ、電気コンロ、炊飯器、電気ケトル、ドライヤー、 テレビ、乾電池、懐中電灯、ストーブ、扇風機 衛生用品 ベビーおむつ、大人おむつ、生理用品 文具・事務用品等 筆記用具、ノート、のり、接着剤、封筒、テープ、 会議テーブル、パイプチェア ペット用品 犬用ドライフード、犬用ウェットフード、猫用ドライフード、 猫用ウェットフード、ペット用シート（吸水シート等）、猫砂、 ペットトイレ用品、ケージ、サークル、小動物用品、鳥用品 自転車・カー用品 自転車、自転車ヘルメット、オイル、車用バッテリー、 ガソリン携行缶 建築資材 ブルーシート、土のう袋、砂、砂利、ブロック、セメント 園芸用品 土のう工具、スコップ、刈払い機、チェーンソー インテリア用品

		<p>掛布団、敷き布団、マットレス、枕、カーペット、クッション、          座椅子、カーテン          その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの</p>
--	--	---

**水害時における車両待避場所**

名称	所在地	使用箇所
島忠ホームズ葛西店	江戸川区東葛西九丁目3番6号	屋上駐車場（100台）

## 災害時における帰宅困難者支援に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と宗教法人妙勝寺（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者に対する水道水・井戸水及びトイレの提供

（2）帰宅困難者に対する災害情報の提供

（3）帰宅困難者に対する休憩場所の提供

（4）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（対象施設）

第3条 前条の規定に基づき使用する乙の施設（以下「乙施設」という。）は、妙勝寺本堂、客殿その他付帯設備とする。

（管理運営）

第4条 乙施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（使用期間）

第5条 乙施設の使用期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、乙施設の使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、乙施設を原状に復し、乙の確認の上引き渡すものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

（1）乙施設の管理運営に係る光熱費等

（2）その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和2年3月30日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年3月30日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区江戸川六丁目7番地15

宗教法人妙勝寺

代表者 住職 高松 孝行



## 地域広帯域移動無線アクセスシステムの整備に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京アンテナ工事株式会社（以下「乙」という。）は、江戸川区内における地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWAシステム」という。）の整備について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域BWAシステム整備について、甲及び乙の連携に必要な事項を定め、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲は、本協定に基づき乙が行う地域BWAシステムの整備に賛同する。

2 乙は、区民等の安全・安心及び区民生活に係る利便性の向上に資するよう、災害時及び平常時の情報通信基盤となる地域BWAシステムを整備するとともに、地域BWAシステムの整備及び運営に関する一切の責任を負い、甲に対して費用負担を求めないものとし、地域BWAシステムの整備及び運営に当たり、区又は区民等に損害を生じさせた場合には、自らの責任にて当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、地域BWAシステムの整備及び運営について、甲へ進捗状況等を報告するなどの連携を図り、令和2年8月を目途に地域BWAシステムを整備しサービスの提供を開始するものとする。

4 乙は、区民等に対し、地域BWAシステムを活用した有償のインターネットサービス（以下「サービス」という。）の提供を行うものとする。この場合において、乙は、甲乙協議の上定めた日から地域BWAシステムの無線局免許の有効期間満了までサービスを提供するものとする。

5 甲は、地域BWAシステムについて、乙に周知、広報活動等の協力を行うものとする。

6 乙は、サービスの一層の普及・活用及び電波の有効利用並びに事業基盤の安定的な運営を図るため、他の電気通信事業者等に対し、サービスを提供するものとする。

7 乙は、江戸川区内における公共の福祉の増進に寄与するよう、地域BWAシステムを活用した事業を計画し、甲に提案するものとする。

8 甲は、前項の規定により提案された事業について、実施の可否を判断するとともに、当該事業の実施に当たっては、乙と協議の上、内容の詳細、費用等について別途覚書に定めるものとする。

9 新たな協定の締結については、地域BWAシステムの整備状況、第7項及び第8項に関する実施状況等を踏まえ、甲乙協議の上定める。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、地域BWAシステム無線局免許の取得日から5年間とする。

2 前項の期間は、期間が満了する日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。なお、本協定延長については、前項の地域BWAシステム無線局免許の再免許取得を条件とする。

3 前2項の規定にかかわらず、地域BWAシステム無線局免許の失効により本協定は終了するものとする。

(協議)

第4条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和2年6月3日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
江戸川区長  
齊 藤 猛

乙 葛飾区東新小岩五丁目19番2号  
東京アンテナ工事株式会社  
代表取締役社長  
三 矢 宏

## 覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と東京アンテナ工事株式会社（以下「乙」という。）とは、令和2年6月3日締結の地域広帯域移動無線アクセスシステムの整備に関する協定（以下「協定書」という）第2条第8項に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（通信ネットワーク基盤の整備）

第1条 乙は地域広帯域移動無線アクセスシステム（以下「地域BWAシステム」という。）が円滑に動作するよう、通信ネットワーク基盤を構築する。地域BWAシステム基地局は江戸川区全域をカバーできる局数とし、ネットワーク通信量の増加やユーザーからの要望に応じて最大200局まで増設するものとする。

（通信速度の確保について）

第2条 乙は、総務省の電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）に定められた地域BWAシステム無線免許（以下「無線局免許」という。）の必要条件に加えて、実効性のある通信品質を江戸川区全域に提供するものとする。

2 地域BWAシステムの伝送速度は、受信最大110Mbps、送信最大10Mbpsを確保する。

（区民向けサービス）

第3条 乙は、次の各号のサービスを行うものとする。

（1） 区民、事業者向けサービスとして、前条2項の通信速度を確保した有償によるインターネットサービスを行うものとする。

（2） 乙は、区民向けサービスを行うにあたり、その料金につき、地域BWAシステムと同等サービスの市場価格よりも安価なものとしなければならない。ただし、経済状況等を踏まえ料金の変更の必要が生じた場合、乙は、甲に事前に通知し、甲乙協議の上変更する。

（3） 前各項のサービスのほか、乙は、区民の福祉の増進となるサービスに積極的に取り組むこととする。

（公共サービスの提供）

第4条 乙は、甲に対し次の各号に定める公共サービスを無償で提供すること。

（1） 乙は甲に対し、災害時の情報連絡端末として、甲が指定するタブレット端末、モバイルルータを400台提供するものとする。提供先は甲が指定する場所とする。

（2） 乙は甲に対し、災害時用の外国語対応として、甲が指定する自動翻訳機端末を60台配備するものとする。提供先は甲が指定する場所とする。

（3） 乙は甲に対し、水害時用の河川監視手段として、乙が指定する閲覧システムを含めた河川監視カメラを4台設置するものとする。設置箇所は甲が指定する場所とする。

（4） 乙は甲に対し、災害時の映像等の監視手段として、区災害対策本部室で操作、閲覧可能な映像中継機を提供するものとする。映像中継機は2台とし、甲が所有するドローンシステムに連携可能なものとし、映像の提供については別途定める災害時協力協定によるものとする。

（5） 乙は甲に対し、「江戸川区総合防災訓練」等において前号のドローン設備を活用した映像提供を行うこと。提供内容は甲乙協議の上決定し、提供回数は5回とする。

2 前項各号に定める無償提供サービスの範囲は、端末費（初期導入分）、通信費とする。保守費等、その他必要な維持管理費については、甲乙協議の上これを決定する。なお、端末等の初期導入分においては、メーカー保証範囲内での修理等は甲の責任において実施する。

3 協定書及び本覚書以外に地域BWAシステムを利用する場合は、甲乙協議の上決定し、通信費には月額1,200円（税別）とし、災害時優先接続回線とする。経済状況等を踏まえ料金の変更の必要が生じた場合は、甲乙協議の上変更する。

（地位の承継）

第5条 乙が自らの特別な事由又はやむを得ない事情により協定書の地位を他の事業者  
に承継する場合、当該手続に必要な費用は乙の負担とし、乙の責任において実施  
するものとする。その場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の規定の適用に当たり、本覚書において「乙」とあるものは「承継事業者」と  
読み替えるものとする。この手続は、すべて乙が承継し、行うものとする。

（費用の負担等）

第6条 甲は乙に対し、本協定及び本覚書において甲が負担すると定めた費用以外の一  
切の費用を負担しないものとする。

（協議）

第7条 本協定及び本覚書に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲  
乙協議のうえ、決定する。

本覚書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年6月3日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 葛飾区東新小岩五丁目19番2号  
東京アンテナ工事株式会社  
代表取締役社長 三矢 宏

## 災害時における被災者支援に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会江戸川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談・手続業務
- （2）自動車登録申請書類に関する相談
- （3）相続関係書類に関する相談
- （4）許認可申請書類に関する相談
- （5）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- （6）外国人の在留資格等に関する相談
- （7）その他行政書士法に定める業務に関する相談

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

- （1）災害により被害を受けた江戸川区内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）前号に該当する者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたる者

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けた場合、乙は可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動を報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

( 連絡責任者 )

第 8 条 本協定の実施にあたって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者（相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。）を各々定めなければならない。

( 損害補償 )

第 9 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第 1 0 号）によるものとする。

( 有効期間 )

第 1 0 条 本協定の有効期間は、令和 2 年 7 月 2 8 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 1 1 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 7 月 2 8 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区瑞江一丁目 1 9 番 1 1 号

東京都行政書士会江戸川支部  
支 部 長 石 井 修 一

## 災害時における南魚沼市と江戸川区との相互応援に関する協定

南魚沼市（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲又は乙の区域において、地震、水害、火災等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲又は乙が相手方に救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入れ等の応援を行うことにより、被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

（応援の要請）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相手方に対し次に掲げる応援（以下「応援」という。）の要請をすることができる。

- （1）救援活動及び災害復興のための職員の派遣
- （2）被災住民の受入れ
- （3）食糧、生活物資等の救援物資の提供
- （4）前各号に掲げるもののほか、災害対策上必要と認められる応援

（応援要請の手續）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による応援の要請（以下「応援要請」という。）をする場合は、併せて次に掲げる事項を相手方に通知するものとする。

- （1）救援物資の品名、数量、搬入場所等
- （2）前条第2号に規定する職員の職種、人数、期間等
- （3）被災住民の人数、健康状態等
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 前項の通知は、原則として応援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（責務）

第4条 甲及び乙は、応援要請があった場合は、可能な範囲において最大限これに応えるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 救援物資の提供及び被災住民の受入れのための施設の提供に要した経費は、応援要請をした団体（以下「応援要請団体」という。）の負担とする。

2 前項に規定する経費を除くほか、応援に要した経費の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の一時繰替支弁）

第6条 応援要請を受けた団体（以下「応援団体」という。）は、応援要請団体が前条の規定により負担すべき経費についてこれを支弁することが困難であるとしてその一時的な支弁を要請してきたときは、当該経費を一時的に繰替支弁することができる。

（自主応援）

第7条 甲又は乙は、災害が大規模で、通信の途絶等により相手方が、必要な応援要請をすることができないと認めるときは、独自の判断に基づいて必要な措置を講ずることができる。

(損害補償等)

第8条 第3条第2号の規定に基づく応援要請により派遣された職員が、救援活動又は災害復興等の応援活動に従事したことにより損害を受けた場合の補償は、法令その他別に定めるものを除くほか、原則として、応援要請団体が行うものとする。

2 前項に規定する職員が、応援活動に従事したため、他人又は他人の建物その他工作物等に損害を与えた場合は、原則として、応援要請団体はその責任と負担において対応するものとする。

(体制整備)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく応援を円滑に行うため、防災訓練等を通じて必要な体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和2年8月26日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月26日

甲 新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長 林 茂男

乙 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 斉藤 猛



## 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社江東支社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲乙相互間の協力により停電復旧対策等の円滑化を図ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、協議の上、互いに現地情報連絡員を派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について相互に情報連携を行う。

（1）甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、提供する。

（2）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供する。

（3）乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供する。

（4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有する。

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

（1）電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施

（2）乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業

（3）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（4）住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示

示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月28日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江東区大島三丁目4番5号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
江東支社長 榎本 毅

# 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社江東支社（以下「乙」という。）は、令和2年9月28日付で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」第5条に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

## （目的及び原則）

第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

2 相互協力にあたっては各所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議の上、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

## （対象区域）

第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

2 その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合には、甲乙協議の上、必要な範囲について定めるものとする。

## （対象作業）

第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備、樹木・飛来物等の障害物の除去作業を対象とする。

## （要請の手続）

第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合、又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（1）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）

（2）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（3）作業内容

（4）作業希望日時

（5）要請者連絡先

（6）その他必要な事項

2 緊急と判断された場合には、口頭、電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続を行う。

## （道路区域における作業の実施）

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

3 前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡した上で、啓開作業を実施することができる。

(その他区域における作業の実施)

第6条 第2条第2項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議の上、実施するものとする。

(費用負担)

第7条 前2条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添1「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・啓開作業の費用負担」による。

2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別添2「災害時における障害物の除去等に関わる連絡体制」に基づき、相互協力のための連絡体制を確立し別途共有する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第9条 関係機関への周知や第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月24日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江東区大島三丁目4番5号

東京電力パワーグリッド株式会社

江東支社長 中島 宏幸

## 災害時における施設等の利用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設（以下「避難所」という。）では、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、その他災害に際して配慮が必要な者のうち、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者を対象とする。

（家族等の支援者）

第3条 避難所においては、前条に規定する者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者を受け入れるものとする。

（使用範囲）

第4条 甲が、避難所として利用できる範囲は以下の施設の空室とする。

名称	所在地
瑞江第一ホテル	江戸川区瑞江二丁目6番16号
ホテルイルフィオーレ葛西	江戸川区東葛西六丁目5番8号
変なホテル東京西葛西	江戸川区西葛西五丁目4番7号
くれたけイン東京船堀	江戸川区船堀一丁目7番19号

（避難所の開設及び管理運営）

第5条 甲は災害時、避難所を開設する必要が生じた場合、乙に対して避難所の開設及び管理運営を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として避難所使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲からの要請を受けた場合は、避難所の開設の可否を遅滞なく甲に回答するものとする。

4 乙は、前項の承諾をした場合は、前条に規定する施設に避難所を開設し、管理運営を行うものとする。

5 乙は、前項の管理運営において、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）第2条及び第3条に規定する者の日常生活上の支援及び相談
- （2）避難所の管理運営のために必要な当直者の配置
- （3）第2条及び第3条に規定する者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （4）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

6 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

7 乙は、避難所の管理運営に係る事故等の責任を負わないものとする。

(ボランティアの派遣要請)

第6条 乙は、第2条に規定する者の生活に必要な援助を行うために必要があると認めるときは、甲に対して、ボランティアの派遣を要請できるものとする。

(利用対象者の避難手段)

第7条 第2条に規定する者の避難手段は、原則として家族等の支援者が行うものとする。ただし、支援者による移送が困難であると判断した場合は、甲が移送支援を行うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請するものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を別施設へ誘導した場合など、避難所の利用を終了する際は、乙に避難所使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、避難所を原状に復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(費用負担)

第11条 避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって乙の施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 甲が負担する管理運営に係る費用については、次の範囲とする。

(1) 第2条及び第3条に規定する者の宿泊費用(食事、入浴等の提供料金を含む。)

(2) 避難所の管理運営に係る光熱費等

(3) その他の業務で、甲が必要と認めるもの

(請求及び支払)

第12条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(情報の不開示)

第13条 甲は、本協定で知り得た避難所の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報、第三者に提供してはならない。

(意見交換会)

第14条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換会を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

(損害補償)

第15条 避難所の開設及び管理運営業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区瑞江二丁目6番16号  
株式会社ユリ・エンタープライズ  
代表取締役 由利 享史

乙 大阪府大阪市浪速区難波中一丁目15番15号  
株式会社ホテルアンドアソシエイツ  
代表取締役 清水 雄一郎

乙 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
H.I.S.ホテルホールディングス株式会社  
代表取締役 岩間 雄二

乙 静岡県浜松市中区東伊場一丁目1番26号  
株式会社KTS東京オペレーション  
代表取締役 山下 智司

## 災害時におけるり災証明書発行に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）と東京消防庁江戸川消防署、東京消防庁葛西消防署及び東京消防庁小岩消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により災害時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる建物被害状況調査を円滑に行うため、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害発生に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、災害時におけるり災証明書の発行及びその根拠となる建物被害状況調査に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第2条 甲と乙とは、災害発生後に協議を行い、連携してり災証明書の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。

- （1）建物被害状況調査開始時期に関する事
- （2）建物被害状況調査体制に関する事
- （3）情報の共用に関する事
- （4）り災証明書発行場所に関する事
- （5）り災証明書発行窓口業務に関する事
- （6）り災証明書発行開始時期及び終期に関する事
- （7）その他必要な事項に関する事

（被災者生活再建支援システムの活用）

第3条 甲は、乙が建物被害状況調査業務を行う場合において、被災者生活再建支援システムから出力した調査票（り災状況記録票）を乙に提供する等、必要に応じ当該システムを活用するものとする。

（被災情報の提供）

第4条 甲は、乙が建物被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙の求めに応じて、被災者の情報（住民基本台帳及び固定資産課税台帳のうち家屋課税台帳に係る情報）を提供する。

2 乙は、甲がり災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、建物被害状況調査結果の情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

（発行窓口業務）

第5条 乙は、甲が開設するり災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

（情報管理）



第6条 甲及び乙は、第4条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第7条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項及び第3項の規定による業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第4条第2項の規定による業務以外の目的に使用してはならない。

(個人情報保護手続の完了)

第8条 甲は、本協定の締結に当たり、個人情報の外部提供及び本人外収集について、江戸川区個人情報保護条例(平成6年3月31日江戸川区条例第1号)、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成13年3月27日江戸川区条例第20号)の規定に基づき、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会の承認を得る等必要な手続を完了しておかなければならない。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和2年10月26日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、4通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月26日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区中央二丁目9番13号  
東京消防庁江戸川消防署  
署 長 久貝 壽之

乙 東京都江戸川区中葛西一丁目29番1号  
東京消防庁葛西消防署  
署 長 山田 羊一

乙 東京都江戸川区鹿骨二丁目42番11号  
東京消防庁小岩消防署  
署 長 西原 良徳

## 災害時における帰宅困難者支援及び緊急避難に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東亜物流株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下の各号に掲げる事項について定めることを目的とする。

（1）江戸川区内で大規模な地震が発生した場合（以下「震災時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用すること。

（2）江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、緊急避難施設として利用すること。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）帰宅困難者 震災時において、交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（2）緊急避難施設 水害時において、浸水しない地域及び小中学校等の待避施設へ避難する時間がない場合、又は避難に困難を要する場合に緊急避難する施設をいう。

（3）地域住民等 地域住民、通勤者、通学者、観光客などをいう。

（帰宅困難者支援に関する協力要請）

第3条 甲は、震災時に必要が生じたときは、乙に対して以下の各号に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供

（2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で乙が提供する施設は別紙のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れは、3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（緊急避難に関する協力要請）

第4条 甲は、水害時に必要が生じたときは、乙に対して別紙に掲げる施設を緊急避難施設として地域住民等に使用させることについて協力を要請することができる。

2 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 別紙に掲げる緊急避難施設は、江戸川区地域防災計画に定める待避施設に位置づけられるものではない。

(管理運営)

第5条 別紙に掲げる帰宅困難者の一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において乙が行うものとする。

2 別紙に掲げる緊急避難施設の管理運営は、甲の責任において乙が行うものとする。ただし、緊急避難施設周辺が水没するおそれがある場合には、地域住民等に対して緊急避難施設の開放のみ行うものとする。

(施設の使用期間)

第6条 別紙に掲げる帰宅困難者の一時滞在施設を開設した場合の使用期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請するものとする。

2 別紙に掲げる緊急避難施設を開設した場合の使用期間は、水害時において地域住民等が身の危険を感じたときから、その施設周辺の水害が収束するまでとする。

(施設の終了)

第7条 甲は、第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(周知)

第8条 甲及び乙は、本協定の内容を地域住民等に対して周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(費用負担)

第9条 本協定において、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 一時滞在施設及び緊急避難施設の管理運営に係る光熱費等

(2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第10条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第11条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、別紙に掲げる帰宅困難者の一時滞在施設及び緊急避難施設に避難してきた地域住民等が、乙の責に帰さない事由により引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月26日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区一之江一丁目9番13号  
東亜物流株式会社  
代表取締役 森本 勝也

震災時における帰宅困難者の一時滞在施設一覧

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
東亜物流 本社ビル	江戸川区一之江一丁目9番 13号	8階レストルー ム（52m <sup>2</sup> ）	15人
		3階 保管庫 （200m <sup>2</sup> ）	50人

水害時における緊急避難施設一覧

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
東亜物流 本社ビル	江戸川区一之江一丁目9番 13号	8階レストルー ム（52m <sup>2</sup> ）	15人
		3階 保管庫 （200m <sup>2</sup> ）	50人

## 無人航空機による情報収集等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ハミングバード（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機による情報収集等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（位置づけ）

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、甲の要請により、甲が指定する場所において、別途「無人航空機による情報収集等に関する協定」実施細目（以下「実施細目」という。）に定める方法により、乙が無人航空機による空撮を行うことをいう。

（実施条件）

第3条 乙は、実施細目に定める協力業務の実施条件を満たし、かつ無人航空機の安全な飛行が可能と乙が判断した場合に限り、協力業務を実施するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、協力業務の要請を行うことができるものとする。

2 前項の要請は、原則として協力業務要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務履行）

第5条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において速やかに協力業務に応えるものとする。

2 乙は、甲からの要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。なお、協力業務を中断した場合には、甲へ通知するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項に基づく甲の要請に協力したときは、協力業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（第三者の従事）

第7条 乙は、甲の承諾を得た上で、本協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者に従事させることができるものとする。

（費用負担）

第8条 本協定により乙が実施した協力業務の費用については、実施細目に定めるとおりとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（損害賠償）

第10条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、本協定に基づく協力業務をその本旨に従って遂行しないとき、又は本協定に基づく協力業務に瑕疵があったときは、これによって甲に生じた損害をこれらの要件（損害額を含む。）が客観的に証明された場合に限り、実施細目に定めるとおり賠償するものとする。ただし、身体及び財物上の損害以外については損害賠償義務を負わない。

2 甲は前項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもって乙に通知するものとする。

（免責）

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、乙は、次の各号の損害については、一切の責任を負わない。

（1）地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害

（2）甲がデータを第三者に提供又は開示したことにより生じた損害

（3）その他甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害

（防災訓練等への参加）

第12条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。なお、費用については、実施細目に定めるとおりとする。

（権利の帰属）

第13条 協力業務により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可無く第三者に提供又は開示をしないものとする。

（有効期間）

第14条 本協定の有効期間は、令和2年11月11日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第15条 乙は、無人航空機による情報収集活動にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（協議）

第16条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月11日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都港区赤坂二丁目23番1号  
株式会社ハミングバード  
代表取締役 鈴木 伸彦



## 「無人航空機による情報収集等に関する協定」実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ハミングバード（以下「乙」という。）は、令和2年11月11日締結の無人航空機による情報収集等に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の実施方法、実施条件及び費用負担等について定めるものとする。

（協力業務の実施方法）

第1条 協定第2条に規定する協力業務の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）協力業務の実施工エリアは、原則として江戸川区内とする。

（2）協力業務は乙の従事者2名体制で行い、甲の職員立会いの上実施するものとする。

（3）協力業務の1回あたりの飛行時間は20分以内、1日あたりの飛行回数は5回以内、出動する無人航空機は1台を原則とする。

（4）前各号に定めのない事項については、甲及び乙で協議の上決定する。

（協力業務の実施条件）

第2条 協定第3条に規定する協力業務の実施条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）降雨、降雪、降雹及び落雷等がなく、地上での風速が毎秒5メートル以下であり、

かつ、日の出前、日の入り後でないこと。

（2）GPS電波の受信状況が乙の規定範囲内（GPS取得数8以上）であること。

（3）飛行高度が150メートル未満であること。

（4）直径5メートル以上の水平な離着陸場所が確保できること。

（5）飛行範囲が機体を目視で確認できる範囲内であること。

（データの提供）

第3条 乙は、協力業務実施後に撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲の職員立会いの上確認し、データが保存された記録媒体を原則として撮影当日に甲の職員に渡すものとする。

2 前項に定める記録媒体の引渡しをもって、乙の協力業務を完了とする。

3 空撮結果が天候、周囲の環境等により左右されることに鑑み、乙は、データの画質、枚数及びデータ量等が甲の利用目的に合致することを保障しないものとする。

（費用負担）

第4条 協定第8条に規定する協力業務の費用については、下記のとおりとする。

記

1時間あたりの空撮料金 32,000円（税抜）

諸経費一式 14,000円（税抜）

諸経費等に変更がある場合、乙は甲へ通知するものとする。

2 乙が協力業務に応じた後に乙の責めに帰さない事由によって空撮が実施できなかった場合においても、乙は、甲に対して諸経費及び協定第7条に規定する第三者への支払が生じた場合の費用全額を請求できるものとする。

3 現地において無人航空機用バッテリーの充電が必要となった場合にかかる費用は、甲の負担とする。

(支払方法)

第5条 甲は、協力業務の費用を乙が発行した請求書の到達後30日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(必要な措置)

第6条 甲は、関係機関への届出、私有地を飛行させる場合の地権者との調整等、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第7条 協定第10条第1項に規定する損害賠償については、身体上の損害は1事故1億1,000万円、財物上の損害は1事故6,000万円を限度として賠償するものとする。

(防災訓練等への参加費用)

第8条 協定第12条に規定する費用については、乙から事前に見積書を提示した上で甲及び乙の協議により決定するものとする。

(訓練場所の提供)

第9条 甲は、乙より無人航空機の操作訓練等の実施場所の提供依頼があった場合には提供に努めるものとする。

(紛争の解決)

第10条 協定について紛争が生じたときは、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(連絡体制・手段)

第11条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先(平常時及び緊急時)を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、災害時に江戸川区内において甲と連絡が取れない場合は、以下に示す連絡手段の活用を行うものとする。

(1) 区立小・中学校等に設置している災害時特設公衆電話の利用

(2) 区役所、各事務所などへの直接伝令

(付則)

この実施細目は、令和2年11月11日から適用する。

## 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ザシティ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供

（2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供

（3）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で乙が提供する施設は次のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れは、3.3㎡につき2人の収容を目安とする。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
BELLE CITY THE CITY 篠 崎店	江戸川区篠崎町七丁目31番15号	1階客室(648㎡)	393人
		2階客室(550㎡)	333人

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（管理運営）

第4条 乙が前条第1項の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間）

第5条 第3条第1項の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により

期間を延長する必要が生じた場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請をするものとする。

(施設の終了)

第6条 甲は、第3条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

(1) 一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等

(2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払)

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、令和2年11月20日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番8号  
株式会社ザシティ  
代表取締役 三田 吉人

## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（通所）

江戸川区（以下「甲」という。）とポアプラス株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を江戸川区地域防災計画に定める福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設が受け入れる対象者（以下「要支援者」という。）は、次に掲げる避難行動要支援者のうち、社会福祉施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者をいう。

（1）要介護認定3

（2）その他江戸川区長が認めた者

（家族等の支援者）

第3条 福祉避難所においては、前条に規定する者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者（以下「支援者」という。）を受け入れるものとする。

（指定施設）

第4条 本協定に基づき、福祉避難所として指定する施設（以下「本件施設」という。）は以下のとおりとする。なお、要支援者の受入れは、4㎡につき1人（支援者がいる場合は4㎡につき2人）の収容を目安とする。

名称	所在地	使用床面積	収容人数
デイサービスうりぼう倶楽部	江戸川区平井三丁目19番20号	61.4㎡	15人

（受入れ場所）

第5条 本件施設のうち要支援者及び支援者（以下「要支援者等」という。）の受入れ場所として使用する範囲は、別紙のとおりとする。

2 前項に規定する範囲のほか、本件施設の空床も使用するものとする。

（目的外使用の禁止）

第6条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（福祉避難所として利用できる施設の周知）

第7条 甲は、本件施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（福祉避難所の開設及び管理運営）

第8条 甲は、災害時において、福祉避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができるものとする。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する際、原則として福祉避難所開設通知書

(第1号様式)によりその旨を通知するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第2項の規定により福祉避難所の開設通知を受けた場合、福祉避難所を開設し、管理運営を行うものとする。

4 乙は、前項の管理運営において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 要支援者等の日常生活上の支援及び相談
- (2) 避難所の管理運営のために必要な当直者の配置
- (3) 第2条及び第3条に規定する者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

5 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

6 乙は、福祉避難所の管理運営に係る事故等の責任を負わないものとする。

(サービスの休止)

第9条 乙は、前条に基づく福祉避難所の開設通知があったときは、通所介護サービスの提供を休止し、福祉避難所の管理運営を行う。ただし、自ら被災する等やむを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

(施設の緊急点検)

第10条 乙は、江戸川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに本件施設の緊急点検を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する緊急点検を行い、本件施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一次的判断を行い、甲にその状況等を報告する。

3 乙は、自らが被災する等やむを得ない事情により、利用者等の安全確保、本件施設の緊急点検に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(緊急対応要員)

第11条 乙は、福祉避難所を円滑に開設するため、乙の従業員から緊急対応要員を指名し、平常時においてあらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

2 緊急対応要員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本件施設の閉館時における解錠
- (2) 本件施設の緊急点検
- (3) 発災初期における甲との連絡調整
- (4) 要支援者等の受入れ

(避難者名簿の作成)

第12条 乙は、第2条及び第3条の規定により要支援者等を受け入れるときは、要支援者等の氏名、年齢、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとする。

(ボランティアの派遣要請)

第13条 乙は、第2条に規定する者の生活に必要な援助を行うために必要があると認めるときは、甲に対して、ボランティアの派遣を要請できるものとする。

(利用対象者の避難手段)

第14条 第2条に規定する者の避難手段は、原則として支援者が行うものとする。ただし、支援者による移送が困難であると判断した場合は、甲が移送支援を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する移送支援を行う場合、乙に協力を求めることができる。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第16条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、福祉避難所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

(開設期間)

第17条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

(福祉避難所の終了)

第18条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を本件施設以外へ誘導した場合など、本件施設の福祉避難所としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(備蓄及び訓練)

第19条 甲及び乙は、災害時に備えて、飲料水及び食料等の備蓄に努めるものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

(費用負担)

第20条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって本件施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 甲が負担する管理運営に係る費用については、次の範囲とする。

(1) 要支援者及び支援者の支援に係る物資等の費用及び光熱費等

(2) 要支援者及び支援者の移送に係る燃料等の経費

(3) 第9条の規定によりサービスを休止したことによる損失補償

(4) その他の業務で、甲が必要と認めるもの

(請求及び支払)

第21条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(意見交換会)

第22条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換会を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

( 損害補償 )

第 2 3 条 福祉避難所の開設及び管理運營業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第 1 0 号)によるものとする。

( 有効期間 )

第 2 4 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 2 5 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区松島四丁目 2 0 番 4 号  
ポアプラス株式会社  
代表取締役 木山 健



## 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（通所）

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ついでる（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を江戸川区地域防災計画に定める福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第2条 本協定により開設する施設が受け入れる対象者（以下「要支援者」という。）は、次に掲げる避難行動要支援者のうち、社会福祉施設、医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者をいう。

（1）要介護認定3

（2）その他江戸川区長が認めた者

（家族等の支援者）

第3条 福祉避難所においては、前条に規定する者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者（以下「支援者」という。）を受け入れるものとする。

（指定施設）

第4条 本協定に基づき、福祉避難所として指定する施設（以下「本件施設」という。）は以下のとおりとする。なお、要支援者の受入れは、4㎡につき1人（支援者がいる場合は4㎡につき2人）の収容を目安とする。

名称	所在地	使用床面積	収容人数
デイサービス絶好調	江戸川区一之江六丁目7番14号	48.6㎡	10人

（受入れ場所）

第5条 本件施設のうち要支援者及び支援者（以下「要支援者等」という。）の受入れ場所として使用する範囲は、別紙のとおりとする。

2 前項に規定する範囲のほか、本件施設の空床も使用するものとする。

（目的外使用の禁止）

第6条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（福祉避難所として利用できる施設の周知）

第7条 甲は、本件施設を地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（福祉避難所の開設及び管理運営）

第8条 甲は、災害時において、福祉避難所として利用する必要が生じた場合、乙の指定した場所を福祉避難所として開設することができるものとする。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する際、原則として福祉避難所開設通知書

(第1号様式)によりその旨を通知するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭又は電話により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第2項の規定により福祉避難所の開設通知を受けた場合、福祉避難所を開設し、管理運営を行うものとする。

4 乙は、前項の管理運営において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 要支援者等の日常生活上の支援及び相談
- (2) 避難所の管理運営のために必要な当直者の配置
- (3) 第2条及び第3条に規定する者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (4) その他甲の要請により、乙が応じられる事項

5 甲は、乙に食料品、生活物資等を供給するものとする。

6 乙は、福祉避難所の管理運営に係る事故等の責任を負わないものとする。

(サービスの休止)

第9条 乙は、前条に基づく福祉避難所の開設通知があったときは、通所介護サービスの提供を休止し、福祉避難所の管理運営を行う。ただし、自ら被災する等やむを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

(施設の緊急点検)

第10条 乙は、江戸川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに本件施設の緊急点検を行わなければならない。

2 乙は、前項に規定する緊急点検を行い、本件施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一次的判断を行い、甲にその状況等を報告する。

3 乙は、自らが被災する等やむを得ない事情により、利用者等の安全確保、本件施設の緊急点検に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(緊急対応要員)

第11条 乙は、福祉避難所を円滑に開設するため、乙の従業員から緊急対応要員を指名し、平常時においてあらかじめ甲に対して文書により報告するものとする。

2 緊急対応要員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本件施設の閉館時における解錠
- (2) 本件施設の緊急点検
- (3) 発災初期における甲との連絡調整
- (4) 要支援者等の受入れ

(避難者名簿の作成)

第12条 乙は、第2条及び第3条の規定により要支援者等を受け入れるときは、要支援者等の氏名、年齢、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとする。

(ボランティアの派遣要請)

第13条 乙は、第2条に規定する者の生活に必要な援助を行うために必要があると認めるときは、甲に対して、ボランティアの派遣を要請できるものとする。

(利用対象者の避難手段)

第14条 第2条に規定する者の避難手段は、原則として支援者が行うものとする。ただし、支援者による移送が困難であると判断した場合は、甲が移送支援を行うものとする。

2 甲は、前項に規定する移送支援を行う場合、乙に協力を求めることができる。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時において、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第16条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、福祉避難所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

(開設期間)

第17条 避難所等の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用許可期限延長の申請をするものとする。

(避難所等の終了)

第18条 甲は、災害の危険がなくなった場合、又は避難者を本件施設以外へ誘導した場合など、本件施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に福祉避難所使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(備蓄及び訓練)

第19条 甲及び乙は、災害時に備えて、飲料水及び食料等の備蓄に努めるものとする。

2 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。

(費用負担)

第20条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び避難者によって本件施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

3 甲が負担する管理運営に係る費用については、次の範囲とする。

(1) 要支援者及び支援者の支援に係る物資等の費用及び光熱費等

(2) 要支援者及び支援者の移送に係る燃料等の経費

(3) 第9条の規定によりサービスを休止したことによる損失補償

(4) その他の業務で、甲が必要と認めるもの

(請求及び支払)

第21条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、避難所使用費用請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(意見交換会)

第22条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換会を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

( 損害補償 )

第 2 3 条 福祉避難所の開設及び管理運營業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第 1 0 号)によるものとする。

( 有効期間 )

第 2 4 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 2 5 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都港区三田五丁目 1 1 番 1 0 号サンヒルズビル 4 F  
株式会社ついでる  
代表取締役 岩本 好史

## 災害時における食料品の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社東京支店（以下「乙」という。）との間において、令和2年9月3日付で締結された江戸川区と大塚製薬株式会社との包括連携協定書（以下「原協定書」という。）第2条第3号に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害対策基本法（昭和36年法律第223条）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う食料品の調達業務に関して必要な事項を定め、災害応急対応業務の充実及び被災住民の生活安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して、別紙掲げる食料品（以下「応急物資」という。）の供給について要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前二項に基づく甲からの要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、当該要請に基づき、応急物資を甲に供給するよう努める。

（応急物資の引渡し）

第3条 応急物資の引渡し場所は、甲及び乙が事前に協議の上定め、かつ、甲が前条第2項により要請する場所とする。ただし、当該引渡し場所は以下の条件をいずれも満たす場所とする。

（1）応急物資を積み降ろすためのフォークリフトを使用できる場所であること

（2）最大積載量10トンのトラックによる応急物資の積み降ろしが可能な場所であること

（3）前各号の他、応急物資の引渡しに必要と乙が判断する条件

2 前項に基づき甲が要請する場所における応急物資の引渡しは、交通途絶その他のやむを得ない事情により困難であると乙が判断した場合、応急物資の引渡し場所は、大塚倉庫株式会社首都圏中央センター（千葉県浦安市千鳥11番地1）とする。

3 第1項のほか、応急物資の引渡しの際は、事前に配送時間及び配送数量等を双方確認するものとし、引渡し場所においても、甲及び乙の双方が品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条第1項の規定に基づく甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

( 1 ) 乙が甲に供給した応急物資の代金等の費用

( 2 ) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

( 請求及び支払 )

第 6 条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、自己の名義又は乙が指定する第三者の名義をもって費用請求書(第 3 号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

( 損害補償 )

第 7 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第 1 0 号)によるものとする。

( 有効期間 )

第 8 条 本協定の有効期間は、令和 2 年 1 2 月 1 7 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 原協定書との関係 )

第 9 条 本協定書に定めのない事項のうち、原協定書に定めのある事項については、原協定書の定めに従うものとする。

( 協議 )

第 1 0 条 本協定書に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 1 2 月 1 7 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都千代田区神田司町二丁目 9 番  
大塚製薬株式会社  
ニュートラシューティカルズ事業部  
東京支店支店長 池内 呉郎

## 災害時における物資集積場所運営及び物資輸送の協力等に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社城東主管支店（以下「乙」という。）とは、江戸川区内において地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の支援協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が乙の所有する施設を臨時の物資集積場所として利用し、物資の受入れ、仕分け、保管管理、出庫及び避難所等への輸送に関する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （支援協力の内容）

第2条 地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における乙の支援協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）他の自治体からの救援物資等の臨時の物資集積場所として、乙の保有する施設の一部を提供すること。
- （2）乙施設内に設置した物資集積場所における救援物資等の荷捌きや保管等を円滑に対応するため、人員を配置すること。
- （3）乙施設内に設置した物資集積場所において、荷捌きを円滑に実施するため、乙の所有するフォークリフト等の資機材を提供すること。
- （4）乙施設内に設置した物資集積場所から、救援物資等を甲が指定する避難所等へ輸送すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことが必要と判断したこと。

### （協力の要請）

第3条 甲は、前条に規定する支援協力を乙に要請する場合は、要請書（別紙1）を乙に対し提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭にて要請できるものとし、事後、速やかに同要請書を提出するものとする。

2 前項の要請を受けた場合、乙は、可能な限り支援協力を努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りでない。

3 乙は、対応可能な支援協力の内容について、協力可能事項等措置状況報告書（別紙2）により甲に連絡する。

### （連絡責任者）

第4条 本協定に基づく支援協力に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

（1）甲：危機管理室防災危機管理課長

（2）乙：安全推進課長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について事前に協議し定めておくものとする。

### （車両の通行）

第5条 甲は、乙が第2条の支援協力により物資の輸送等を行う場合は、車両を緊急又

は優先車両として通行できるよう配慮に努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が第2条の支援協力を要した費用(以下「費用」という。)は、甲が負担するものとする。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、費用について、乙から適法な支払請求書を受領してから30日以内に、乙に支払うものとする。

(甲乙の解除権)

第7条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

(1) ア 法人の役員等(役員又はその設置校若しくは教育・研究組織等の代表者をいう。以下この号において同じ。)若しくは使用人が、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に定める無差別大量殺人行を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行を行った団体をいう。以下同じ。)の威力又は関係者を利用するなどしているとき。

(3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用し、又は実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。

(6) 委託又は資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する者を委託又は資材等の購入契約そ



の他の契約を行っていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲又は乙が相手方に対して当該契約の解除を求め、相手方がこれに従わないとき。

2 前項第1号から第6号までに該当するおそれがあると認めるときは、甲又は乙は、相手方が甲又は乙の役職員の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（協定書の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から更新拒絶の意思表示がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。

（実施の細目）

第11条 本協定の実施に関し、必要な計画その他の細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（疑義等の決定）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都墨田区立川四丁目17番1号  
ヤマト運輸株式会社城東主管支店  
支店長 大場 浩二

## 大規模水害時における緊急避難建物としての使用に関する協定書

江戸川区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社城東主管支店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内に洪水、高潮、豪雨による大規模な水害（以下「水害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所有する施設の一部を近隣住民等に緊急かつ一時的な避難建物（以下「水害緊急避難建物」という。）として利用するために必要な事項を定めることを目的とする。

（水害緊急避難建物の指定）

第2条 本協定において、水害緊急避難建物とは別紙に掲げる施設とする。

（水害緊急避難建物の周知）

第3条 甲は、前条の施設を水害緊急避難建物として、区民等に周知するものとする。

（水害緊急避難建物の開放）

第4条 乙は、水害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲からの要請を受けた場合、又は区民等が緊急に退避を要する場合、第2条の施設を水害緊急避難建物として開放するものとする。

2 前項に規定する施設の開放は、当該施設の周辺に水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に行うものとする。

3 乙は、第1項の規定により水害緊急避難建物が開放された場合、区民等の避難誘導に協力するよう努めるものとする。

4 乙は、第2条の施設のほか、乙が管理する区内の他施設においても開放に努めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、水害緊急避難建物として施設を使用させたときは、甲に報告するものとする。

（使用期間）

第6条 水害緊急避難建物として使用することができる期間は、水害緊急避難建物の開放したときから洪水警報の解除などの浸水被害のおそれなくなるときまでとする。

（水害緊急避難建物の使用等に係る留意事項の周知）

第7条 甲は、水害緊急避難建物の使用等に関し、区民等に対して次の事項について、あらかじめ周知するよう努めるものとする。

（1）水害からの避難は、災害発生前の気象情報や甲が発令する避難勧告等に従って、早期に安全な場所へ避難することが基本であること。

（2）水害緊急避難建物は、目前急迫の水害危険にさらされた場合の緊急一時的な退避にのみ使用するものであり、当該施設に依存し、早期の避難行動を怠ることがあってはならないこと。

（3）水害緊急避難建物は、全ての避難者の確実な収容が保障されるものではないこと。

( 4 ) 水害緊急避難建物は、前条に定める期間において一時的に使用するものであり、甲が開設する避難所等とは異なり、避難者の継続的な滞在等を予定したものではないこと。

( 5 ) 平常時において区民等は、施設管理者等の許可なく水害緊急避難建物に立ち入ってはならないこと。

( 経費の負担 )

第 8 条 本件施設の使用料については、無償とする。ただし、施設を開放したことに起因して発生した施設の棄損等の復旧に要する経費（人件費は含まない。）の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

( 損害補償 )

第 9 条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号）によるものとする。

( 甲乙の解除権 )

第 10 条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。この場合には、何ら催告を要しないものとする。

( 1 ) ア 法人の役員等（役員又はその設置校若しくは教育・研究組織等の代表者をいう。以下この号において同じ。）若しくは使用人が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に定める無差別大量殺人行を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。

( 2 ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用するなどしているとき。

( 3 ) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。

( 4 ) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

( 5 ) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用し、又は実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名

を騙るなどしているとき。

(6) 委託又は資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 第1号から第5号までのいずれかに該当する者を委託又は資材等の購入契約その他の契約を行っていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲又は乙が相手方に対して当該契約の解除を求め、相手方がこれに従わないとき。

2 前項第1号から第6号までに該当するおそれがあると認めるときは、甲又は乙は、相手方が甲又は乙の役職員の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

(乙の解除権)

第11条 乙は、やむを得ない事由により、災害発生時における支援及び協力が困難と判断した場合は、第13条の有効期間内であっても、書面で通知して本協定を解除することができるものとする。

(連絡責任者)

第12条 本協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ次のとおり連絡責任者を定めるものとする。

(1) 甲：危機管理室防災危機管理課長

(2) 乙：安全推進課長

2 甲及び乙は、連絡責任者の氏名、連絡先を相互に通知するものとし、その変更があったときも同様とする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年12月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都墨田区立川四丁目17番1号  
ヤマト運輸株式会社城東主管支店  
支店長 大場 浩二

## 災害時における妊産婦等支援活動等の連携に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会江戸川地区分会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が妊産婦及び乳児（以下「妊産婦等」という。）を支援する活動（以下「妊産婦等支援活動」という。）を行う際に乙の協力を得ることにより、妊産婦等支援活動の円滑化を図ることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において協力するものとする。

（1）妊産婦等に対する心身のケアの実施

（2）その他甲乙協議の上、必要と認められる業務

（覚書の締結）

第3条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、別に覚書等により定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区南葛西六丁目27番4号  
公益社団法人東京都助産師会江戸川地区分会  
会長 板橋 知子

## 防災情報の外国語翻訳等に関する覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と在日本大韓国民団東京江戸川支部（以下「乙」という。）とは、防災情報の外国語翻訳等について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、江戸川区内で災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）又はその他必要な場合において、甲が、乙に防災情報の外国語翻訳等について協力を得るために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本覚書において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）「防災行政無線」とは、災害時の地域情報及び被害情報を迅速かつ正確に地域住民等に伝達できるよう整備された無線通信システムのことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の事項について必要が生じた場合は、乙に協力を要請することができる。

- （1）防災行政無線による放送を韓国語で行うこと
- （2）防災行政無線による放送の事前録音を韓国語で行うこと
- （3）防災行政無線による放送原稿の韓国語訳を行うこと
- （4）その他甲の要請により、乙が応じられること

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。

ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づく前条の業務に要した費用は、原則無償とする。

（連絡体制）

第5条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先（平常時及び緊急時）を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

（意見交換会）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換会を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第 8 条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも覚書の解除又は変更の申出がない場合、本覚書は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 9 条 本覚書に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書は、2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区東松本二丁目 1 7 番 5 号  
在日本大韓国民団東京江戸川支部  
支団長 朴 淳澈

## 大規模水害時における住民の自主的広域避難場所 確保支援に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社近畿日本ツーリスト首都圏（以下「乙」という。）との間において、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で共同検討開始の発令基準に該当する風水害が発生するおそれがある場合（以下「大規模水害時」という。）において、甲乙相互間の協力により甲の地域内の住民が宿泊施設を自主的広域避難場所として確保できるよう支援することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

#### 第2条

（1）自主的広域避難場所とは、個人の判断で自主的に確保する江戸川区外の浸水しない避難場所をいう。

（2）共同検討開始とは、江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）による広域避難の検討開始のことをいう。

### （協力内容）

第3条 乙は、甲の公式ホームページ等に乙のインターネット公式宿泊サイトの情報等を掲載できるよう協力する。

2 甲及び乙は、前項に基づく乙のインターネット公式宿泊サイト等の掲載について、事前に協議の上、準備しておくものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号



株式会社近畿日本ツーリスト首都圏  
代表取締役社長 大原 浩

## 大規模水害時における住民の自主的広域避難場所の 確保支援に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本シティホテル連盟（以下「乙」という。）との間において、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で共同検討開始の発令基準に該当する風水害が発生するおそれがある場合（以下「大規模水害時」という。）において、甲乙相互間の協力により甲の地域内の住民が宿泊施設を自主的広域避難場所として確保できるよう支援することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

#### 第2条

（1）自主的広域避難場所とは、個人の判断で自主的に確保する江戸川区外の浸水しない避難場所をいう。

（2）共同検討開始とは、江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）による広域避難の検討開始のことをいう。

### （協力内容）

第3条 乙は、甲の公式ホームページ等に乙の宿泊施設等の情報を掲載できるよう協力する。

2 甲及び乙は、前項に基づく乙の宿泊施設等の情報の掲載について、事前に協議の上、準備しておくものとする。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都千代田区鍛冶町二丁目4番8号

一般社団法人全日本シティホテル連盟  
代表理事会長 清水 嗣能

# 大規模水害時における住民の自主的広域避難場所の 確保支援に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都ホテル旅館生活衛生同業組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で共同検討開始の発令基準に該当する風水害が発生するおそれがある場合（以下「大規模水害時」という。）において、甲乙相互間の協力により甲の地域内の住民が宿泊施設を自主的広域避難場所として確保できるよう支援することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条

（1）自主的広域避難場所とは、個人の判断で自主的に確保する江戸川区外の浸水しない避難場所をいう。

（2）共同検討開始とは、江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）による広域避難の検討開始のことをいう。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の公式ホームページ等に乙の宿泊施設等の情報を掲載できるよう協力する。

2 甲及び乙は、前項に基づく乙の宿泊施設等の情報の掲載について、事前に協議の上、準備しておくものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都千代田区平河町二丁目5番5号  
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合  
理事長 工藤 哲夫

# 大規模水害時における住民の自主的広域避難場所の 確保支援に関する基本協定

江戸川区（以下「甲」という。）と日本旅館協会東京都支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で共同検討開始の発令基準に該当する風水害が発生するおそれがある場合（以下「大規模水害時」という。）において、甲乙相互間の協力により甲の地域内の住民が宿泊施設を自主的広域避難場所として確保できるよう支援することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条

（1）自主的広域避難場所とは、個人の判断で自主的に確保する江戸川区外の浸水しない避難場所をいう。

（2）共同検討開始とは、江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）による広域避難の検討開始のことをいう。

（協力内容）

第3条 乙は、甲の公式ホームページ等に乙の宿泊施設等の情報を掲載できるよう協力する。

2 甲及び乙は、前項に基づく乙の宿泊施設等の情報の掲載について、事前に協議の上、準備しておくものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都千代田区平河町二丁目5番5号  
日本旅館協会東京都支部  
支部長 石井 敏子

## 無人航空機による情報収集及び避難所等における警備業務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機による情報収集並びに避難所及びその他公共施設（以下「避難所等」という。）における警備業務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 本協定において「無人航空機」とは、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する航空機をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）無人航空機による災害現場の情報収集

（2）避難所等における警備業務

（3）上記（1）・（2）に付帯する業務で、甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （業務履行）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請書を受領したときは、可能な範囲で要請事項に応えるものとする。

2 乙が要請事項に応じることができる場合、甲に対し見積書を提出し、甲乙間において発注書・請書を取り交わすことにより個々の要請に応じるものとする。

3 乙は、甲からの要請に応じた後においても、乙は要請の基づく協力を中断することができる。なお、協力を中断する場合には、可能な限り事前に甲へ通知するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、第3条第1項に規定する甲の要請に協力したときは、報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （第三者の従事）

第6条 乙は、甲の承諾を得た上で、第3条第1項記載の要請事項の全部又は一部を乙以外の第三者に従事させることができるものとする。

### （費用負担）

第7条 本協定により乙が実施した要請事項の費用については、実施細目に定めるとお

りとする。

( 損害補償 )

第 8 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」( 昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第 1 0 号 ) によるものとする。

( 損害賠償 )

第 9 条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、本協定に規定する業務をその本旨に従って遂行しないとき、又は本協定に規定する業務に瑕疵があったときは、これによって甲に生じた損害をこれらの要件 ( 損害額を含む。 ) が客観的に証明された場合に限り、実施細目に定めるとおり賠償するものとする。ただし、身体及び財物上の損害以外の損害については損害賠償義務を負わない。

2 甲は前項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもって乙に通知するものとする。

( 免責 )

第 1 0 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、乙は、次の各号の損害については、一切の責任を負わない。

( 1 ) 災害、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害

( 2 ) 甲がデータを第三者に提供・開示したことにより生じた損害

( 3 ) 乙が甲の協力要請を断ったことにより生じた損害

( 4 ) 甲の従業員、甲の関係者の故意又は過失に基づく損害

( 5 ) その他甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害

( 防災訓練等への参加 )

第 1 1 条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に乙の業務に支障が出ない範囲内で参加協力するものとする。なお、費用については、実施細目に定めるとおりとする。

( 連絡体制・手段 )

第 1 2 条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先 ( 平常時及び緊急時 ) を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、災害時に江戸川区内において甲と連絡が取れない場合は、区立小・中学校等に設置している災害時特設公衆電話を利用することにより連絡を行うものとする。

( 実施細目 )

第 1 3 条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

( 契約解除 )

第 1 4 条 甲又は乙は、相手方が本協定の内容に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず当該違反が是正されない場合、本協定を解除することができるものとする。

( 有効期間 )

第 1 5 条 本協定の有効期間は、令和 3 年 1 月 2 2 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 守秘義務 )

第 1 6 条 甲及び乙は、本協定に関して相手方から知った情報は、本協定の履行にのみ使用するものとし、善良なる管理者の注意をもって管理し、これを第三者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

(合意管轄)

第17条 甲及び乙は、本協定及び本協定に付随する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月22日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都港区元赤坂一丁目6番6号  
総合警備保障株式会社  
代表取締役社長 青山 幸恭



## 無人航空機による情報収集に関する実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、令和3年1月22日締結の無人航空機による情報収集及び避難所等における警備業務に関する協定（以下「協定」という。）第3条第1項第1号に規定する乙が実施する無人航空機による情報収集（以下「情報収集」という。）について実施細目（以下「本細目」という。）を定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、本細目においても同じ意味を有する。

### （情報収集の実施方法）

第1条 情報収集の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）情報収集の実施エリアは、原則として江戸川区内とする。
- （2）情報収集は乙の従事者2名体制で行い、甲の職員立会いの上実施するものとする。
- （3）情報収集の1回あたりの飛行時間は20分以内、1日あたりの飛行回数は5回以内、出勤する無人航空機は1台を原則とする。
- （4）その他定めのない事項については、甲及び乙で協議の上決定する。

### （情報収集の実施条件）

第2条 乙は、次の各号掲げる実施条件のほか、航空法その他関係法令を遵守し、かつ無人航空機の安全な飛行が可能と乙が判断した場合に限り、情報収集を実施するものとする。

- （1）降雨、降雪、降雹及び落雷等がなく、地上での風速が毎秒5メートル以下であり、かつ、日の出前、日の入り後でないこと。
- （2）GPS電波の受信状況が乙の規定範囲内（GPS取得数8以上）であること。
- （3）飛行高度が150メートル未満であること。
- （4）直径5メートル以上の水平な離着陸場所が確保できること。
- （5）飛行範囲が機体を目視で確認できる範囲内であること。

### （データの提供）

第3条 乙は、情報収集実施後に撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲の職員立会いの上確認し、データが保存された記録媒体を原則として撮影当日に甲の職員に渡すものとする。

2 前項に定める記録媒体の引渡しをもって、乙の情報収集を完了とする。

3 空撮結果が天候、周囲の環境等により左右されることに鑑み、乙は、データの画質、枚数及びデータ量等が甲の利用目的に合致することを保障しないものとする。

### （費用負担）

第4条 協定第7条に規定する情報収集を甲の要請に基づき乙が一回行うあたりの費用については、以下のとおりとする。

空撮料金一式 195,000円（税抜）

諸経費一式 40,000円（税抜）

諸経費等に変更がある場合、乙は甲へ通知するものとする。

2 乙が情報収集に応じた後に乙の責めに帰さない事由によって空撮が実施できなかった場合においても、乙は、甲に対して諸経費及び協定第6条に規定する第三者への支払が生じた場合の費用全額を請求できるものとする。

3 現地において無人航空機用バッテリーの充電が必要となった場合にかかる費用は、甲の負担とする。

(支払方法)

第5条 甲は、第4条に定める情報収集にかかった費用を乙が発行した請求書の到達後30日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(必要な措置)

第6条 甲は、関係機関への届出、私有地を飛行させる場合の地権者との調整等、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、協定又は本細目に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき、協定又は本細目に基づく仕事の瑕疵があったとき、又は協定又は本細目に基づく義務に違反したときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件(損害額を含む。)が客観的に証明された場合に限り、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。

(防災訓練等への参加費用)

第8条 協定第11条に規定する費用については、乙から事前に見積書を提示した上で甲及び乙の協議により決定するものとする。

(訓練場所の提供)

第9条 甲は、乙より無人航空機の操作訓練等の実施場所の提供依頼があった場合には提供に努めるものとする。

(権利の帰属)

第10条 情報収集により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可なく第三者に提供又は開示をしないものとする。

(付則)

本細目は、令和3年1月22日から適用する。

## 避難所等の警備業務に関する実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）と総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、令和3年1月22日締結の無人航空機による情報収集及び避難所等における警備業務に関する協定（以下「協定」という。）第3条第1項第2号に規定する乙が実施する避難所等における警備業務について実施細目（以下「本細目」という。）を定めるものとする。なお、協定で定義された用語については、別段の定めがない限り、本細目においても同じ意味を有する。

### （出勤警備員の資格）

第1条 協定第3条第1項第2号の警備業務に従事する警備員（以下「出勤警備員」という。）は、原則として、警備業法第21条（警備業者等の責務）に定められた警備員教育をされている者を充てるものとする。

### （警備業務の内容）

第2条 協定第3条第1項第2号の警備業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）施設内常駐警備及び巡回警備
- （2）救援物資配分場所における列整理

### （費用負担）

第3条 甲が負担する協定第3条第1項第2号の警備業務に乙が要した費用は、原則として協定第4条第2項に基づき取り交わされた発注書・請書記載の金額に基づくものとするが、履行内容と発注書・請書記載の内容に齟齬がある場合、協定書第5条の報告書等、実施内容に基づき算出された金額を甲は乙に対し負担するものとする。

2 現地において警備業務を提供するために前項に定める以外の費用が発生した場合、当該費用は、甲の負担とする。

### （支払方法）

第4条 甲は、第3条に定める警備業務にかかった費用を乙が発行した請求書の到達後30日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

### （損害賠償）

第5条 協定第9条第1項に規定する損害賠償については、身体及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。

### （付則）

本細目は、令和3年1月22日から適用する。

## 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）と東京都江戸川区（以下「江戸川区」という。）は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び江戸川区が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに区勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

### （地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第3条 国土地理院及び江戸川区は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

### （災害対応等における協力）

第4条 国土地理院及び江戸川区は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

### （技術支援）

第5条 国土地理院及び江戸川区は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

### （窓口の設置）

第6条 国土地理院及び江戸川区は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

### （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び江戸川区のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年2月17日

茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院長 野田 勝

東京都江戸川区中央一丁目4番1号

東京都江戸川区長 齊藤 猛

## 災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京コンテナ工業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う段ボール製簡易ベッド等の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、区民の避難生活の早期安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「段ボール製簡易ベッド等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）卓上用パーテーション
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、段ボール製簡易ベッド等の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（引渡し）

第4条 段ボール製簡易ベッド等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により段ボール製簡易ベッド等を運搬する場合は、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定により段ボール製簡易ベッド等を供給したときは、その内容を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- （1）段ボール製簡易ベッド等の費用
- （2）段ボール製簡易ベッド等の運搬に係る燃料費

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第7条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。  
（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、令和3年3月3日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月3日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都千代田区神田小川町一丁目3番1号  
東京コンテナ工業株式会社  
代表取締役社長 黒崎 素弘

## 大規模水害時における緊急避難に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社アーネストワン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、甲が乙の所有する施設の一部を緊急避難施設として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）緊急避難施設 水害時において、浸水しない地域及び小中学校等の待避施設へ避難する時間がない場合、又は避難に困難を要する場合に緊急的に避難する施設をいう。

（2）地域住民等 地域住民、通勤者、通学者、観光客などをいう。

（緊急避難に関する協力要請）

第3条 甲は、水害時に必要が生じたときは、乙に対して別紙に掲げる施設を緊急避難施設として地域住民等に使用させることについて協力を要請することができる。

2 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 別紙に掲げる緊急避難施設は、江戸川区地域防災計画に定める待避施設に位置づけられるものではない。

（管理運営）

第4条 別紙に掲げる緊急避難施設の管理運営は、甲の責任において乙が行うものとする。ただし、緊急避難施設周辺が水没するおそれがある場合には、地域住民等に対して緊急避難施設の開放のみ行うものとする。

（施設の使用期間）

第5条 別紙に掲げる緊急避難施設を開設した場合の使用期間は、水害時において地域住民等が身の危険を感じたときから、その施設周辺の水害が収束するまでとし、乙がマンション管理業務を委託する管理会社所属の管理人勤務時間内（平日の午前8時から午前11時までの間）に水害が発生したときに限定する。なお、その期間以外の使用については、別途、甲乙が協議するものとする。

（施設の終了）

第6条 甲は、第3条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（地域住民等への周知）

第7条 甲及び乙は、本協定の内容を地域住民等に対して周知するために必要な措置を講ずるものとする。



( 居住者への周知 )

第 8 条 乙は、本協定の内容を第 3 条第 1 項の規定に基づいて使用する施設の居住者に対して周知するために必要な措置を講ずるものとする。

( 費用負担 )

第 9 条 本協定において、次に掲げる費用は甲が負担する。

( 1 ) 緊急避難施設の管理運営に係る光熱費等

( 2 ) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

( 請求及び支払 )

第 10 条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書 ( 第 3 号様式 ) により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

( 損害補償 )

第 11 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」( 昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号 ) によるものとする。

( 避難時の事故等に係る責任 )

第 12 条 乙は、別紙に掲げる緊急避難施設に避難した地域住民等が、乙の責に帰さない事由により引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

( 有効期間 )

第 13 条 本協定の有効期間は、当該施設の稼働日として別途甲乙協議の上双方記名押印する書面で定める日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 承継 )

第 14 条 本協定の締結後、乙が当該施設の区分所有権を第三者に譲渡した場合、乙は当該第三者に本協定を承継させるものとする。

2 前項の規定の適用に当たり、本協定において「乙」とあるものは「承継者」と読み替えるものとする。なお、乙は別途、当該施設の管理規約等に本協定を第三者に遵守させる旨を定めるものとする。

( 協議 )

第 15 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 19 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都西東京市北原町三丁目 2 番 2 2 号  
株式会社アーネストワン  
代表取締役社長 松林 重行

別紙（第3条関係）

施設名称	サンクレイドル平井
所在地	東京都江戸川区平井六丁目36番
使用範囲	3階～11階のエレベーターホール（約250㎡）
収容可能人数	約250人（ ）
避難経路	屋外避難階段
入口	非常口

避難者の受入れは、1㎡につき1人の収容を目安とする。

## 災害時における物流業務等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社Youライフ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し要請する物流業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）物資等 救援物資、食料、飲料水、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。

（3）物資輸送拠点 江戸川区地域防災計画に定める地域内輸送拠点のほか、災害時において区長が指定する施設をいう。

（4）避難所 江戸川区地域防災計画に定める避難所をいう。

（5）物流業務等 次に掲げる業務をいう。

ア 物資等の輸送

イ 物流業務に必要となる車両、施設、荷役機械又は資機材の供給

ウ フォークリフト運転技能講習修了者の派遣

エ アからウまでに掲げる業務のほか、甲乙協議により必要と認める業務

（6）供給車両 乙が所有する車両であって、災害時に本協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力要請）

第3条 甲は災害時、乙に対して物流業務等に関する協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第4条 乙は、第3条第1項に基づき協力したときは、報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条第1項の規定による要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、供給車両に係る費用については、災害発生直前の適正価格を参

考にして、甲乙協議の上、決定する。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は、第1項の費用について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求の日から起算して30日以内に乙に対して費用を支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙は、物流業務等の実施に当たって事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両を確保する等の必要な措置を講じて物流業務等を継続するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、物流業務等の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲乙協議の上、決定する。

（補償等）

第7条 甲は、本協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（保有車両等の報告）

第8条 乙は、甲に対し、毎年4月に車両保有台数及び供給可能台数を報告する。

（燃料の確保）

第9条 甲は、平常時から供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

（連絡体制等）

第10条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、令和3年4月26日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）

第12条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月26日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都台東区浅草五丁目2番11号  
株式会社Youライフ  
代表取締役 楊 晶晶

## 無人航空機による情報収集等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とスカイエース株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する無人航空機による情報収集等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（位置づけ）

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、甲の要請により、甲が指定する場所において、別途「無人航空機による情報収集等に関する協定」実施細目（以下「実施細目」という。）に定める方法により、乙が無人航空機による空撮を行うことをいう。

（実施条件）

第3条 乙は、実施細目に定める協力業務の実施条件を満たし、かつ無人航空機の安全な飛行が可能と乙が判断した場合に限り、協力業務を実施するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、協力業務の要請を行うことができるものとする。

2 前項の要請は、原則として協力業務要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務履行）

第5条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において速やかに協力業務に応えるものとする。

2 乙は、甲からの要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。なお、協力業務を中断した場合には、甲へ通知するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項に基づく甲の要請に協力したときは、協力業務報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（第三者の従事）

第7条 乙は、甲の承諾を得た上で、本協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者に従事させることができるものとする。

2 乙は、前項に規定する第三者の協力を得るために、乙が運営するドローンパイロットマッチングサービス「SORAeMON」を利用し、従事者を募集することができるものとする。

（費用負担）

第8条 本協定により乙が実施した協力業務の費用については、実施細目に定めるとお

りとする。

( 損害補償 )

第 9 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号)によるものとする。

( 損害賠償 )

第 10 条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、本協定に基づく協力業務をその本旨に従って遂行しないとき、又は本協定に基づく協力業務に瑕疵があったときは、これによって甲に生じた損害をこれらの要件(損害額を含む。)が客観的に証明された場合に関り、実施細目に定めるとおり賠償するものとする。ただし、身体及び財物上の損害以外については損害賠償義務を負わない。

2 甲は前項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもって乙に通知するものとする。

( 免責 )

第 11 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、乙は、次の各号の損害については、一切の責任を負わない。

( 1 ) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害

( 2 ) 甲がデータを第三者に提供又は開示したことにより生じた損害

( 3 ) その他甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害

( 防災訓練等への参加 )

第 12 条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に参加協力するものとする。なお、費用については、実施細目に定めるとおりとする。

( 権利の帰属 )

第 13 条 協力業務により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可無く第三者に提供又は開示をしないものとする。

( 有効期間 )

第 14 条 本協定の有効期間は、令和 3 年 4 月 27 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 守秘義務 )

第 15 条 乙は、無人航空機による情報収集活動にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

( 協議 )

第 16 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和3年4月27日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都目黒区東山一丁目5番4号  
スカイエーステート株式会社  
代表取締役 青木 達也



## 「無人航空機による情報収集等に関する協定」実施細目

江戸川区（以下「甲」という。）とスカイエース株式会社（以下「乙」という。）は、令和3年4月27日締結の無人航空機による情報収集等に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の実施方法、実施条件及び費用負担等について定めるものとする。

### （協力業務の実施方法）

第1条 協定第2条に規定する協力業務の実施方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）協力業務の実施エリアは、原則として江戸川区内とする。
- （2）協力業務は乙の従事者2名体制で行い、甲の職員立会いの上実施するものとする。
- （3）協力業務の1回あたりの飛行時間は20分以内、1日あたりの飛行回数は5回以内、出勤する無人航空機は2台を原則とする。
- （4）前各号に定めのない事項については、甲及び乙で協議の上決定する。

### （協力業務の実施条件）

第2条 協定第3条に規定する協力業務の実施条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）降雨、降雪、降雹及び落雷等がなく、地上での風速が毎秒5メートル以下であり、かつ、日の出前、日の入り後でないこと。
- （2）GPS電波の受信状況が乙の規定範囲内（GPS取得数8以上）であること。
- （3）飛行高度が150メートル未満であること。
- （4）直径5メートル以上の水平な離着陸場所が確保できること。
- （5）飛行範囲が機体を目視で確認できる範囲内であること。

### （データの提供）

第3条 乙は、協力業務実施後に撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲の職員立会いの上確認し、データが保存された記録媒体を原則として撮影当日に甲の職員に渡すものとする。

2 前項に定める記録媒体の引渡しをもって、乙の協力業務を完了とする。

3 空撮結果が天候、周囲の環境等により左右されることに鑑み、乙は、データの画質、枚数及びデータ量等が甲の利用目的に合致することを保障しないものとする。

### （費用負担）

第4条 協定第8条に規定する協力業務の費用については、下記のとおりとする。

#### 記

1時間あたりの空撮料金	50,000円（税抜）
諸経費一式	10,000円（税抜）

諸経費等に変更がある場合、乙は甲へ通知するものとする。

2 乙が協力業務に応じた後に乙の責めに帰さない事由によって空撮が実施できなかった場合においても、乙は、甲に対して諸経費及び協定第7条に規定する第三者への支払が生じた場合の費用全額を請求できるものとする。

3 現地において無人航空機用バッテリーの充電が必要となった場合にかかる費用は、甲の負担とする。

( 支払方法 )

第 5 条 甲は、協力業務の費用を乙が発行した請求書の到達後 30 日以内に乙が指定する金融口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

( 必要な措置 )

第 6 条 甲は、関係機関への届出、私有地を飛行させる場合の地権者との調整等、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

( 損害賠償 )

第 7 条 協定第 10 条第 1 項に規定する損害賠償については、身体上の損害は 1 事故 5 億円、財物上の損害は 1 事故 5 億円を限度として賠償するものとする。

( 防災訓練等への参加費用 )

第 8 条 協定第 12 条に規定する費用については、乙から事前に見積書を提示した上で甲及び乙の協議により決定するものとする。

( 訓練場所の提供 )

第 9 条 甲は、乙より無人航空機の操作訓練等の実施場所の提供依頼があった場合には提供に努めるものとする。

( 紛争の解決 )

第 10 条 協定について紛争が生じたときは、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

( 連絡体制・手段 )

第 11 条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先（平常時及び緊急時）を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、災害時に江戸川区内において甲と連絡が取れない場合は、以下に示す連絡手段の活用を行うものとする。

( 1 ) 区立小・中学校等に設置している災害時特設公衆電話の利用

( 2 ) 区役所、各事務所などへの直接伝令

( 付則 )

この実施細目は、令和 3 年 4 月 27 日から適用する。

## 災害時におけるオフィス用品等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社トミザワ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行うオフィス用品等の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対応業務の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「オフィス用品等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）オフィス家具
- （2）パーティション
- （3）電化製品
- （4）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、オフィス用品等の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（引渡し）

第4条 オフィス用品等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定によりオフィス用品等を供給したときは、その内容を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- （1）オフィス用品等の費用
- （2）オフィス用品等の運搬に係る燃料費
- （3）その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第7条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

( 損害補償 )

第 8 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 41 年 6 月 7 日江戸川区条例第 10 号)によるものとする。

( 有効期間 )

第 9 条 本協定の有効期間は、令和 3 年 7 月 8 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 10 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 7 月 8 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区東葛西六丁目 4 7 番 1 6 号  
株式会社トミザワ  
代表取締役 富沢 博

## 大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とアデコ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）が広域避難を呼びかける情報を発令し、かつ甲が江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金（以下「補助金」という。）の適用を公表した場合（以下「補助金交付決定時」という。）において、甲が乙の協力を得て、江戸川区民に対し交付する補助金の事務手続を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、補助金交付決定時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）補助金交付申請書類の郵送受付、審査及び給付に係る事務

（2）補助金交付事務に係るコールセンターの設置

（3）補助金振込データの作成及び提出

（4）補助金交付事務に係る各種通知の作成、印刷及び郵送

（5）補助金交付事務局の運営管理

（6）その他補助金交付に係る甲の指定する業務

（費用負担）

第3条 甲は、第2条の規定による業務に要した費用を乙に支払うものとし、費用の額については、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月14日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号  
アデコ株式会社  
代表取締役社長 川崎 健一郎

## 水害時における紅葉川高等学校運動場の 災害対策用車両の待避場所としての利用等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と東京都立紅葉川高等学校（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、乙の敷地内の運動場（以下「乙施設」という。）を甲が災害応急対策業務に使用する車両の待避場所として一時的に使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、水害時に必要が生じたときは、乙に対して車両待避場所の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （車両待避場所の範囲）

第3条 前条の規定に基づき、甲が車両待避場所として利用することができる範囲は、別添図面のとおりとする。

### （門扉の解錠）

第4条 車両待避場所としての利用を開始するにあたり、乙施設の門扉が施錠されている場合は、甲は、当該門扉の解錠を行うことができる。

2 前項の場合に係る乙施設の門扉の鍵の管理等については、別紙1に定めるものとする。

### （報告）

第5条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### （管理運営）

第6条 水害時における車両待避場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

### （使用期間）

第7条 水害時における乙施設の使用期間は、要請を受けたときから洪水警報・高潮警報・大雨警報の解除等により水害による被害のおそれなくなるまでの間又は水害が発生したときから水害が収束するまでの間とし、甲乙協議の上、決定する。

2 甲は、乙施設の使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、乙施設を原状に復し、乙の確認の上、引き渡すものとする。

3 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう努め、乙施設の使用を終了したときから、原則10日以内に乙施設の原状回復を行うものとする。ただし、水害収束後のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

### （費用負担）

第 8 条 第 2 条第 1 項の規定に基づく甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- ( 1 ) 乙施設の整備費
- ( 2 ) 乙施設の管理運営に係る光熱費等
- ( 3 ) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

( 請求及び支払 )

第 9 条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、費用請求書 ( 第 4 号様式 ) により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

( 損害補償 )

第 1 0 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」( 昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第 1 0 号 ) によるものとする。

( 有効期間 )

第 1 1 条 本協定の有効期間は、令和 3 年 7 月 1 4 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 1 2 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 3 年 7 月 1 4 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区臨海町二丁目 1 番 1 号  
東京都立紅葉川高等学校  
学校長 山寺 佳幸

## 災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社東京工場（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う段ボール製簡易ベッド等の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、区民の避難生活の早期安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「段ボール製簡易ベッド等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）卓上用パーテーション
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）紙製簡易トイレ
- （5）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、段ボール製簡易ベッド等の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（引渡し）

第4条 段ボール製簡易ベッド等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により段ボール製簡易ベッド等を運搬する場合は、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定により段ボール製簡易ベッド等を供給したときは、その内容を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- （1）段ボール製簡易ベッド等の費用
- （2）段ボール製簡易ベッド等の運搬に係る燃料費

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。



(請求及び支払)

第7条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書(第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和3年7月21日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月21日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 神奈川県大和市上草柳460  
王子コンテナ株式会社東京工場  
工場長 秋山 秀二

## 災害時における応急物資の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と王子ネピア株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急物資の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「応急物資」とは、次に掲げるものをいう。

（1）トイレットペーパー

（2）ティッシュペーパー

（3）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

（要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、応急物資の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

（引渡し）

第4条 応急物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により応急物資を運搬する場合は、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条第1項の規定により応急物資を供給したときは、その内容を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

（1）応急物資の費用

（2）応急物資の運搬に係る燃料費

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第7条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書（第3号様式）により、

請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和3年7月21日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月21日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都中央区銀座五丁目12番8号王子HD1号館  
王子ネピア株式会社  
代表取締役社長 用名 浩之

## 大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社近畿日本ツーリスト首都圏（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）が広域避難を呼びかける情報を発令し、かつ甲が江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金（以下「補助金」という。）の適用を公表した場合（以下「補助金交付決定時」という。）において、甲が乙の協力を得て、江戸川区民に対し交付する補助金の事務手続を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、補助金交付決定時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

（1）補助金交付申請書類の郵送受付、審査及び給付に係る事務

（2）補助金交付事務に係るコールセンターの設置

（3）補助金振込データの作成及び提出

（4）補助金交付事務に係る各種通知の作成、印刷及び郵送

（5）補助金交付事務局の運営管理

（6）その他補助金交付に係る甲の指定する業務

（費用負担）

第3条 甲は、第2条の規定による業務に要した費用を乙に支払うものとし、費用の額については、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月11日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏  
代表取締役社長 大原 浩

## 大規模水害時自主的広域避難補助金交付事務に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社パソナ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）が広域避難を呼びかける情報を発令し、かつ甲が江戸川区大規模水害時自主的広域避難補助金（以下「補助金」という。）の適用を公表した場合（以下「補助金交付決定時」という。）において、甲が乙の協力を得て、江戸川区民に対し交付する補助金の事務手続を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、補助金交付決定時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）補助金交付申請書類の郵送受付、審査及び給付に係る事務
- （2）補助金交付事務に係るコールセンターの設置
- （3）補助金振込データの作成及び提出
- （4）補助金交付事務に係る各種通知の作成、印刷及び郵送
- （5）補助金交付事務局の運営管理
- （6）その他補助金交付に係る甲の指定する業務

（費用負担）

第3条 甲は、第2条の規定による業務に要した費用を乙に支払うものとし、費用の額については、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年8月30日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  
株式会社パソナ  
代表取締役 中尾 慎太郎

## 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第 2 条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （ 1 ）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- （ 2 ）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- （ 3 ）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （ 4 ）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

### （協力の要求等）

第 3 条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- （ 1 ）災害時等の状況
- （ 2 ）協力の内容
- （ 3 ）協力の期間
- （ 4 ）協力の場所
- （ 5 ）その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第 2 条第 1 項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前 2 項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

#### (自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

#### (協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

#### (都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

#### (他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和22年法律第226号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

#### (その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都

代表者 東京都知事

小池 百合子

都内23特別区(別表のとおり)

代表者 江東区長(特別区長会会長)

山崎 孝明

都内26市(別表のとおり)

代表者 町田市長(東京都市長会会長)

石阪 丈一

都内13町村(別表のとおり)

代表者 瑞穂町長(東京都町村会会長)

杉浦 裕之



(別表)

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

## 災害時における一時滞在施設等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と南小岩六丁目地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）の施行者である南小岩六丁目地区市街地再開発組合（以下「乙」という。）は、本事業により整備される 街区の施設建築物（以下「当該施設」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、乙は本協定を、当該施設の区分所有者らで構成する 街区管理組合（以下「街区管理組合」という。）に対して承継するものとし、甲はこれをあらかじめ承諾する。なお、本協定は防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱（平成24年4月6日付国都市第341号、平成30年3月30日付改正国都市第125号）第7 選択要件第1項第一号イに基づき、甲との間で締結される。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が 街区管理組合の管理する当該施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設及び一時避難場所（以下「一時滞在施設等」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とし、本協定締結後一時滞在施設等は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき江戸川区防災会議が策定する地域防災計画に位置づけられる。

### （定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者であって、次号に規定する通常在館者以外の者をいう。
- （3）通常在館者 平常時において、施設・建築物を利用するために当該施設・建築物に存する者とこれらの者にサービス等を提供するために当該施設・建築物に存する者をいう。
- （4）一時滞在施設 大地震等による帰宅困難者が待機できる施設をいう。
- （5）一時避難場所 水害時において、浸水しない地域及び小中学校等の待避施設へ避難する時間がない場合、又は避難に困難を要する場合に緊急避難する施設をいう。
- （6）地域住民等 地域住民、通勤者、通学者、観光客等のうち、一時避難場所への緊急避難を必要とする者をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、 街区管理組合に対し、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- （2）地域住民等に対する一時避難場所の提供

(3) 一時滞在施設等に受け入れた帰宅困難者等に対する別紙3で指定する備蓄品の提供

(4) その他甲の要請により、 街区管理組合が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号で 街区管理組合が提供する施設は、別紙1及び別紙2のとおりとする。

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書(第1号様式)により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

(備蓄品)

第4条 街区管理組合は、備蓄倉庫を当該施設に設置し、別紙3に掲げる帰宅困難者等及び通常在館者に提供する備蓄品を保管する。

(管理運営)

第5条 街区管理組合が第3条第2項の規定に基づき提供した施設の管理運営として次に掲げる事項は、甲の責任において、 街区管理組合が協力する。

(1) 運用に係る人員の支援

(2) 情報伝達手段等の確保及び帰宅困難者・地域住民等への正確な情報の提供

(3) 帰宅困難者・地域住民等に対する備蓄品の手配

(4) 施設を閉鎖した場合の帰宅困難者・地域住民等の帰宅行動の安全かつ円滑な誘導

(5) その他一時滞在施設等の運営に必要な事項

(開設期間)

第6条 第3条第1項の要請により一時滞在施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は 街区管理組合と協議の上、その旨を 街区管理組合に要請するものとする。

2 第3条第1項の要請により一時避難場所を開設した場合の開設期間は、水害時において地域住民等が身の危険を感じたときから、当該施設周辺の水害が収束するまでとする。

(施設の終了)

第7条 甲は、第3条第1項の規定に基づき開設した施設について、その使用を終了するときには、 街区管理組合に施設等使用終了届(第2号様式)を提出するとともに、当該施設を原状に復し 街区管理組合の確認を受けた後、 街区管理組合に引き渡すものとする。

(費用負担)

第8条 街区管理組合が第3条第1項の要請により当該施設を一時滞在施設等として提供する場合は、原則無償とする。ただし、甲は第6条の期間の運用に関して諸費用が発生した場合には協議の上、それに係る費用を負担するものとする。

2 街区管理組合は、前項の協議に基づく費用の請求については、施設等使用費用請求書(第3号様式)に、その内容及び金額を確認できる書類等を添付して行うものとする。甲は、 街区管理組合から請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づく 街区管理組合の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災

害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は本協定締結日から1年間とし、本協定の期間満了後1年間毎の自動更新とする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、当該期間満了日の3か月前までに甲乙いずれかから別段の意思表示が書面で相手方に通知された場合、甲乙協議の上、本協定を解除又は変更ができるものとする。

3 第3条の規定に基づく協力の要請は第11条に規定する承継後に行うことができるものとする。

(承継)

第11条 本協定は、本事業による当該施設の引き渡し時に、乙から 街区管理組合へ承継されるものとする。

2 前項による承継以降は、「乙」を「 街区管理組合」と読み替えるものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区南小岩六丁目31番1号  
南小岩六丁目地区市街地再開発組合  
理事長 都築 毅

## 広域避難先としての施設利用に関する細目協定

### (趣旨)

第1条 本協定は、東京都と独立行政法人国立青少年教育振興機構とが締結した「広域避難先としての施設利用に関する包括協定」(令和3年9月3日締結。以下「包括協定」という。)第2条第2項に基づき、避難元自治体(以下「甲」という。)と独立行政法人国立青少年教育振興機構(以下「乙」という。)とが、水害時における、甲の区域を越える避難の受入れ先(以下「広域避難先」という。)としての施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 避難元自治体 台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区をいう。
- (2) 水害 洪水、雨水出水又は高潮により生じる災害をいう。

### (協力の要請)

第3条 甲は、乙に対して第5条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定める甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

2 要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに当該様式を送付するものとする。

### (協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

### (協力の内容)

第5条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 広域避難先としての施設の利用に関すること。
- (2) 水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。
- (3) 第1号に規定する協力内容の円滑な遂行のために必要な防災訓練等の実施に関すること。
- (4) その他の広域避難に関すること。

2 甲は、前項第2号に規定する協力内容を実施するに当たっては、包括協定第2条第4項に基づき、東京都とも連携・協力して取り組むものとする。

### (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### (施設の確認)

第7条 乙は、第3条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

### (施設の提供)

第8条 本協定に基づき利用対象とする施設については、国立オリンピック記念青少年総合センターに限るものとし、その利用範囲は別表のとおりとする。

(施設利用期間)

第9条 広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後3日程度を限度として、甲と乙が協議の上、定める。

2 水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、甲と乙が別途協議するものとする。

3 甲は、乙の通常の事業活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

(広域避難先の開設及び運営)

第10条 広域避難先の開設及び運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、広域避難先の開設及び運営に係る代表者を乙にあらかじめ提示するものとする。

3 乙は、広域避難先の開設及び運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。

4 甲は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(施設利用時の注意事項)

第11条 甲は、避難者に対して、別表に掲げる施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 甲は、当該施設を第1条に定める目的以外には使用してはならない。

(施設の利用終了)

第13条 第9条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、甲は乙と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了し、その旨を別記第1号様式により乙に連絡するものとする。

(1) 広域避難先の必要が無くなったと甲が判断した場合

(2) 広域避難先としての利用終了を乙が甲に要望した場合

(3) その他甲又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

(原状回復義務)

第14条 甲は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、甲の負担により、乙の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。

2 原状回復の範囲は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(費用の負担)

第15条 広域避難先としての施設の利用に要した費用は、甲と乙が協議の上、乙の責に帰すべき費用を除き、甲が負担する。

2 前項の実施に当たっては、甲は別記第2号様式により、費用負担方法等を乙に対して提示するものとする。

3 乙は、前項に基づいて、甲から提示のあった費用負担方法等に応じて、第1項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第16条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合は、乙にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(事故に係る責任)

第17条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故につ

いては、乙の責任に帰すべき事由がある場合を除き、甲がその責任を負うものとする。

(情報の不開示)

第18条 甲は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報を第三者に提供してはならない。

(確認事項)

第19条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

(有効期限)

第20条 本協定の有効期限は、令和5年3月31日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の1月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第21条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書10通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年3月31日

甲

東京都台東区東上野四丁目5番6号  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都北区王子本町一丁目15番22号  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

乙 東京独立行政法人  
東京都渋谷区  
独立行政法人  
代表者  
青木神園町  
立木少年教  
長青少古  
事長  
理  
事  
長  
和  
機  
構



## 広域避難先としての施設利用に関する細目協定

### (趣旨)

第1条 本協定は、東京都と国立大学法人東京芸術大学とが締結した「広域避難先としての施設利用に関する包括協定」(令和4年1月13日締結。以下「包括協定」という。)第2条第2項に基づき、避難元自治体(以下「甲」という。)と国立大学法人東京芸術大学(以下「乙」という。)とが、水害時における、甲の区域を越える避難の受入れ先(以下「広域避難先」という。)としての施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 避難元自治体 台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区をいう。
- (2) 水害 洪水、雨水出水又は高潮により生じる災害をいう。

### (協力の要請)

第3条 甲は、乙に対して第5条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定める甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

2 要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに当該様式を送付するものとする。

### (協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

### (協力の内容)

第5条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 広域避難先としての施設の利用に関すること。
- (2) 水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。
- (3) 第1号に規定する協定内容の円滑な遂行のために必要な防災訓練等の実施に関すること。
- (4) その他の広域避難に関すること。

2 甲は、前項第2号に規定する協定内容を実施するに当たっては、包括協定第2条第4項に基づき、東京都とも連携・協力して取り組むものとする。

### (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### (施設の確認)

第7条 乙は、第3条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

### (施設の提供)

第8条 本協定に基づき利用対象とする施設は別表のとおりとする。

(施設利用期間)

- 第9条 広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後3日程度を限度として、甲と乙が協議の上、定める。
- 2 水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、甲と乙が別途協議するものとする。
- 3 甲は、乙の通常の事業活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

(広域避難先の開設及び運営)

- 第10条 広域避難先の開設及び運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 甲は、広域避難先の開設及び運営に係る代表者を乙にあらかじめ提示するものとする。
- 3 乙は、広域避難先の開設及び運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。
- 4 甲は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(施設利用時の注意事項)

- 第11条 甲は、避難者に対して、別表に掲げる施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

- 第12条 甲は、当該施設を第1条に定める目的以外には使用してはならない。

(施設の利用終了)

- 第13条 第9条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、甲は乙と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了し、その旨を別記第1号様式により乙に連絡するものとする。
- (1) 広域避難先の必要が無くなったと甲が判断した場合
- (2) 広域避難先としての利用終了を乙が甲に要望した場合
- (3) その他甲又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

(原状回復義務)

- 第14条 甲は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、甲の負担により、乙の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 原状回復の範囲は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(費用の負担)

- 第15条 広域避難先としての施設の利用に要した費用は、甲と乙が協議の上、乙の責に帰すべき費用を除き、甲が負担する。
- 2 前項の実施に当たっては、甲は別記第2号様式により、費用負担方法等を乙に対して提示するものとする。
- 3 乙は、前項に基づいて、甲から提示のあった費用負担方法等に応じて、第1項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

- 第16条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合は、乙にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(事故に係る責任)

- 第17条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故については、乙の責任に帰すべき事由がある場合を除き、甲がその責任を負うものとする。

(情報の不開示)

第18条 甲は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報等を第三者に提供してはならない。

(確認事項)

第19条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

(有効期限)

第20条 本協定の有効期限は、令和5年3月31日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の1月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第21条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書10通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年8月26日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都北区王子本町一丁目15番22号  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

乙 東京都台東区上野公園12番8号  
国立大学法人東京芸術大学  
代表者 学長 日比野 克彦

## 広域避難先としての施設利用に関する細目協定

### (趣旨)

第1条 本協定は、東京都と東京都公立大学法人とが締結した「広域避難先としての施設利用に関する包括協定」(令和4年3月29日締結。以下「包括協定」という。)第2条第2項に基づき、避難元自治体(以下「甲」という。)と東京都公立大学法人(以下「乙」という。)とが、水害時における、甲の区域を越える避難の受入れ先(以下「広域避難先」という。)としての施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 避難元自治体 台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、葛飾区、江戸川区をいう。
- (2) 水害 洪水、雨水出水又は高潮により生じる災害をいう。

### (協力の要請)

第3条 甲は、乙に対して第5条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定める甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

2 要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに当該様式を送付するものとする。

### (協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

### (協力の内容)

第5条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 広域避難先としての施設の利用に関すること。
- (2) 水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。
- (3) 第1号に規定する協力内容の円滑な遂行のために必要な防災訓練等の実施に関すること。
- (4) その他の広域避難に関すること。

2 甲は、前項第2号に規定する協力内容を実施するに当たっては、包括協定第2条第4項に基づき、東京都とも連携・協力して取り組むものとする。

### (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### (施設の確認)

第7条 乙は、第3条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

### (施設の提供)

第8条 本協定に基づき利用対象とする施設は別表のとおりとする。

(施設利用期間)

第9条 広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後3日程度を限度として、甲と乙が協議の上、定める。

2 水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、甲と乙が別途協議するものとする。

3 甲は、乙の通常の事業活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

(広域避難先の開設及び運営)

第10条 広域避難先の開設及び運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、広域避難先の開設及び運営に係る代表者を乙にあらかじめ提示するものとする。

3 乙は、広域避難先の開設及び運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。

4 甲は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(施設利用時の注意事項)

第11条 甲は、避難者に対して、別表に掲げる施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 甲は、当該施設を第1条に定める目的以外には使用してはならない。

(施設の利用終了)

第13条 第9条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、甲は乙と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了し、その旨を別記第1号様式により乙に連絡するものとする。

(1) 広域避難先の必要が無くなったと甲が判断した場合

(2) 広域避難先としての利用終了を乙が甲に要望した場合

(3) その他甲又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

(原状回復義務)

第14条 甲は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、甲の負担により、乙の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。

2 原状回復の範囲は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(費用の負担)

第15条 広域避難先としての施設の利用に要した費用は、甲と乙が協議の上、乙の責に帰すべき費用を除き、甲が負担する。

2 前項の実施に当たっては、甲は別記第2号様式により、費用負担方法等を乙に対して提示するものとする。

3 乙は、前項に基づいて、甲から提示のあった費用負担方法等に応じて、第1項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第16条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合は、乙にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(事故に係る責任)

第17条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故につ

いては、乙の責任に帰すべき事由がある場合を除き、甲がその責任を負うものとする。

(情報の不開示)

第18条 甲は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報を第三者に提供してはならない。

(確認事項)

第19条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

(有効期限)

第20条 本協定の有効期限は、令和5年3月31日とする。とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の1月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第21条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年9月9日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都北区王子本町一丁目15番22号  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

乙 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号  
東京都公立大学法人  
理事長 山本 良一

## 災害時における避難所等での訪問サービスの提供等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社達富（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での訪問サービスの提供、区内の在宅サービス利用者の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。

（協力申請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）避難所等で、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービス（以下「訪問サービス」という。）の提供。

（2）在宅サービスを利用する区内に住所を有する者の安否確認。

（3）その他甲乙協議により必要と認める業務。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第4条 乙は、前条第1項に基づき協力したときは、報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、事業者が第3条に規定する訪問サービスに要した経費（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、第1項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に請求書（第3号様式）により請求するものとする。

4 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（補償等）

第6条 甲は、本協定に基づき訪問サービス等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく避難所等での訪問サービス等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務）

第9条 乙は、第3条に規定する協力申請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、令和4年9月28日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）

第11条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年9月28日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区北小岩六丁目42番4号  
株式会社達富  
代表取締役 石川 はるみ



## 災害時における葬祭用品の供給等及び 帰宅困難者の支援等の協力に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と有限会社瑞江セレモ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な棺、遺体収納袋等の資機材及び腐敗防止用のドライアイス等の消耗品の提供
- （2）区が設置する遺体収容所が不足する場合等の遺体収容所としての施設の提供
- （3）区が設置する遺体収容所の運営等のサポート
- （4）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （5）帰宅困難者等に対する一時滞在施設の提供
- （6）一時滞在施設としての帰宅困難者等に対する食料やトイレ等の提供
- （7）上記（1）～（6）の業務に係る作業等役務の提供
- （8）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項の（5）及び（6）で使用する施設は次のとおりとし、開設期間は要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでの3日間とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議のうえ、乙に使用期間延長の申請をするものとする。

- （1）一之江セレモニーホール：江戸川区西瑞江五丁目1番5号

3 協力の要請は、原則として葬祭用品等供給協力要請書（第1号様式）又は帰宅困難者支援等要請書（第2号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（業務の履行）

第3条 乙は、前条に基づく甲の要請があったときは、可能な範囲において、速やかに要請事項に応えなければならない。

（報告）

第4条 乙は、第2条（1）～（4）に基づく業務を実施したときは、葬祭用品等供給協力報告書（第3号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

- （1）第2条（1）～（4）の支援業務に係る消耗品及び燃料費
- （2）一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等

( 3 ) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

( 経費の請求 )

第 6 条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、葬祭用品等供給及び施設等使用費用請求書(第 4 号様式)により請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

3 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合の経費は、当該要請を行った遺族等に請求する。

( 一時滞在施設の終了 )

第 7 条 甲は、第 2 条( 5 )及び( 6 )の要請事項を終了する際には、乙に帰宅困難者支援等終了届(第 5 号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

( 災害時の情報提供 )

第 8 条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

( 損害補償 )

第 9 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 4 1 年 6 月江戸川区条例第 1 0 号)によるものとする。

( 有効期間 )

第 1 0 条 本協定の有効期間は、令和 4 年 1 0 月 2 4 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 1 1 条 本協定に定めのない事項、又は条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 1 0 月 2 4 日

甲 江戸川区中央一丁目 4 番 1 号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 江戸川区西瑞江五丁目 1 番 5 号

有限会社 瑞江セレモ  
代表取締役社長 須賀 寛文

## 災害時における物資供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とアスクル株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う食料品及び日用品等（以下「応急物資」という。）の調達業務に係る乙の協力に関して必要な基本的事項を定め、災害応急対応業務の充実及び被災住民の生活安定を図ることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して応急物資の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとし、乙はこれに対する諾否を回答書（第2号様式）により回答する。ただし、やむを得ない場合でこれによりがたいときは、口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、次に掲げる乙が運営する物流センターより可能な範囲において、応急物資の供給に協力するものとする。ただし、乙が被災等その他乙の事情により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

名称	所在地
ASKUL 東京 DC	東京都江戸川区臨海町四丁目3番
アスクル DCM センター	東京都江東区
アスクル DCM 第2センター	東京都板橋区舟渡四丁目8番1号

### （応急物資の範囲）

第4条 第2条第1項の規定に基づき、乙が甲に対して供給する応急物資の範囲は、乙が乙施設に保有する物資又は乙施設に調達可能な物資のうち、別紙のとおりとする。

2 乙は、甲から要請があった場合、主な応急物資の在庫状況を甲に報告するものとする。

### （注文書）

第5条 甲は、やむを得ない場合を除き、乙に対し、注文書（第3号様式）を発行するものとする。

### （応急物資の運搬）

第6条 応急物資の引渡し場所及び日時は、甲乙協議の上、甲が指定するものとする。

2 乙施設から応急物資の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、個々の協力要請において甲及び乙がこれと異なる内容の合意をしたときはこの限りでない。

3 第1項の規定に基づき甲が指定した引渡し場所において、甲及び乙又は乙が指定する者の双方が品目、数量等を確認の上、甲が応急物資を受け取るものとする。

4 乙は、応急物資を供給したときは、品目、数量等の必要事項を記載した納品書を甲に提出するものとする。なお、納品書は乙の様式によるものとする。

(報告)

第7条 乙は、第2条第1項の規定に基づく甲の要請に協力したときは、その活動を報告書(第4号様式)により報告するものとする。

(費用負担及び価格)

第8条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用の額は、次のとおりとする。

(1) 応急物資は、当該災害直前の価格(乙の運営する事業者向け通販サービスにおける販売価格)

(2) 運搬に要した費用は、実費額(ただし、運搬に要する乙の人件費を甲が直接負担するものではない。)

(請求及び支払)

第9条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の調達業務に要した費用を費用請求書(第5号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときから1か月以内に、乙指定の金融機関口座に送金し、当該費用を支払うものとする。なお、送金手数料は甲の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 本協定に基づき乙が甲に引き渡した応急物資について、引き渡し後6か月以内(有期物品の場合で賞味期限等を有する場合は6か月を上限として当該期間内)に隠れた瑕疵が発見された場合、乙は甲に対し、瑕疵のある応急物資について良品と交換し、又は返品を受けた上で返金をするものとする。

(危険負担)

第11条 本協定に基づく引渡し完了前の応急物資の滅失・毀損等の危険は乙が負担するものとし、引渡し完了後の当該危険は甲が負担するものとする。

(損害補償)

第12条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)によるものとする。ただし、民法その他法令に基づく損害賠償請求を妨げないものとする。

(損害賠償)

第13条 甲及び乙は、相手方が本協定の定めに違反したときは、これによって生じた損害(訴訟費用及び合理的範囲の弁護士費用を含む。)の賠償を相手方に請求することができるものとする。

(在庫状況)

第14条 乙は甲に対し、災害時における主な応急物資の供給可能数量の目安を、毎年1月に別紙により報告するものとする。

(連絡体制・手段)

第15条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先(平常時及び緊急時)を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

2 乙は、災害時に江戸川区内において甲と連絡が取れない場合は、以下に示す連絡手段により行うものとする。

(1) 区立小・中学校等に設置している災害時特設公衆電話の利用

(2) 区役所、各事務所などへの直接伝令

(防災訓練)

第16条 乙は甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練に参加協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更について書面による申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の定めに関わらず、乙施設の使用に関する乙と乙施設の土地及び建物の貸主との間の賃貸借契約が終了する場合、本協定の有効期間内であっても本協定は当該賃貸借契約の終了により直ちに終了するものとする。この場合、乙は速やかに甲に対し、乙施設の賃貸借契約が終了する旨を通知するものとする。

(契約上の地位等の譲渡等の禁止)

第18条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、協定に基づく地位及び一切の権利義務につき直接又は間接を問わず、第三者への譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとする。

(解除)

第19条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らの催告を要せず、協定及び協定に付随する一切の契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 甲が乙に対する支払債務の履行を遅滞し、又は怠ったとき

(2) 本協定に定める条項のいずれかに違反したとき

(3) 相手方の信用を失墜させるような行為をしたとき

(4) 上記各号に準じる事由が生じたとき

(合意管轄)

第20条 甲及び乙は、本協定及び本協定に付随する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第21条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年10月27日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江東区豊洲三丁目2番3号  
アスクール株式会社  
代表取締役社長 C E O 吉岡 晃

## 災害時における避難所等での障害福祉サービスの提供等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社ケアギビング（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での障害福祉サービスの提供、区内の避難行動要支援者等の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。

（3）避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

（協力申請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）避難所等で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、障害児通所支援、その他の障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供。

（2）区内に住所を有する避難行動要支援者等の安否確認。

（3）その他甲乙協議により必要と認める業務。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第4条 乙は、前条第1項に基づき協力したときは、報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、事業者が第3条に規定する障害福祉サービス等に要した経費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する自立支援給付、または児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時

における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、第1項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に請求書（第3号様式）により請求するものとする。

4 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。  
（補償等）

第6条 甲は、本協定に基づき障害福祉サービス等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく避難所等での障害福祉サービス等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

（事業所一覧）

第8条 乙は、事業所の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務）

第10条 乙は、第3条に規定する協力申請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）

第12条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月25日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 神奈川県横浜市鶴見区市場大和町4番3号



株式会社ケアギビング  
代表取締役 加藤 剛

## 広域避難先としての施設利用に関する細目協定

### (趣旨)

第1条 本協定は、東京都と株式会社東京レポートセンターとが締結した「広域避難先としての施設利用に関する包括協定」(令和4年3月25日締結。以下「包括協定」という。)第2条第2項に基づき、避難元自治体(以下「甲」という。)と株式会社東京レポートセンター(以下「乙」という。)とが、水害時における、甲の区域を越える避難の受入れ先(以下「広域避難先」という。)としての施設利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 避難元自治体 台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区をいう。
- (2) 水害 洪水、雨水出水又は高潮により生じる災害をいう。

### (協力の要請)

第3条 甲は、乙に対して第5条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定める甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

2 要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに当該様式を送付するものとする。

### (協力)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

### (協力の内容)

第5条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 広域避難先としての施設の利用に関すること。
- (2) 水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。
- (3) 第1号に規定する協力内容の円滑な遂行のために必要な防災訓練等の実施に関すること。
- (4) その他の広域避難に関すること。

2 甲は、前項第2号に規定する協力内容を実施するに当たっては、包括協定第2条第4項に基づき、東京都とも連携・協力して取り組むものとする。

### (情報の交換)

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 乙は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

### (施設の確認)

第7条 乙は、第3条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

### (施設の提供)

第8条 本協定に基づき利用対象とする施設は別表のとおりとする。

( 施設利用期間 )

- 第 9 条 広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後 3 日程度を限度として、甲と乙が協議の上、定める。
- 2 水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、甲と乙が別途協議するものとする。
- 3 甲は、乙の通常の事業活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

( 広域避難先の開設及び運営 )

- 第 10 条 広域避難先の開設及び運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 甲は、広域避難先の開設及び運営に係る代表者を乙にあらかじめ提示するものとする。
- 3 乙は、広域避難先の開設及び運営について、可能な範囲で甲に協力するものとする。
- 4 甲は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

( 施設利用時の注意事項 )

- 第 11 条 甲は、避難者に対して、別表に掲げる施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

( 目的外使用の禁止 )

- 第 12 条 甲は、当該施設を第 1 条に定める目的以外には使用してはならない。

( 施設の利用終了 )

- 第 13 条 第 9 条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、甲は乙と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了し、その旨を別記第 1 号様式により乙に連絡するものとする。
- ( 1 ) 広域避難先の必要が無くなったと甲が判断した場合
- ( 2 ) 広域避難先としての利用終了を乙が甲に要望した場合
- ( 3 ) その他甲又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

( 原状回復義務 )

- 第 14 条 甲は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、甲の負担により、乙の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 原状回復の範囲は、甲と乙の協議により決定するものとする。

( 費用の負担 )

- 第 15 条 広域避難先としての施設の利用に要した費用は、甲と乙が協議の上、乙の責に帰すべき費用を除き、甲が負担する。
- 2 前項の実施に当たっては、甲は別記第 2 号様式により、費用負担方法等を乙に対して提示するものとする。
- 3 乙は、前項に基づいて、甲から提示のあった費用負担方法等に応じて、第 1 項の費用を甲に請求し、甲はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

( 損害補償 )

- 第 16 条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合は、乙にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

( 事故に係る責任 )

- 第 17 条 本協定に基づく乙の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故については、乙の責任に帰すべき事由がある場合を除き、甲がその責任を負うものとする。

( 情報の不開示 )

第 18 条 甲は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならない。

2 甲及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報等を第三者に提供してはならない。

( 確認事項 )

第 19 条 甲及び乙は、本協定の締結が、乙が甲以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

( 有効期限 )

第 20 条 本協定の有効期限は、令和 5 年 3 月 31 日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の 1 月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に 1 年延長されるものとし、以降も同様とする。

( 疑義等の決定 )

第 21 条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書 10 通を作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和4年11月30日

甲

東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区  
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都足立区中央本町一丁目17番  
1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
江東区  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都北区王子本町一丁目15番22号  
北区  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都江戸川区中央一丁目4番1  
号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙

東京都江東区青海二丁目5番10号  
株式会社 東京レポートセンター  
代表者 代表取締役社長 砥出 欣典

## 災害時における物流業務等に関する協定

災害時における物流業務等に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し要請する物流業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）物資等 救援物資、食料、飲料水、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。

（3）物資輸送拠点 江戸川区地域防災計画に定める地域内輸送拠点のほか、災害時において区長が指定する施設、乙又は乙の関係団体が提供する施設をいう。

（4）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所又は甲が指定する物資の供給場所をいう。

（5）物流業務等 次に掲げる業務をいう。

ア 物資輸送拠点の供給

イ 物資等の輸送

ウ 物資等の保管

エ 物資等の入出庫及び在庫管理

オ 物資輸送拠点における物資等の受入れ、荷役、仕分け、一時保管、搬出等

カ 避難所等への物資等の輸送及び仕分け等のサポート等

キ 物流業務に必要な車両、荷役機械又は資機材の供給

ク 物資等の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣

ケ アからクまでに掲げる業務のほか、甲乙協議により必要と認める業務

（6）供給車両 乙が所有する車両であって、災害時に本協定に基づき甲に供給することが可能な車両をいう。

（協力申請）

第3条 甲は災害時、乙に対して物流業務等に関する協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。  
ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第4条 乙は、第3条第1項に基づき協力したときは、報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条第1項の規定による要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、供給車両に係る費用については、災害発生直前の適正価格を参考にし、甲乙協議の上、決定する。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は、第1項の費用について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に費用請求書(第3号様式)により請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、物流業務等の実施に当たって事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両を確保する等の必要な措置を講じて物流業務等を継続するよう努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、物流業務等の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲乙協議の上、決定する。

(補償等)

第7条 甲は、本協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(燃料の確保)

第8条 甲は、平常時から供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(機密の保持及び情報提供)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡体制等)

第10条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

(訓練等への参加)

第 1 1 条 乙は、甲が実施する訓練等へ参加するよう努めるものとする。

(有効期間)

第 1 2 条 本協定の有効期間は、令和 4 年 1 2 月 2 1 日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定細目)

第 1 3 条 本協定を実施するため必要な細目は甲乙協議の上、別に定めることができるものとする。

(協議)

第 1 4 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江東区東雲二丁目 1 3 番 3 2 号  
佐川急便株式会社 関東支店  
支店長 広瀬 禎幸



## 災害時の一般ボランティア活動支援における人材派遣等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益財団法人えどがわボランティアセンター（以下「丙」という。）と三和商事株式会社（以下「丁」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 令和4年4月1日に甲乙丙間で締結した「災害時の一般ボランティア活動支援に関する協定」に基づき、迅速かつ効果的な災害救援活動を図るため、災害時における人材等の確保について、甲、乙、丙及び丁（以下「甲等」という。）が協力し、被災した江戸川区民の円滑な支援に資する。

（協力内容）

第2条 甲等は、情報を共有して支援活動に活かすとともに、丁は、江戸川区災害ボランティアセンターの活動に基づき、その組織及び機能等を最大限に活用し、甲、乙及び丙に対して、人材派遣等の協力を行う。

（平常時における体制）

第3条 丁は、平常時から災害時の業務に備えるものとし、江戸川区災害ボランティアセンター設置に係る団体と協力体制を構築する。

（費用負担）

第4条 甲の要請に基づく乙の支援業務等については、原則無償とする。ただし、場合により支援業務等にかかる費用については、甲等の協議により決定することができる。

（損害補償）

第5条 協力内容に基づく、乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）等の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（連絡体制等）

第6条 甲等は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

（守秘義務）

第7条 乙等は、第2条に規定する協力内容により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲等いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲等協議の上、

決定する。

本協定書は、4通作成し甲等それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月22日

- 甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 斉藤 猛
- 乙 東京都江戸川区松島一丁目38番1号  
社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会  
会長 斉藤 猛
- 丙 東京都江戸川区松島一丁目38番1号  
公益財団法人えどがわボランティアセンター  
理事長 小久保 晴行
- 丁 東京都江戸川区中央四丁目11番10号  
三和商事株式会社  
代表取締役社長 小林 正

## 災害時における避難所等での訪問サービスの提供等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とウコウコヤオ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での訪問サービスの提供、区内の在宅サービス利用者の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。

（協力申請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）避難所等で、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービス（以下「訪問サービス」という。）の提供。

（2）在宅サービスを利用する区内に住所を有する者の安否確認。

（3）その他甲乙協議により必要と認める業務。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第4条 乙は、前条第1項に基づき協力したときは、報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、事業者が第3条に規定する訪問サービスに要した経費（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、第1項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に請求書（第3号様式）により請求するものとする。

4 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（補償等）

第6条 甲は、本協定に基づき訪問サービス等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日条例第10号）の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく避難所等での訪問サービス等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

（連絡体制等）

第7条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

（事業所一覧）

第8条 乙は、事業所の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（守秘義務）

第10条 乙は、第3条に規定する協力申請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定細目）

第12条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月23日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都台東区下谷1丁目11番15号ソレイユ入谷4階  
ウコウコヤオ株式会社  
代表取締役 西ヶ谷 正人

## 災害時における物流業務等に関する協定

災害時における物流業務等に関し、江戸川区（以下「甲」という。）と東京福山通運株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し要請する物流業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）物資等 救援物資、食料、飲料水、生活必需品、資器材等、災害時に被災者の支援に要する物資をいう。

（3）物資輸送拠点 江戸川区地域防災計画に定める地域内輸送拠点のほか、災害時において区長が指定する施設、乙又は乙の関係団体が提供する施設をいう。

（4）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所又は甲が指定する物資の供給場所をいう。

（5）物流業務等 次に掲げる業務をいう。

ア 物資等の輸送

イ 物流業務に必要となる車両、施設、荷役機械又は資機材の供給

ウ フォークリフト運転技能講習修了者の派遣及びフォークリフトの供給

エ アからウまでに掲げる業務のほか、甲乙協議により必要と認める業務

（6）供給車両 乙が所有する車両であって、災害時に本協定に基づき甲に優先的に供給することが可能な車両をいう。

2 前項の（5）ウ及び（6）で使用する車両はおおむね次のとおりとする。

（1）フォークリフト：1台

（2）貨物自動車（2トン車）：2台

（協力申請）

第3条 甲は災害時、乙に対して物流業務等に関する協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(フォークリフトの引渡し)

第4条 フォークリフトを供給する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙によりフォークリフトの運搬が不可能な場合は、甲乙協議の上、供給の方法を決定する。

(報告)

第5条 乙は、第3条第1項に基づき協力したときは、報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条第1項の規定による要請により物流業務等に要した費用は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用のうち、供給車両に係る費用については、災害発生直前の適正価格を参考にして、甲乙協議の上、決定する。

3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上、決定する。

4 乙は、第1項の費用について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に費用請求書(第3号様式)により請求するものとする。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、物流業務等の実施に当たって事故等が発生したときは、甲に対して、速やかに事故等の状況を報告するものとする。

2 乙は、供給車両が事故や故障等によって運行できなくなったときは、速やかに代替の供給車両を確保する等の必要な措置を講じて物流業務等を継続するよう努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、物流業務等の継続が困難なときは、乙は甲に対して速やかに報告し、その後の対応について甲乙協議の上、決定する。

(補償等)

第8条 甲は、本協定に基づき物流業務等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく物流業務等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(燃料の確保)

第9条 甲は、平常時から供給車両に係る燃料の確保に努めるものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けたフォークリフトを次のとおり使用するものとする。

(1) 原則として、江戸川区内で使用する。

(2) 公道での使用は不可とする。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又

は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡体制等)

第12条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

(訓練等への参加)

第13条 乙は、甲が実施する訓練等へ参加するように努めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定細目)

第15条 本協定を実施するため必要な細目は甲乙協議の上、別に定めることができるものとする。

(協議)

第16条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月18日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江東区越中島三丁目6番15号  
東京福山通運株式会社  
代表取締役 渡邊 一雄

## 広域避難先としての施設利用に関する細目協定

東京都（以下「甲」という。）と避難元自治体（以下「乙」という。）は、水害時における、甲の区域内の地方公共団体（以下「区市町村」という。）の区域を越える避難者等の受入れ先（以下「広域避難先」という。）として、東京ウィメンズプラザ（東京芸術劇場、東京都美術館、東京文化会館）の施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

### （定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1） 避難元自治体 台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区をいう。
- （2） 水害 洪水、雨水出水又は高潮により生じる災害をいう。

### （協力の要請）

第2条 乙は、甲に対して第4条に規定する協力を要請する場合は、あらかじめ定める甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

2 要請は、別記第1号様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で行い、事後速やかに当該様式を送付するものとする。

### （協力）

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けた場合は、協力するよう努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により要請に応じられない場合はこの限りでない。

### （協力の内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

- （1） 広域避難先としての施設の利用に関すること。
- （2） 水害時における前号の円滑な実施に必要な連絡及び調整等に関すること。
- （3） 第1号に規定する協力内容の円滑な遂行のために必要な防災訓練等の実施に関すること。
- （4） その他の広域避難に関すること。

### （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項の円滑な遂行のために、平素から情報交換を行うものとする。

2 甲は、広域避難先としての施設の提供が不可能となる事由が生じた場合、又は当該施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく乙に報告する。

### （施設の確認）

第6条 甲は、第3条の要請に基づき施設の提供を行う場合は、事前に当該施設の安全性を確認する。

### （施設の提供）

第7条 本協定に基づき利用対象とする施設は別表のとおりとする。

### （施設利用期間）

第8条 広域避難先としての施設の利用期間は、当該施設の利用開始後3日程度を限度として、甲と乙が協議の上、定める。

2 水害の状況等により、前項で定める期間を延長する必要がある場合は、甲と乙が別途



協議するものとする。

- 3 乙は、甲の通常業務が早期に再開できるよう配慮するとともに、広域避難先の早期閉鎖に努めるものとする。

(広域避難先の開設及び運営)

第9条 広域避難先の開設及び運営は、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、広域避難先の開設及び運営に係る代表者を甲にあらかじめ提示するものとする。

3 甲は、広域避難先の開設及び運営について、乙に協力するものとする。

4 乙は、広域避難先としての施設の利用を終了する場合、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(施設利用時の注意事項)

第10条 乙は、避難者に対して、別表に掲げる施設又はその一部以外に立ち入ることがないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 乙は、当該施設を水害時における広域避難先としての利用目的以外には使用してはならない。

(施設の利用終了)

第12条 第8条の規定により定める施設利用期間にかかわらず、次の各号に該当する場合、甲は乙と協議の上、広域避難先としての施設の利用を終了し、その旨を別記第1号様式により甲に連絡するものとする。

(1) 広域避難先の必要が無くなったと乙が判断した場合

(2) 広域避難先としての利用終了を甲が乙に要望した場合

(3) その他甲又は乙が広域避難先としての利用終了を必要と認めた場合

(原状回復義務)

第13条 乙は、前条の規定により、広域避難先としての施設の利用を終了したときは、乙の負担により、甲の指定する期日までに施設を原状に回復して返還しなければならない。

2 原状回復の範囲は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(費用の負担)

第14条 広域避難先としての施設の利用に要した費用は、甲と乙が協議の上、甲の責に帰すべき費用を除き、乙が負担する。

2 前項の実施に当たっては、乙は別記第2号様式により、費用負担方法等を甲に対して提示するものとする。

3 甲は、前項に基づいて、乙から提示のあった費用負担方法等に応じて、第1項の費用を乙に請求し、乙はその内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第15条 本協定に基づく甲の施設の利用に関し、その設備等に損害が生じた場合は、甲にその損害の発生原因について故意又は重過失がない限り、合理性が認められる範囲で乙が負担することを原則とし、その額及び負担方法については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(事故に係る責任)

第16条 本協定に基づく甲の施設の利用に関し、当該施設で発生した死傷等の事故については、甲の責任に帰すべき事由がある場合を除き、乙がその責任を負うものとする。

(情報の不開示)

第17条 乙は、本協定で知り得た施設の警備に関する情報を第三者に提供してはならな

い。

2 甲及び乙は、本協定で知り得た住民の個人情報を第三者に提供してはならない。

(確認事項)

第18条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の地方公共団体等と締結する施設の利用に関する協定の効力を妨げるものではないことを確認する。

(有効期限)

第19条 本協定の有効期限は、令和5年3月31日とする。

2 前項の有効期限は、有効期限の1月前までの間に、甲又は乙が相手方に対して書面により延長をしない旨の通知をしない限り、自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第20条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議し、これを定め、又は処理するものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書10通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和5年2月2日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
代表者 東京都知事 小池 百合子

乙 東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
代表者 台東区長 服部 征夫

東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
板橋区  
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
墨田区  
代表者 墨田区長 山本 亨

号

東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区  
代表者 足立区長 近藤 弥生

東京都江東区東陽四丁目11番28号  
江東区  
代表者 江東区長 山崎 孝明

東京都葛飾区立石五丁目13番1号  
葛飾区  
代表者 葛飾区長 青木 克徳

東京都北区王子本町一丁目15番22号  
北区  
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区  
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都荒川区荒川二丁目2番3号  
荒川区  
代表者 荒川区長 西川 太一郎

## 災害時における応急物資の優先供給及び 大規模な水害時における一時的な緊急避難に関する協定

江戸川区（以下、「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う日用品及び日用雑貨等（以下、「応急物資」という。）の調達業務に関して必要な事項を定め、災害応急対策業務の充実及び被災住民の生活安定を図ること並びに、江戸川区内で高潮・洪水等による大規模な水害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「大規模な水害時」という。）において、乙が管理する施設を一時的な緊急避難先（以下「緊急避難先」という。）として近隣住民等に使用させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

ただし、本協定は地域防災計画上の待避施設を指定するものではない。

（応急物資の供給要請）

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは口頭等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（応急物資の範囲）

第3条 第2条第1項の規定に基づき、乙が甲に対して供給する応急物資の範囲は、乙が乙施設に保有する物資又は乙施設に調達が可能な物資のうち、別紙のとおりとする。

2 乙は、甲から要請があった場合、主な応急物資の在庫状況を甲に報告するものとする。

（応急物資の運搬）

第4条 応急物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、乙の応急物資の保管場所から引渡場所までの運搬に関しては、甲又は甲の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（報告）

第5条 乙は、第2条に基づく甲の要請に協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（緊急避難先の協力要請）

第6条 甲は、大規模な水害時において必要が生じたときは、乙に対し、緊急避難先として乙の施設を使用できるよう要請することができる。

2 前項の要請は、緊急避難先使用要請書（第3号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは口頭等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（緊急避難先使用施設及び使用範囲）

第7条 緊急避難先として近隣住民等が使用できる施設は、以下のとおりとする。

施設名称	コーナン江戸川中央店
所在地	東京都江戸川区中央三丁目3番5号
使用範囲	店舗共有部と屋上（別紙参照）
収容可能人数	約100名

避難経路	別紙参照
入口	別紙参照

(緊急避難先の使用期間)

第8条 緊急避難先の使用期間については、大規模な水害時において住民自らが身の危険を感じたときから、甲が避難所を設置するまでとする。

(緊急避難先の終了)

第9条 甲は第7条の規定に基づく緊急避難先として使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に緊急避難先終了届(第4号様式)を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、緊急避難先に避難してきた近隣住民等が、乙の責に帰さない事由により引き起こした事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第11条 甲は、第2条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとし、費用の額は、当該災害時直前の価格とする。

2 甲は、第6条の規定による乙の緊急避難先としての施設の使用料は、無償とする。ただし、その他必要と認める費用については、甲乙協議の上、決定する。

(請求及び支払い)

第12条 乙は、甲の要請に基づく応急物資供給に要した費用を応急物資供給費用等請求書(第5号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認のうえ、速やかに当該費用を支払うものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも本協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月6日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1  
コーナン商事株式会社  
代表取締役社長 疋田 直太郎

## 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設及び 駐車場の一時使用に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社Wガーデン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下の各号に掲げる事項について定めることを目的とする。

- （1）江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有又は使用・賃借する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用すること。
- （2）江戸川区内で大規模な洪水、高潮、豪雨が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「水害時」という。）において、甲が乙の所有又は使用・賃借する施設の駐車場を、車両待避場所として一時的に使用すること。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、その他同号に規定する災害に準じるものとして区長が認めた場合をいう。
- （2）帰宅困難者 交通が途絶し、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- （1）災害時における帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- （2）一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供
- （3）水害時における車両待避場所の提供
- （4）その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第2号、第3号で乙が提供する施設は次のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れ可能人数の目安は、設置座席等の受入れスペースを配慮し決定する。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
WESTERN葛西	江戸川区中葛西三丁目34番13号	1階客室（719㎡）	500人
WESTERN西葛西	江戸川区西葛西五丁目6番1号野口ビル1F	1階客室（311㎡）	216人
		2階客室（231㎡）	143人
WESTERN一之江	江戸川区一之江三丁目1番16号	1階客室（306㎡）	200人
		2階客室（238㎡）	133人
WESTERN環七	江戸川区南葛西四丁目1番8号	1階客室（780㎡）	544人
WESTERN環七	江戸川区南葛西四丁目1番8号	立体駐車場2階（440㎡）	20台

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（管理運営）

第4条 乙が前条第1項の規定に基づいて提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（開設期間）

第5条 第3条第1項（1）及び（2）の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日までとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、その旨を乙に要請をするものとする。

2 第3条第1項（3）の要請により施設を開設した場合の開設期間は、要請を受けたときから洪水警報・高潮警報・大雨警報の解除等により水害による被害のおそれなくなるまでの間又は水害が発生したときから水害が収束するまでの間とする。

（施設の終了）

第6条 甲は、第3条第1項の規定に基づいて使用した施設について、その使用を終了するときは、乙に施設等使用終了届（第2号様式）を提出するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（費用負担）

第7条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。

（1）一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等

（2）その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第8条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、施設等使用費用請求書（第3号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）によるものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 乙が賃借している施設において、本協定の有効期間内に、乙と所有者との賃貸借契約が満了または解約となった場合、本協定は賃貸借契約満了又は解約による明渡日をもって終了する。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年2月22日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江戸川区中葛西三丁目34番13号  
株式会社Wガーデン  
代表取締役 阿部 圭太



## 災害時における段ボール製簡易ベッド等の優先供給に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と株式会社セイエイドーKVSコーポレーション（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う段ボール製簡易ベッド等の調達業務に係る乙の協力に関して必要な事項を定め、区民の避難生活の早期安定を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定において「段ボール製簡易ベッド等」とは、次に掲げるものをいう。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製パーテーション
- （3）紙製簡易トイレ
- （4）その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、段ボール製簡易ベッド等の供給及び運搬について要請することができる。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

### （物資の範囲）

第4条 第3条第1項の規定に基づき、乙が甲に対して供給する段ボール製簡易ベッド等の範囲は、乙が乙施設に保有する物資のうち、別紙のとおりとする。

2 乙は、甲から要請があった場合、別紙以外の在庫状況については、甲に報告し、可能な範囲で協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合には、この限りではない。

### （引渡し）

第5条 段ボール製簡易ベッド等の引渡し場所は、甲が指定するものとし、当該場所において甲が数量等を確認の上、受け取るものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により段ボール製簡易ベッド等を運搬する場合は、乙の車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

### （報告）

第6条 乙は、第3条第1項の規定により段ボール製簡易ベッド等を供給したときは、その内容を報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第7条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち、次に掲げる費用は甲が負担する。ただし、第4条第1項の規定により管理する

段ボールベット等の保管や維持、廃棄等に係る費用は、全て乙の負担とする。

( 1 ) 段ボール製簡易ベッド等の費用

( 2 ) 段ボール製簡易ベッド等の運搬に係る運搬費

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

( 請求及び支払 )

第 8 条 乙は、前条に定めた費用を甲に請求する場合は、請求書 ( 第 3 号様式 ) により、請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

( 損害補償 )

第 9 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」( 昭和 4 1 年 6 月 7 日江戸川区条例第 1 0 号 ) によるものとする。

( 有効期間 )

第 1 0 条 本協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

( 協議 )

第 1 1 条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2 通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 5 年 3 月 2 9 日

甲 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 千葉県船橋市西習志野四丁目 6 番 7 号

株式会社セイエイドー K V S コーポレーション

代表取締役 石毛 照夫